

第6期 川口市障害者自立支援福祉計画

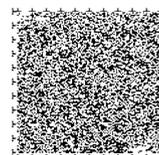
第2期 川口市障害児福祉計画

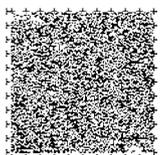
令和3年度～令和5年度

ともに生き、
みんなが元気に輝くまち

令和3年3月

川口市





はじめに



本市では、「ともに生き、みんなが元気に輝くまち」を基本理念に、平成30年度から6年間の計画期間とする「川口市障害者福祉計画」を策定し、障害者に対する各種施策を総合的かつ計画的に推進して参りました。併せて、平成30年度からの3年間の計画期間とする「第5期川口市障害者自立支援福祉計画」及び「第1期川口市障害児福祉計画」を策定することにより、一体的な計画として、障害福祉サービスの充実に向けた取り組みを行って参りました。

近年の障害者福祉施策を取り巻く環境は、大きく変化しており、障害者に関わる様々な制度改革も行われて参りました。「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、障害者の更なる雇用促進を目指すものとなり、平成30年4月には障害者の法定雇用率が引き上げられ、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成30年6月に改正され、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることとされるなど、様々な動きがありました。

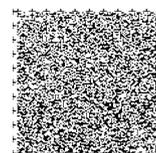
このような状況のもと、本市の障害者福祉施策を検証し、国の制度改正などを踏まえ、新たな取り組みを構築するため、令和3年度から3年間の計画期間とする「第6期川口市障害者自立支援福祉計画」及び「第2期川口市障害児福祉計画」を策定いたしました。新しい計画では、「川口市障害者福祉計画」を踏まえつつ、地域共生社会の実現に向け、障害のある人もない人も地域の中でともに安心して暮らしていけるよう、障害福祉サービスの見込量とその確保方策を定めました。

これらの計画の策定にあたりましては、障害者等へのアンケート調査などを行い、障害者の現状と課題や将来の不安など様々なご意見を伺いながら、より充実した障害福祉サービスの提供に向けた計画といたしました。

アンケート調査にご協力いただきました障害者の方々はもとより、障害者団体及び施設運営事業者の皆さま、並びに貴重なご意見をいただき、熱心にご審議いただいた川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会の委員の皆さまに心から感謝とお礼を申し上げますとともに、この計画の推進につきましても、なお一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

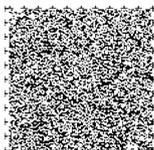
川口市長 奥ノ木信夫



『Uni-Voice：ユニボイス』について

本計画書の各ページの角に印刷された模様は「Uni-Voice：ユニボイス」という音声コードです。専用のアプリケーションを使用して、音声コードをスマートフォンやタブレットなどで読み取る（撮影する）ことで、音声を出力することができます。

なお、音声コードで読み上げられる内容は、実際に記載されている内容とは、若干異なる場合がありますので、ご了承ください。



目 次

【総論】

第1章	計画の策定にあたって	1
1	策定の背景と趣旨	1
2	障害者福祉計画、障害者自立支援福祉計画、障害児福祉計画	4
3	計画の位置づけ	5
4	計画の期間	5
5	計画の策定方法	6
6	計画対象者の範囲	7
7	国の基本指針の一部改正について	8
第2章	障害者の現状と主要課題	12
1	障害者の現状	12
2	障害者の生活状況	25
3	障害者施策推進のための主要課題	44

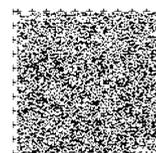
【川口市障害者福祉計画】

第3章	川口市障害者福祉計画の進捗状況	49
1	基本理念・基本目標	49
2	重点施策・基本施策の進捗状況	50

【第6期川口市障害者自立支援福祉計画】

【第2期川口市障害児福祉計画】

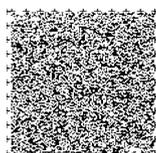
第4章	サービス必要量の見込み	57
1	令和元年度における成果	57
2	令和5年度の目標値	60
3	目標達成のためのサービス体系	65
4	サービス必要量の見込みと確保方策	67



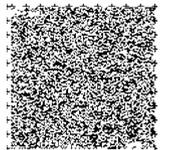
【計画の推進体制】

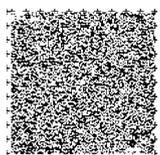
第5章 計画の推進のために	103
1 各主体の役割	103
2 計画を円滑に推進するための取組み	105
資料編	107
1 川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会	107
2 用語解説	113

「障害」という言葉については、法律用語では漢字表記ですが、昨今各地域において「障がい」あるいは「しょうがい」といった表記もみられます。
本市では、漢字表記で「障害」とすることとしています。



総論





第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景と趣旨

(国・県の動向)

平成25年4月に障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法¹）」として改正され、制度の狭間にいた難病²等が障害福祉サービスの対象になりました。

平成25年6月には、障害者に対する差別禁止、合理的配慮³の提供を求める「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立（平成28年4月施行）し、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約⁴）」に日本も批准しました。

平成28年6月には「障害者総合支援法」と「児童福祉法⁵」が改正され、障害者が望む地域生活を支援するため、自立生活援助⁶や就労定着支援⁷といったサービス、高齢障害者の介護保険サービス利用時の負担軽減の仕組みなどが設けられました。また、障害児支援のニーズの多様化に対応するため、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。さらに、「成年後見制度⁸の利用の促進に関する法律⁹」（平成28年5月施行）において、成年後見制度の利用の促進には市町村の取組みが不可欠とされ、市町村計画の策定が努力義務とされました。加えて、国では『地域共生社会』（高齢者や障害者に限らず、地域のあらゆる住民が役割を持ち、ともに支え合いながら、自分らしく暮らすことのできる地域社会）という概念を示し、介護保険と障害福祉のサービスを一体的に提供できる「共生型サービス」を創設するなど、その実現に向けた取組みを推進しています。

また、平成29年度から精神障害にも対応した地域包括ケアシステム¹⁰の構築に向けた施

¹ 平成24年6月に制定、従来の障害者自立支援法を一部改正した法律である。障害者及び障害児等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等を総合的に行うこと、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としている。

² 原因が不明で、治療方法も未確立で、かつ後遺症を残すおそれがある病気をいう。経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成26年法律第50号）により、医療費助成制度の対象疾病とされた指定難病については、医療費の助成が受けられる。

³ 障害者権利条約第2条で、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。実質的な機会均等を確保するために必要で適切な変更及び調整がないことを、障害者権利条約では「差別」であるとしている。

⁴ 障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約。

⁵ 児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めた法律。

⁶ 一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う。

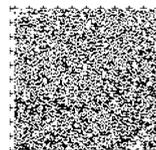
⁷ 一般就労に移行した人に、就労を伴う生活面の課題に対応するための支援を行う。

⁸ 民法に規定されている制度で、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力の不十分な人が、財産管理や身上監護についての契約などの法律行為について自己決定を行う際に一定の支援を必要とする場合には、その人らしく暮らしていくことができるよう保護し支援する制度。

⁹ 認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人た

ちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資することにかかわらず、成年後見制度が十分に利用されていないことから、その利用の促進についての基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めた法律。

¹⁰ 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された仕組み。



策が取り込まれるとともに、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律¹¹」（平成30年6月施行）、「ギャンブル等依存症対策基本法¹²」（平成30年10月施行）、「障害者雇用促進法¹³」（令和元年6月改正、段階的施行）、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）¹⁴」（令和元年6月施行）など障害者を取り巻く環境の向上に向けて数多くの法律が施行されています。

このように、近年における障害者施策は、障害者の自立と社会、経済、文化などのあらゆる分野への参加を促進することを目的として実施されてきました。県においても、国の制度改革の流れを見据えながら、障害者支援計画を策定し、障害のある人もない人も分け隔てられることなく、地域の中で共に育ち、学び、生活し、働き、活動できる社会（共生社会）の実現をめざし、施策を実施しています。

これからは、障害者基本法¹⁵や障害者総合支援法を踏まえ、市町村が実施主体となり地域福祉の実現をめざし、障害者があらゆる分野において社会から分け隔てられることなく、自ら選択する生活を営むための支援の充実、平等な社会参加を基本とした施策を総合的に展開することが求められています。

（市の動向）

本市では、平成30年3月に「ともに生き、みんなが元気に輝くまち」を基本理念とした川口市障害者福祉計画、第5期川口市障害者自立支援福祉計画及び第1期川口市障害児福祉計画を策定し、総合的かつ計画的に障害者施策を進めています。また、平成30年4月からは中核市としての取組みも行っています。

議員提案により、手話は言語であるという基本理念をもとに川口市手話言語条例が制定（平成29年6月）され、手話を使うことが尊重され、意思疎通が図りやすい環境づくりを進めています。また、平成31年1月からは障害者が困っていることなどを理解して、ちょっとした手助けや配慮を実践する「あいサポーター」の活動を通じて、障害者が暮らしやすい地域社会（共生社会）を一緒につくっていく『あいサポート運動』に取り組んでいます。

障害者施策は、福祉サービスにとどまらず、保健・医療、教育、雇用、住まい、防犯・防災、まちづくりなど広範囲にわたるだけでなく、高齢者福祉や子ども家庭福祉¹⁶に比べて、ライフステージをまたがる支援を必要とする分野です。また、発達障害¹⁷や高次脳機

¹¹ 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的とした法律。

¹² ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とした法律。

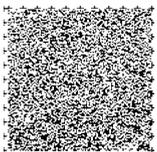
¹³ 障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業の安定を図ることを目的とした法律。

¹⁴ 視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とした法律。

¹⁵ 身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者の自立と社会・経済・文化、その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とした法律。

¹⁶ 従来の子どもは保護の対象であるという「児童福祉」の概念に「家庭」を取込み、子どもを権利の主体として捉え、尊重していく概念のこと。

¹⁷ 発達障害者支援法において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。

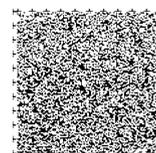


能障害¹⁸、難病などといった人たちへの支援、障害があるがゆえに差別や不利益を被るような人権問題への対応など、障害者が住み慣れた地域で安心して生活を送るためのきめ細かな取組みも求められます。

（策定の趣旨）

この計画は、障害者福祉を取り巻く環境の変化やニーズに対応し、地域に暮らすすべての人がいきいきと生活できる社会の実現をめざして、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、現行の第5期川口市障害者自立支援福祉計画・第1期川口市障害児福祉計画（平成30年度～令和2年度）（以降、「第5期障害者・第1期障害児（福祉計画）」と省略する場合がある）を見直し策定するものです。

¹⁸ 病気や事故による脳の損傷により、注意力や集中力の低下、感情の抑制や簡単な動作がうまくできない、よく知っている道で迷うなどの症状が現れる障害。



2 障害者福祉計画、障害者自立支援福祉計画、障害児福祉計画

現在、本市には、障害者に関わる行政計画として、①川口市障害者福祉計画と②川口市障害者自立支援福祉計画、③川口市障害児福祉計画の3計画があります。今回、改定する計画はサービス必要見込量の設定と見込量確保のための方策等を定める②③の計画となります。

①川口市障害者福祉計画

川口市障害者福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく法定計画であり、本市における障害者に関する総合的な施策について基本計画を定めるものです。

【施策の内容】

障害者の権利擁護、社会参加、保健・医療・福祉、療育¹⁹、教育、移動手段・生活環境、市民への意識啓発などさまざまな施策を定める。また、障害者自立支援福祉計画に位置づけられている障害福祉サービスのあり方も包含します。

②川口市障害者自立支援福祉計画

川口市障害者自立支援福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく法定計画であり、障害者が自立した日常生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等を身近な地域において計画的に提供するための実施計画として定めるものです。

【施策の内容】

生活・就労・居住等の支援を目的とする指定障害福祉サービスと地域生活支援事業の提供体制の整備とともに、サービス必要見込量の設定と見込量確保のための方策等を定めます。

③川口市障害児福祉計画

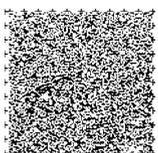
川口市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく法定計画であり、障害児通所支援等の提供体制の確保、その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画として定めるものです。

【施策の内容】

障害福祉サービスと同様に障害児支援のニーズ等の把握・分析を踏まえ、障害児通所支援等の提供体制の整備とともに、サービス必要見込量の設定と見込量確保のための方策等を定めます。

¹⁹心身に障害のある児童（障害児）に対し、適切な治療等を行い、障害の治癒や軽減を図りながら教育すること。

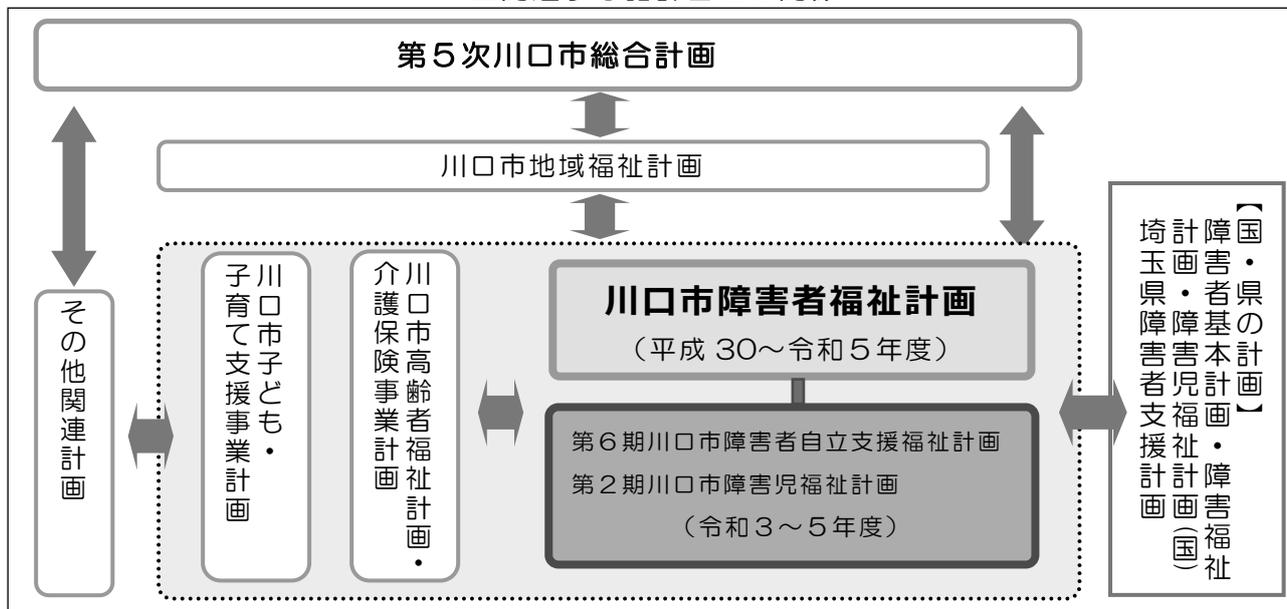
乳幼児期から学童期にかけては、基本的な生活習慣の確立、知的発達、運動発達、情緒の発達、社会性の発達など、人間の成長過程でも最も重要な時期であり、その早い段階で障害を早期発見し、早期療育を行うことが、軽減・治癒の効果が高いとされている。



3 計画の位置づけ

「障害者福祉計画」、「障害者自立支援福祉計画」及び「障害児福祉計画」の3つの計画は、本市の上位計画である総合計画や地域福祉計画、関連する保健、福祉、子育て、住宅、まちづくり、防災等の計画と連携して推進されるものです。

■ 関連する諸計画との関係

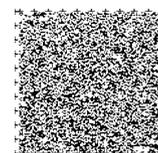


4 計画の期間

障害者自立支援福祉計画及び障害児福祉計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3カ年です。

■ 計画の期間

区 分	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
総合計画	第5次川口市総合計画(平成28～令和7年度)							第6次川口市総合計画				
障害者福祉計画	川口市障害者福祉計画						川口市障害者福祉計画					
障害者自立支援福祉計画	第5期		第6期			第7期			第8期			
障害児福祉計画	第1期		第2期			第3期			第4期			



5 計画の策定方法

(1) 川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会での審議

計画の策定にあたっては、川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会において協議・検討を行いました。

専門分科会は、学識経験者や市内の関係機関、障害者関係団体の代表で構成され、公募による市民も委員として参加しています。

(2) 市民等の意見の反映等

①障害者、障害児、障害者関係団体、サービス提供事業所等の意見把握

計画の策定にあたっては、障害者ご本人や障害児の保護者、一般市民、市内で活動する障害者関係団体、サービス提供事業所等へのアンケート調査を実施し、意見・要望等を把握しました。

また、障害者関係団体を対象にした意見交換会も実施しました。

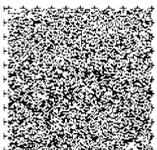
■アンケート調査の概要

区分	調査対象者	回収率（回収数）
①市民	18歳以上の川口市民のうち、身体障害 ²⁰ 者手帳・療育手帳・精神障害 ²¹ 者保健福祉手帳を持っている人、自立支援医療（精神通院医療）を利用している人の中から無作為に抽出した3,000人	35.5%（1,066人）
②子ども	障害者手帳を持っている18歳未満の市民の中から無作為に抽出した1,095人の保護者	48.4%（530人）
③施設利用	18歳以上の川口市民のうち、身体障害者手帳または療育手帳を持っている人で施設に入所している人の中から無作為に抽出した300人	45.7%（137人）
④一般市民	18歳以上の川口市民の中から無作為に抽出した3,000人	38.7%（1,160人）
⑤関係団体	障害者福祉団体（9団体）	66.7%（6団体）
⑥事業所	障害福祉サービス提供事業所（165事業所）	60.6%（100事業所）
	7,569人・事業所	39.6%（2,999人・事業所）

²⁰ 身体障害者福祉法に規定された、視覚障害、聴覚または平衡機能の障害、音声機能、言語機能、またはそしゃく機能の障害、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、継続し、かつ、日常生活に著しい制限を受ける程度であると認められるもの。

²¹ 統合失調症、うつ病などの気分障害、薬物・アルコールなどの依存症、パニック障害、不安障害、てんかん、認知症等のため、精神や行動における特定の症状を呈することによって、機能的な障害を伴っている状態をいう。

また、精神障害のため生活のしづらさを抱えている方を精神障害者という。なお、精神障害者には発達障害や高次脳機能障害も含まれる。



■意見交換会の概要

区 分	概 要
意見交換会	<p>[第1回]</p> <p>目 的：障害者（介助者を含む）の生活実態と課題を把握する。 実施対象：各障害別障害者団体関係者及び障害者 8名 実施時期：令和2年8月5日（水）</p> <p>[第2回] ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止</p>

②パブリック・コメント

計画の策定にあたっては、計画案について広く市民から意見を募集し計画に反映させるため、パブリック・コメントを実施しました。

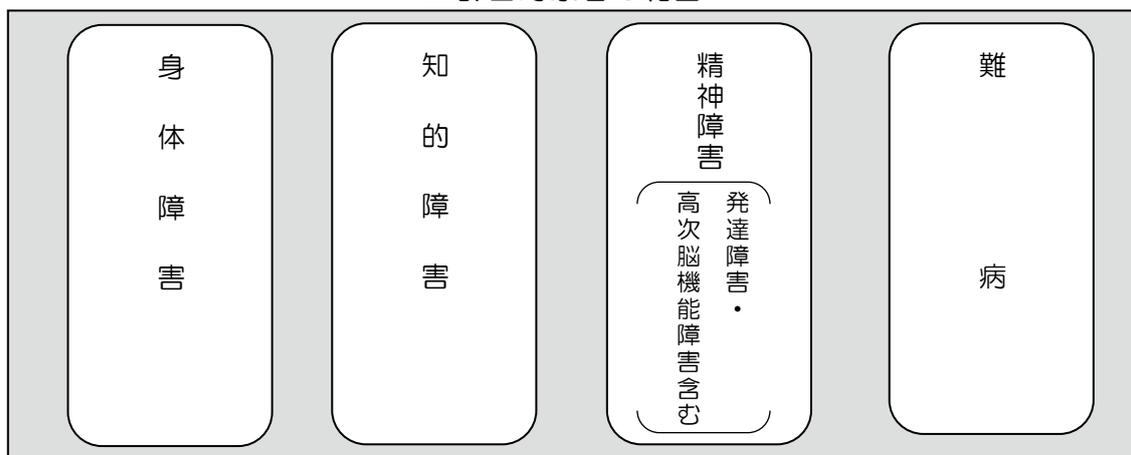
■意見募集の概要

区 分	実 施 概 要
意見募集期間	令和2年12月15日（火）～令和3年1月14日（木）
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・「広報かわぐち」（令和2年12月号）において、パブリック・コメントの実施を広報 ・ホームページに計画（案）を掲載 ・障害福祉課及び市政情報コーナーで計画（案）を閲覧
意見の提出方法	書面の持参、郵送、FAX、電子メール

6 計画対象者の範囲

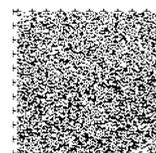
計画では、障害者基本法第2条第1項に基づき、身体障害・知的障害²²・精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む）並びに難病で、障害及び社会的障壁²³により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方を対象とします。

■計画対象者の範囲



²² 知能検査によって測定された知能指数が70までで、その障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、併せて日常生活に支障が生じているため、何らかの援助を必要とする状態をいう。

²³ 日常生活や社会生活を送るうえで、障壁（利用しにくい施設・整備や制度、慣習や文化、観念など）となるもの。



7 国の基本指針の一部改正について

第6期川口市障害者自立支援福祉計画・第2期川口市障害児福祉計画（以降、「第6期障害者・第2期障害児（福祉計画）」と省略する場合がある）を策定するにあたり、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針²⁴」が次のとおり一部改正されました。本市では、この改正内容を踏まえた障害者福祉施策を推進していきます。

◎基本的理念に関わる事項の見直し

■地域生活支援体制の確保

入所等から地域生活への移行について、日中サービス支援型指定共同生活援助²⁵により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保する

■地域共生社会の実現にむけた多様な支援体制の構築

地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む

■福祉人材の確保に向けた取組み

人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り組む

■障害者の多様な社会参画の機会創出

障害者の社会参加を促進するため、多様なニーズを踏まえ、特に障害者の文化芸術活動の推進や、視覚障害者等の読書環境の計画的な整備の推進を図る

◎障害福祉サービスの提供体制の確保に関する事項の見直し

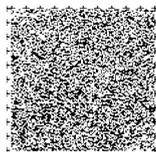
■多様な障害特性に対するサービス提供体制の推進

強度行動障害²⁶や高次脳機能障害を有する者に対する支援体制の充実や、アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進する

²⁴ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第87条第1項及び児童福祉法第33条の19第1項の規定に基づき、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針を定めた指針。

²⁵ 障害者の重度化・高齢化に対応するため、障害者が地域住民との交流が確保される地域の中で、家庭的な雰囲気の下で、共同生活を営む住まいの場。

²⁶ 直接的な他害（噛み付き、頭突き等）や、間接的な他害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等が「通常考えられない頻度と形式で出現している状態」を指す。



◎相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し**■相談支援事業の質の向上**

各地域における相談支援の検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行う

■発達障害者への支援体制の充実

ペアレントプログラム²⁷やペアレントトレーニング²⁸等の支援体制及び発達障害の診断等を専門的に行う医療機関を確保する

◎障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し**■児童発達支援センターの機能強化**

児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化し地域社会への参加やインクルージョンの推進を図る

■障害児入所施設におけるケアの質の向上

小規模化によるケアの充実や、施設が地域に開かれたものとする必要がある

■入所児童の退所後の地域生活に関する協議の場

入所児童の18歳以降の支援について、必要な協議を行うための体制整備が必要である

■多様な障害児通所支援の実施

障害児通所支援について、学校の空き教室の活用等の実施体制の検討が必要である

■難聴児支援の充実

児童発達支援センターや特別支援学校等を活用した、支援のための中核的機能を有する体制の確保を進める必要がある

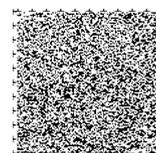
■特別な支援が必要な障害児の把握

重症心身障害児や医療的ケア児²⁹の支援にあたり、人数やニーズ等の実態把握や、管内の支援体制の現状を把握する必要がある

²⁷ 子どもや自分自身について「行動」で把握し、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的として、「行動で考える」「叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを」ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標に向けて取り組む簡易的なプログラム。

²⁸ 保護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つ。

²⁹ 経管栄養、気管切開、人工呼吸器など、日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児のこと。



■重症心身障害児・医療的ケア児のショートステイの質の向上

重症心身障害児や医療的ケア児が利用するショートステイについて、家庭環境等を踏まえた支援やニーズの多様化を踏まえ、協議会等を活用して、ショートステイの役割や在り方を検討し、地域において計画的にショートステイが運営されることが必要である

■医療的ケア児支援に係るコーディネーターの役割

医療的ケア児支援に係るコーディネーターの配置を促進し、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担う必要がある

◎障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定**■福祉施設の入所者の地域生活への移行**

- ・令和元年度の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することとする
- ・令和元年度の施設入所者数から1.6%以上削減する

■精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

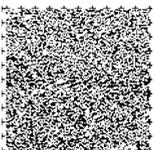
- ・入院後1年以内に退院した精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域生活日数の平均を316日以上とする
- ・精神病床における入院後3カ月時点の退院率を69%以上とする
- ・精神病床における入院後6カ月時点の退院率を86%以上とする
- ・精神病床における入院後9カ月時点の退院率を92%以上とする

■地域生活支援拠点等³⁰の整備

- ・地域生活支援拠点施設等を1カ所以上確保する
- ・年1回以上の運用状況の検証及び検討をする

■福祉施設から一般就労への移行等

- ・令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍とする
- ・令和5年度中に就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.30倍とする
- ・令和5年度中に就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.26倍とする
- ・令和5年度中に就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.23倍とする



³⁰ 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。

- 令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者の内、7割が就労定着支援事業を利用する
- 就労定着支援事業所の内、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする

■障害児支援の提供体制の整備等

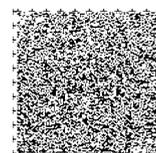
- 令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村または各圏域に1カ所以上設置する
- 令和5年度末までに児童発達支援センター等において、保育所等訪問支援を実施できる体制を整備すること
- 令和5年度末までに重症心身障害児を支援する、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを1カ所以上整備する
- 令和5年度末までに、医療的ケア児の支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する

■相談支援体制の充実・強化など

令和5年度末までに各市町村または各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する

■障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

令和5年度末までに都道府県及び市町村において、障害福祉サービスの質の向上を図るための取組みを実施する体制を構築する



第2章 障害者の現状と主要課題

1 障害者の現状

(1) 障害者数

令和2年3月31日現在、本市における障害者手帳所持者数は26,245人であり、このうち、身体障害者が17,702人(障害者数の67.4%)、知的障害者が3,931人(同15.0%)、精神障害者が4,612人(同17.6%)となっています。

平成27年度以降の推移をみると、いずれの障害者数も増加していますが、特に精神障害者の増加が顕著です。また、令和元年度の本市の人口に占める障害者数の割合は4.34%であり、障害者数はこの5年間に12.3%増加していることから、今後も障害者数が増えていくと予想されます。

なお、令和2年3月31日現在の障害者自立支援医療(精神通院)受給者数は8,950人と、この5年間に24.4%増加しています。

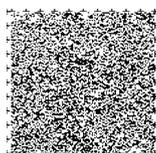
■人口及び障害者数の推移

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	増加率
人口	590,209	593,485	596,505	601,055	604,675	2.5%
身体障害者	16,701	16,908	17,208	17,375	17,702	6.0%
知的障害者	3,353	3,487	3,624	3,787	3,931	17.2%
精神障害者	3,322	3,590	3,901	4,224	4,612	38.8%
障害者合計	23,376	23,985	24,733	25,386	26,245	12.3%
障害者の割合	3.96%	4.04%	4.15%	4.22%	4.34%	0.38%
(参考)						
自立支援医療	7,196	7,579	8,012	8,552	8,950	24.4%

(注) 1 人口は住民基本台帳人口(各年度4月1日現在)

2 身体障害者、知的障害者及び精神障害者は各手帳所持者数、自立支援医療は障害者自立支援医療(精神通院)受給者数(各年度3月31日現在)※市で保有しているデータに基づき作成

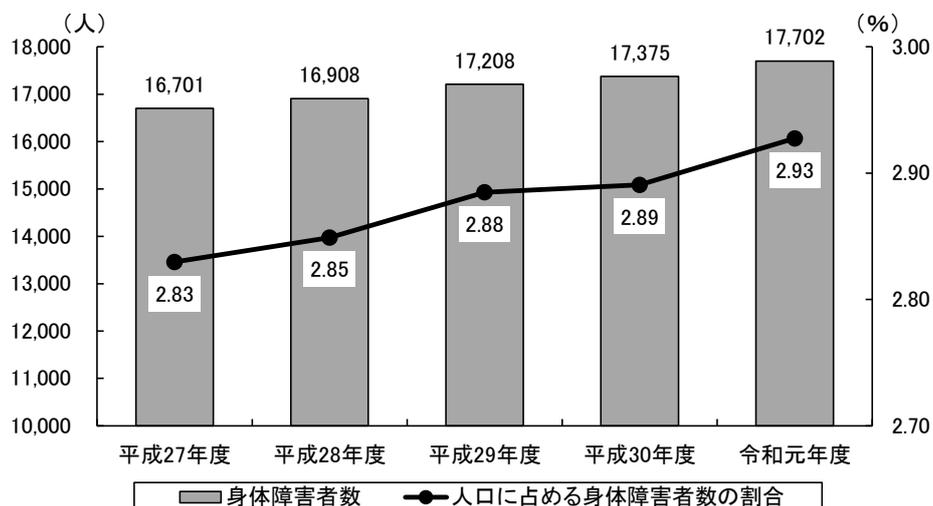


(2) 身体障害者の状況

① 総数

身体障害者数は年々増加しており、令和2年3月31日現在で17,702人となっています。また、人口に占める身体障害者数の割合も、平成27年度の2.83%から令和元年度には2.93%へ上昇しています。

■ 身体障害者数の推移



(注) 各年度3月31日現在

② 障害種別

障害種別にみると、令和2年3月31日現在で肢体不自由が最も多く8,601人(全体の48.6%)、次いで内部障害³¹が6,290人(同35.5%)となっています。

■ 障害種別身体障害者数の推移

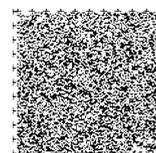
(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
視覚障害	1,096 6.6%	1,130 6.7%	1,138 6.6%	1,165 6.7%	1,173 6.6%
聴覚・平衡機能障害	1,127 6.7%	1,165 6.9%	1,174 6.8%	1,196 6.9%	1,243 7.0%
音声・言語そしゃく機能障害	201 1.2%	201 1.2%	205 1.2%	205 1.2%	207 1.2%
肢体不自由	8,719 52.2%	8,699 51.4%	8,719 51.2%	8,592 49.5%	8,601 48.6%
内部障害	5,430 32.5%	5,578 33.0%	5,828 33.9%	6,049 34.8%	6,290 35.5%
免疫機能障害 ³²	128 0.8%	135 0.8%	144 0.8%	168 1.0%	188 1.1%
合計	16,701	16,908	17,208	17,375	17,702

(注) 1 各年度3月31日現在
2 下段は構成比

³¹ 心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓など体の内部の機能障害をいう。

³² ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能の障害をいう。



③障害の等級別

障害の等級別にみると、令和2年3月31日現在で1・2級（重度）の人が8,798人（全体の49.7%）、3・4級（中度）の人が6,993人（同39.5%）、5・6級（軽度）の人が1,911人（同10.8%）となっており、平成27年度に比べていずれの等級も増加しています。

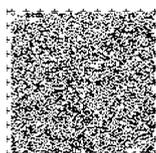
■等級別身体障害者数の推移

（単位：人）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1 級	5,994	6,086	6,224	6,274	6,383
	35.9%	36.0%	36.2%	36.1%	36.1%
2 級	2,409	2,429	2,410	2,401	2,415
	14.4%	14.4%	14.0%	13.8%	13.6%
3 級	2,653	2,623	2,629	2,669	2,684
	15.9%	15.5%	15.3%	15.4%	15.2%
4 級	3,961	4,026	4,121	4,188	4,309
	23.7%	23.8%	23.9%	24.1%	24.3%
5 級	926	951	987	972	1,003
	5.5%	5.6%	5.7%	5.6%	5.7%
6 級	758	793	837	871	908
	4.5%	4.7%	4.9%	5.0%	5.1%
合 計	16,701	16,908	17,208	17,375	17,702

（注）1 各年度3月31日現在

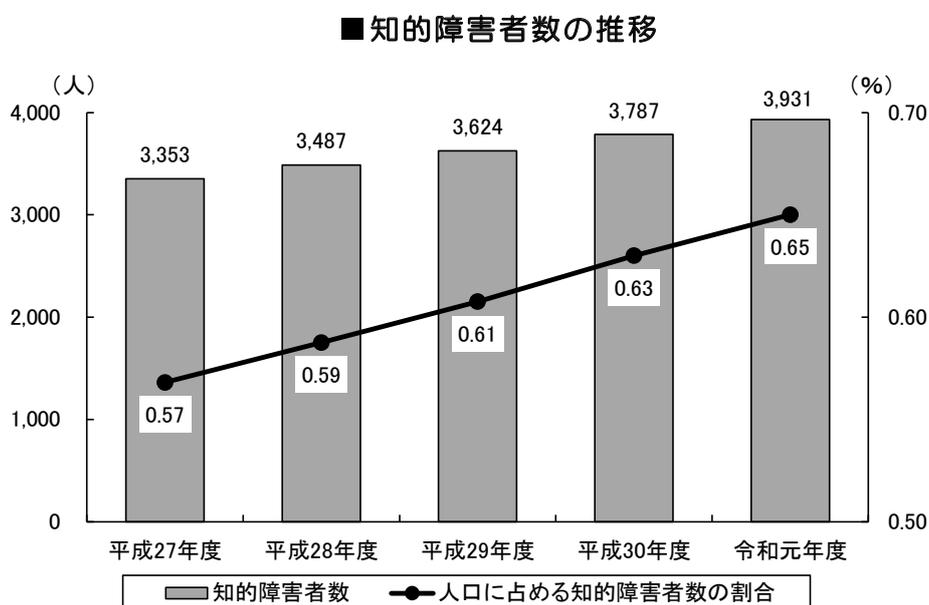
2 下段は構成比



(3) 知的障害者の状況

① 総数

知的障害者数は年々増加しており、令和2年3月31日現在で3,931人となっています。また、人口に占める知的障害者数の割合も、平成27年度の0.57%から令和元年度には0.65%へ上昇しています。



(注) 各年度3月31日現在

② 障害の程度別

障害の程度別にみると、令和2年3月31日現在で最重度は733人(全体の18.6%)、重度は810人(同20.6%)、中度は1,153人(同29.3%)、軽度は1,235人(同31.4%)となっており、平成27年度に比べて特に軽度が増加しています。

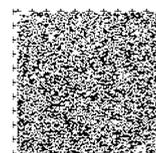
■ 程度別知的障害者数の推移

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
最重度	672 20.0%	684 19.6%	709 19.6%	721 19.0%	733 18.6%
重 度	752 22.4%	767 22.0%	775 21.4%	800 21.1%	810 20.6%
中 度	988 29.5%	1,038 29.8%	1,062 29.3%	1,109 29.3%	1,153 29.3%
軽 度	941 28.1%	998 28.6%	1,078 29.7%	1,157 30.6%	1,235 31.4%
合 計	3,353	3,487	3,624	3,787	3,931

(注) 1 各年度3月31日現在

2 下段は構成比

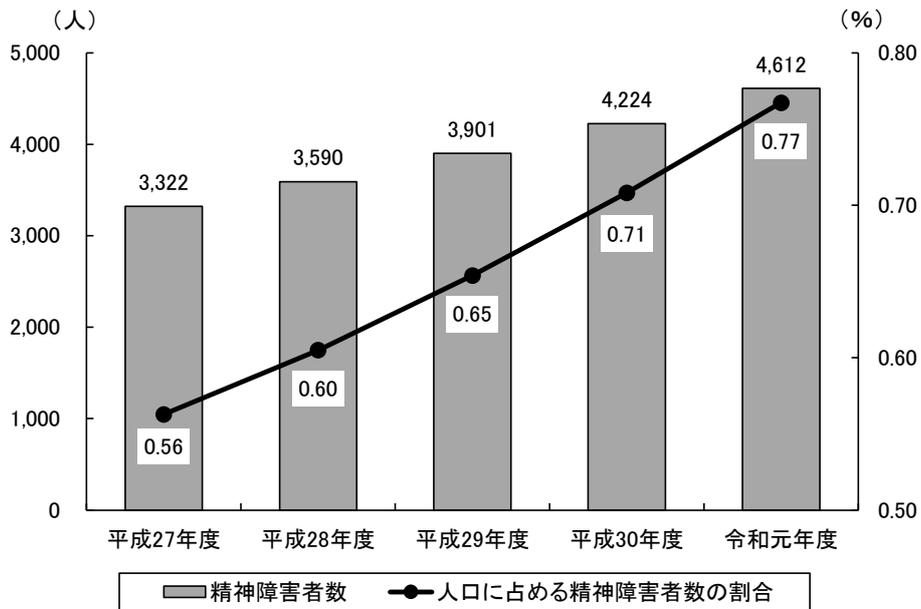


(4) 精神障害者の状況

① 総数

精神障害者数は年々増加しており、令和2年3月31日現在で4,612人となっています。また、人口に占める精神障害者数の割合も、平成27年度の0.56%から令和元年度には0.77%へ上昇しています。

■精神障害者数の推移



(注) 各年度3月31日現在

② 障害の等級別

障害の等級別にみると、令和2年3月31日現在で1級が417人(全体の9.0%)、2級が2,763人(同59.9%)、3級が1,432人(同31.0%)となっており、平成27年度に比べていずれの等級も増加しています。

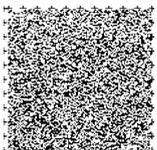
■等級別精神障害者数の推移

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1 級	301	333	386	393	417
	9.1%	9.3%	9.9%	9.3%	9.0%
2 級	2,042	2,165	2,369	2,542	2,763
	61.5%	60.3%	60.7%	60.2%	59.9%
3 級	979	1,092	1,146	1,289	1,432
	29.5%	30.4%	29.4%	30.5%	31.0%
合計	3,322	3,590	3,901	4,224	4,612

(注) 1 各年度3月31日現在

2 下段は構成比

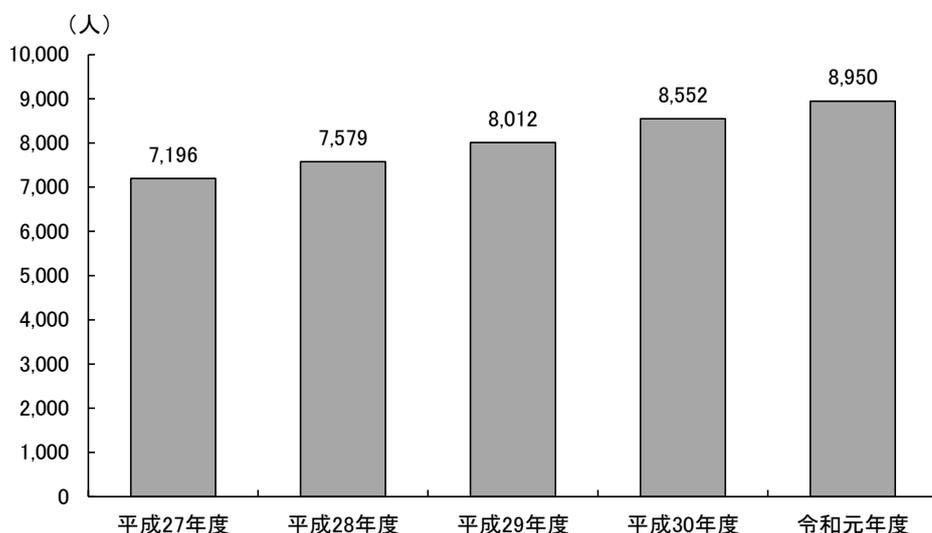


③ 障害者自立支援医療（精神通院）受給者

障害者自立支援医療（精神通院）受給者数は年々増加しており、令和2年3月31日現在で8,950人となっています。

疾病分類別にみると、「気分障害」が40%台で推移しています。

■ 障害者自立支援医療（精神通院）受給者数の推移



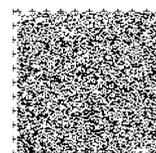
(注) 各年度3月31日現在

■ 障害者自立支援医療（精神通院）受給者の疾病分類

(単位：人、%)

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
01 気分障害	3,006	41.8%	3,143	41.5%	3,402	42.5%	3,676	43.0%	3,840	42.9%
02 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	2,261	31.4%	2,311	30.5%	2,361	29.5%	2,249	26.3%	2,414	27.0%
03 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	534	7.4%	589	7.8%	635	7.9%	662	7.7%	687	7.7%
04 てんかん	436	6.1%	436	5.8%	475	5.9%	482	5.6%	554	6.2%
05 症状性を含む器質性精神障害	296	4.1%	315	4.2%	338	4.2%	393	4.6%	367	4.1%
06 精神作用物質使用による精神及び行動の障害	154	2.1%	173	2.3%	169	2.1%	192	2.3%	189	2.1%
07 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	122	1.7%	145	1.9%	207	2.6%	291	3.4%	306	3.4%
08 分類不明	92	1.3%	131	1.7%	40	0.5%	140	1.6%	108	1.2%
09 心理的発達の障害	165	2.3%	199	2.6%	229	2.9%	289	3.4%	332	3.7%
10 精神遅滞	64	0.9%	76	1.0%	92	1.1%	105	1.2%	95	1.1%
11 成人の人格及び行動の障害	34	0.5%	30	0.4%	34	0.4%	40	0.5%	31	0.3%
12 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	32	0.4%	31	0.4%	30	0.4%	33	0.4%	27	0.3%
合計	7,196	100.0%	7,579	100.0%	8,012	100.0%	8,552	100.0%	8,950	100.0%

(注) 各年度3月31日現在



(5) 障害児の就学状況

① 障害児の就学状況

市内の小・中学校特別支援学級³³及び通級指導教室³⁴に通う児童生徒数は年々増加しており、平成31年4月1日現在で特別支援学級に通う小学生が404人、中学生が194人、通級指導教室に通う小中学生が328人となっています。

■ 市内の特別支援学級・通級指導教室児童生徒数の推移

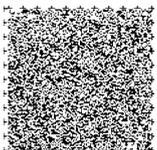
(単位：人)

区 分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
特別支援学級（小学生）	248	100.0%	283	100.0%	324	100.0%	373	100.0%	404	100.0%
知的障害	125	50.4%	141	49.8%	171	52.8%	187	50.1%	198	49.0%
情緒障害	123	49.6%	142	50.2%	153	47.2%	186	49.9%	206	51.0%
特別支援学級（中学生）	142	100.0%	148	100.0%	184	100.0%	177	100.0%	194	100.0%
知的障害	79	55.6%	82	55.4%	93	50.5%	94	53.1%	104	53.6%
情緒障害	63	44.4%	66	44.6%	91	49.5%	83	46.9%	90	46.4%
通級指導教室（小中学生）	227	100.0%	267	100.0%	277	100.0%	295	100.0%	328	100.0%
難聴・言語障害	137	60.4%	159	59.6%	181	65.3%	196	66.4%	219	66.8%
発達障害・情緒障害	90	39.6%	108	40.4%	96	34.7%	99	33.6%	109	33.2%

(注) 各年度 4 月 1 日現在
資料提供：川口市指導課

³³ 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために置かれた学級。

³⁴ 言語障害、難聴、学習障害（LD）、注意欠如多動性障害（ADHD）等の児童生徒に対して、一人一人の児童生徒の障害に応じた特別の指導を行う教室。児童生徒は、各教科の指導は主として通常の学級で受け、必要な時間を通級指導教室に通う。



令和元年5月1日現在、県内の特別支援学級に通う児童生徒数は9,417人、特別支援学校³⁵に通う幼児児童生徒数は7,898人、通級指導教室で教育を受けている児童生徒数は4,052人となっており、このうち、義務教育段階の児童生徒数は17,826人で、県内学齢児童生徒数（560,063人）の3.2%にあたります。

■県における特別支援教育の状況

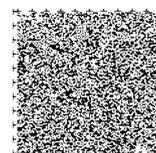
（単位：人）

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		
	人数	構成比									
特別支援学級	小学校	4,314	25.1%	4,878	26.9%	5,424	28.3%	6,057	29.7%	6,601	30.9%
	中学校	2,320	13.5%	2,412	13.3%	2,504	13.1%	2,615	12.8%	2,816	13.2%
	小 計	6,634	38.7%	7,290	40.2%	7,928	41.4%	8,672	42.6%	9,417	44.1%
通級指導教室	3,341	19.5%	3,449	19.0%	3,642	19.0%	3,884	19.1%	4,052	19.0%	
特別支援学校	幼稚部	58	0.3%	56	0.3%	54	0.3%	60	0.3%	72	0.3%
	小学部	2,276	13.3%	2,411	13.3%	2,490	13.0%	2,613	12.8%	2,721	12.7%
	中学部	1,516	8.8%	1,525	8.4%	1,569	8.2%	1,596	7.8%	1,636	7.7%
	高等部	3,283	19.1%	3,339	18.4%	3,438	17.9%	3,500	17.2%	3,431	16.1%
	高等部専攻科	46	0.3%	44	0.2%	44	0.2%	38	0.2%	38	0.2%
	小 計	7,179	41.9%	7,375	40.7%	7,595	39.6%	7,807	38.3%	7,898	37.0%
合 計	17,154	100.0%	18,114	100.0%	19,165	100.0%	20,363	100.0%	21,367	100.0%	

（注）各年度5月1日現在

資料：埼玉の特別支援教育

³⁵ 障害者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し、自立が図られること」を目的とした学校。なお、旧盲学校、旧聾学校、旧養護学校は、平成19年4月1日から「特別支援学校」となっている。



■県における学校種別・障害別特別支援教育の状況

(単位：人)

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
特別支援 学級 (小・中学校)	知的障害	3,818	57.6%	4,044	55.5%	4,230	53.4%	4,488	51.8%	4,725	50.2%
	肢体不自由	40	0.6%	44	0.6%	41	0.5%	42	0.5%	46	0.5%
	身体虚弱	20	0.3%	18	0.2%	26	0.3%	31	0.4%	36	0.4%
	弱 視	15	0.2%	17	0.2%	17	0.2%	15	0.2%	14	0.1%
	難 聴	2	0.0%	2	0.0%	3	0.0%	7	0.1%	10	0.1%
	言語障害	1	0.0%	1	0.0%	4	0.1%	6	0.1%	6	0.1%
	自閉症・情緒障害	2,738	41.3%	3,164	43.4%	3,607	45.5%	4,083	47.1%	4,580	48.6%
	合 計	6,634	100.0%	7,290	100.0%	7,928	100.0%	8,672	100.0%	9,417	100.0%
特別支援 学校 (小・中学部)	視覚障害	47	1.2%	48	1.3%	54	1.3%	49	1.2%	50	1.1%
	聴覚障害	179	4.7%	172	4.5%	167	4.1%	163	3.9%	162	3.7%
	病 弱	94	2.5%	115	3.0%	94	2.3%	98	2.3%	95	2.2%
	肢体不自由	900	23.7%	832	22.0%	893	22.0%	887	21.1%	883	20.3%
	知的障害	2,572	67.8%	2,615	69.1%	2,851	70.2%	3,012	71.6%	3,167	72.7%
	合 計	3,792	100.0%	3,782	100.0%	4,059	100.0%	4,209	100.0%	4,357	100.0%

(注) 各年度5月1日現在

資料：埼玉の特別支援教育

②特別支援学校卒業生の進路

県内の特別支援学校高等部卒業生の進路状況は、「就職」「授産所・施設等」が全体の9割前後を占めており、多くの卒業生は高等学校に準じた教育で終わっています。

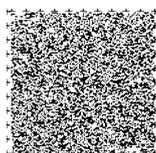
■県内特別支援学校（県公立・国立）高等部卒業生の進路状況の推移

(単位：人)

区 分	進 学	就 職	職業訓練校	リハビリ センター	授産所・ 施設等	在家庭	家事手伝い	その他	合 計
平成26年度	24	326	15	7	664	32	1	12	1,081
平成27年度	11	330	9	2	658	17	2	13	1,042
平成28年度	24	341	5	6	606	30	0	7	1,019
平成29年度	20	356	12	2	653	25	0	11	1,079
平成30年度	16	402	6	4	656	29	4	18	1,135

(注) 各年度3月31日現在

資料：埼玉の特別支援教育



(6) 障害福祉サービスの利用状況

① 障害支援区分認定の状況

令和2年3月31日現在の障害支援区分認定の状況をみると、「区分6」が最も多く38.1%、次に「区分5」が17.7%と続いています。

障害種別にみると、知的障害者が最も多く480人、次に身体障害者が229人、精神障害者が129人、難病患者が2人となっています。

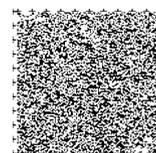
身体障害者、知的障害者ではともに「区分6」、精神障害者では「区分2」がそれぞれ最も多くなっています。

■ 障害支援区分認定の状況

(単位：人)

区 分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
身体 障害者	0 —	0 —	18 7.9%	45 19.7%	33 14.4%	29 12.7%	104 45.4%	229 100.0%
知的 障害者	0 —	1 0.2%	24 5.0%	47 9.8%	81 16.9%	115 24.0%	212 44.2%	480 100.0%
精神 障害者	0 —	2 1.6%	51 39.5%	48 37.2%	21 16.3%	3 2.3%	4 3.1%	129 100.0%
難病患者	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	2 100.0%	0 —	2 100.0%
合 計	0 —	3 0.4%	93 11.1%	140 16.7%	135 16.1%	149 17.7%	320 38.1%	840 100.0%

(注) 令和2年3月31日現在



②障害福祉サービスの利用状況

第5期障害者・第1期障害児福祉計画における障害福祉サービスの計画値と実績値は以下のとおりです。

令和元年度をみると、訪問系サービス、居住系サービスはおおむね計画どおりの進捗となっています。日中活動系サービスでは、「自立訓練（生活訓練）」「宿泊型自立訓練」「短期入所（医療型）」の進捗率が低くなっています。また障害児サービスでは、「医療型児童発達支援」について実績値が計画値を大幅に上回っています。

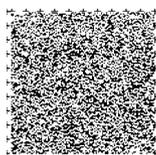
■障害福祉サービスの利用状況

サービス種別	平成29年度			平成30年度			令和元年度			
	計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率	
(1) 訪問系サービス										
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間	11,923	11,520	96.6%	11,589	13,991	120.7%	11,658	13,996	120.1%
	人数	538	555	103.2%	575	612	106.4%	595	652	109.6%
重度訪問介護	時間	8,689	6,939	79.9%	7,659	7,536	98.4%	8,379	7,615	90.9%
	人数	14	16	114.3%	18	19	105.6%	20	20	100.0%
同行援護	時間	1,315	1,184	90.0%	1,255	1,399	1.1%	1,326	1,455	109.7%
	人数	59	77	130.5%	84	89	106.0%	91	87	95.6%
行動援護	時間	1,923	2,247	116.8%	2,456	2,585	105.3%	2,665	2,594	97.3%
	人数	81	79	97.5%	82	86	104.9%	85	94	110.6%
重度障害者 ³⁶ 等包括支援	時間	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人数	0	0	-	0	0	-	0	0	-
(2) 日中活動系サービス										
生活介護	人日分	19,052	15,733	82.6%	16,315	17,025	104.4%	16,897	16,796	99.4%
	人数	866	794	91.7%	810	841	103.8%	826	835	101.1%
自立訓練 (機能訓練 ³⁷)	人日分	440	128	29.1%	130	209	160.8%	130	164	126.2%
	人数	20	12	60.0%	12	14	116.7%	12	10	83.3%
自立訓練 (生活訓練)	人日分	858	322	37.5%	325	333	102.5%	325	190	58.5%
	人数	39	17	43.6%	17	19	111.8%	17	11	64.7%
宿泊型自立訓練	人日分	837	400	47.8%	400	301	75.3%	400	62	15.5%
	人数	27	14	51.9%	14	10	71.4%	14	2	14.3%
就労移行支援	人日分	4,422	2,720	61.5%	2,883	2,456	85.2%	3,046	2,764	90.7%
	人数	201	152	75.6%	157	142	90.4%	162	165	101.9%
就労移行支援 (養成施設)	人日分	22	0	-	5	21	420.0%	5	60	1,200.0%
	人数	1	0	-	1	1	100.0%	1	3	300.0%
就労継続支援 (A型)	人日分	2,838	2,644	93.2%	2,800	3,062	109.4%	2,900	3,051	105.2%
	人数	129	133	103.1%	150	154	102.7%	160	152	95.0%
就労継続支援 (B型)	人日分	13,288	10,909	82.1%	11,134	12,443	111.8%	11,359	12,439	109.5%
	人数	604	616	102.0%	625	655	104.8%	634	719	113.4%
就労定着支援	人数	-	-	-	60	14	23.3%	60	34	56.7%
療養介護	人日分	1,426	1,518	106.5%	1,575	1,486	94.3%	1,632	1,480	90.7%
	人数	46	49	160.5%	50	48	96.0%	51	49	96.1%
短期入所 (福祉型)	人日分	625	844	135.0%	899	991	110.2%	954	1,096	114.9%
	人数	101	150	148.5%	155	178	114.8%	160	216	135.0%
短期入所 (医療型)	人日分	82	38	46.3%	45	24	53.3%	52	27	51.9%
	人数	23	7	30.4%	9	7	77.8%	11	7	63.6%

- (注) 1 計画値は第5期障害者・第1期障害児福祉計画。
 2 実績値は、各年10月利用分。
 3 人日分は、延利用日数{(月間の利用人数) × (1人1ヶ月当たりの平均利用日数)}。

³⁶ 重度身体障害者とは、身体障害者障害程度等級表の1級又は2級の障害を有する人、3級の障害を2つ以上重複している人を指す。重度知的障害者とは、知的障害者判定機関により知的障害者の程度が重いと判断された人を指す。

³⁷ 医療的なりハビリテーションを終了した者を対象に、日常動作など日々の周辺環境への適応や、本人への動機づけ等を主な目的として、保健センターなどの公共施設を利用し実施するもの。



■障害福祉サービスの利用状況（続き）

サービス種別	平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度			
	計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率	
(3) 居住系サービス										
自立生活援助	人数	—	—	5	0	0%	5	0	0%	
共同生活援助(グループホーム)	人数	270	256	94.8%	277	289	104.3%	298	314	105.4%
施設入所支援	人数	335	319	95.2%	313	324	103.5%	307	339	110.4%
(4) 指定相談支援										
計画相談支援	人数	1,700	1,692	99.5%	1,838	1,747	95.0%	1,984	1,823	91.9%
地域移行 ³⁸ 支援	人数	12	1	8.3%	1	0	0%	2	1	50.0%
地域定着支援	人数	6	0	—	0	2	—	0	0	—
(5) 障害児サービス										
児童発達支援	人日分	—	3,645	—	4,327	4,603	106.4%	5,009	5,055	100.9%
	人数	—	374	—	449	452	100.7%	524	517	98.7%
医療型児童発達支援	人日分	12	40	333.3%	40	65	162.5%	40	72	180.0%
	人数	1	4	400.0%	5	8	160.0%	5	9	180.0%
放課後等デイサービス	人日分	—	9,093	—	10,568	11,178	105.8%	12,043	11,372	94.4%
	人数	—	672	—	800	815	101.9%	928	910	98.1%
保育所等訪問支援	人日分	—	22	—	25	15	60.0%	28	13	46.4%
	人数	—	18	—	20	12	60.0%	22	10	45.5%
居宅訪問型児童発達支援 ³⁹	人日分	—	0	—	60	0	0.0%	60	0	—
	人数	—	0	—	5	0	0.0%	5	0	—
障害児相談支援	人数	340	283	83.2%	365	379	103.8%	447	413	92.4%
医療的ケア児コーディネーター配置	人数	—	0	—	0	0	—	1	4	400.0%

(注) 1 計画値は第5期障害者・第1期障害児福祉計画。

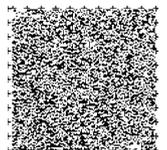
2 実績値は、各年10月利用分。

3 計画相談支援、地域移行支援及び障害児相談支援は各年10月時点での支給決定者数としている。

4 人日分は、延利用日数{(月間の利用人数) × (1人1ヶ月当たりの平均利用日数)}。

³⁸ 住まいを施設や病院から単に元の家に戻すことではなく、障害者が自ら選んだ住まいで安心して、自分らしい暮らしを実現すること。

³⁹ 重度の障害等により外出が困難な障害児に対する居宅を訪問して発達支援を提供するサービスのこと。



③地域生活支援事業の実施状況

第5期障害者・第1期障害児福祉計画における地域生活支援事業の計画値と実績値は以下のとおりです。

令和元年度をみると実績値が計画値を下回っているものもあります。

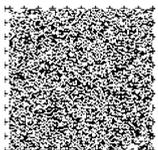
■地域生活支援事業の実施状況

		平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度			
		計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率	
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	—	有	有	—	有	有	—	
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	—	有	有	—	有	有	—	
(3) 相談支援事業											
障害者相談支援事業	実施件数	10	10	100.0%	10	10	100.0%	10	10	100.0%	
基幹相談支援センター	実施件数	10	10	100.0%	10	10	100.0%	10	10	100.0%	
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施件数	10	10	100.0%	10	10	100.0%	10	10	100.0%	
住宅入居等支援事業	実施件数	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	0	0.0%	
(4) 成年後見制度利用支援事業	延利用者数	3	5	166.7%	5	9	180.0%	5	10	200.0%	
(5) 成年後見制度法人後見支援事業 ⁴⁰	実施の有無	有	有	—	有	有	—	有	有	—	
(6) 意思疎通支援事業											
手話通訳者派遣事業	延利用者数	1,200	1,708	142.3%	1,858	1,654	89.0%	2,020	1,622	80.3%	
要約筆記者派遣事業	実利用者数	10	50	500.0%	58	31	53.4%	67	48	71.6%	
手話通訳者設置事業	実設置者数	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	
(7) 日常生活用具給付等事業											
介護・訓練支援用具	給付件数	67	20	29.9%	35	25	71.4%	35	39	111.4%	
自立生活支援用具	給付件数	104	83	79.8%	92	83	90.2%	101	76	75.2%	
在宅療養等支援用具	給付件数	49	72	146.9%	80	55	68.8%	89	50	56.2%	
情報・意思疎通支援用具	給付件数	55	84	152.7%	91	79	86.8%	98	50	51.0%	
排泄管理支援用具	給付件数	8,762	10,248	117.0%	10,516	11,040	105.0%	10,790	11,123	103.1%	
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付件数	6	17	283.3%	20	12	60.0%	24	3	12.5%	
(8) 手話奉仕員養成研修事業	人数	10	2	20.0%	5	1	20.0%	5	2	40.0%	
(9) 移動支援事業	実利用者数	395	464	117.5%	498	424	85.1%	536	410	76.5%	
	延利用件数	55,082	50,221	91.2%	51,182	48,380	94.5%	52,161	46,985	90.1%	
(10) 地域活動支援センター											
地域活動支援センター	実施件数	12	11	91.7%	11	11	100.0%	11	9	81.8%	
	延利用者数	30,000	22,000	73.3%	22,440	17,839	79.5%	22,889	12,358	54.0%	
(11) 専門性の高い意思疎通支援事業											
盲ろう者 ⁴¹ 向け通訳・介助員養成研修事業	修了者数	—	—	—	0	0	0	1	1	100.0%	
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	利用件数	—	—	—	0	92	—	1	94	9400%	
(12) その他事業(任意)											
日常生活支援											
	日中一時支援	実施件数	118	21	17.8%	23	22	95.7%	25	23	92.0%
		実利用者数	215	121	56.3%	130	128	98.5%	138	145	105.1%
社会参加支援											
	広報紙点訳・録音	実施の有無	有	有	—	有	有	—	有	有	—
	自動車運転免許助成	実施の有無	有	有	—	有	有	—	有	有	—

(注) 計画値は第5期障害者・第1期障害児福祉計画。年間の見込量

⁴⁰ 障害者総合支援法に位置づけられた地域生活支援事業の一つで、成年後見制度に基づく法人後見活動を支援するため、同事業を実施する団体を対象として研修や組織構築の支援、専門職による支援などを行う。

⁴¹ 視覚障害と聴覚障害を併せ持つ人のことをいう。



2 障害者の生活状況

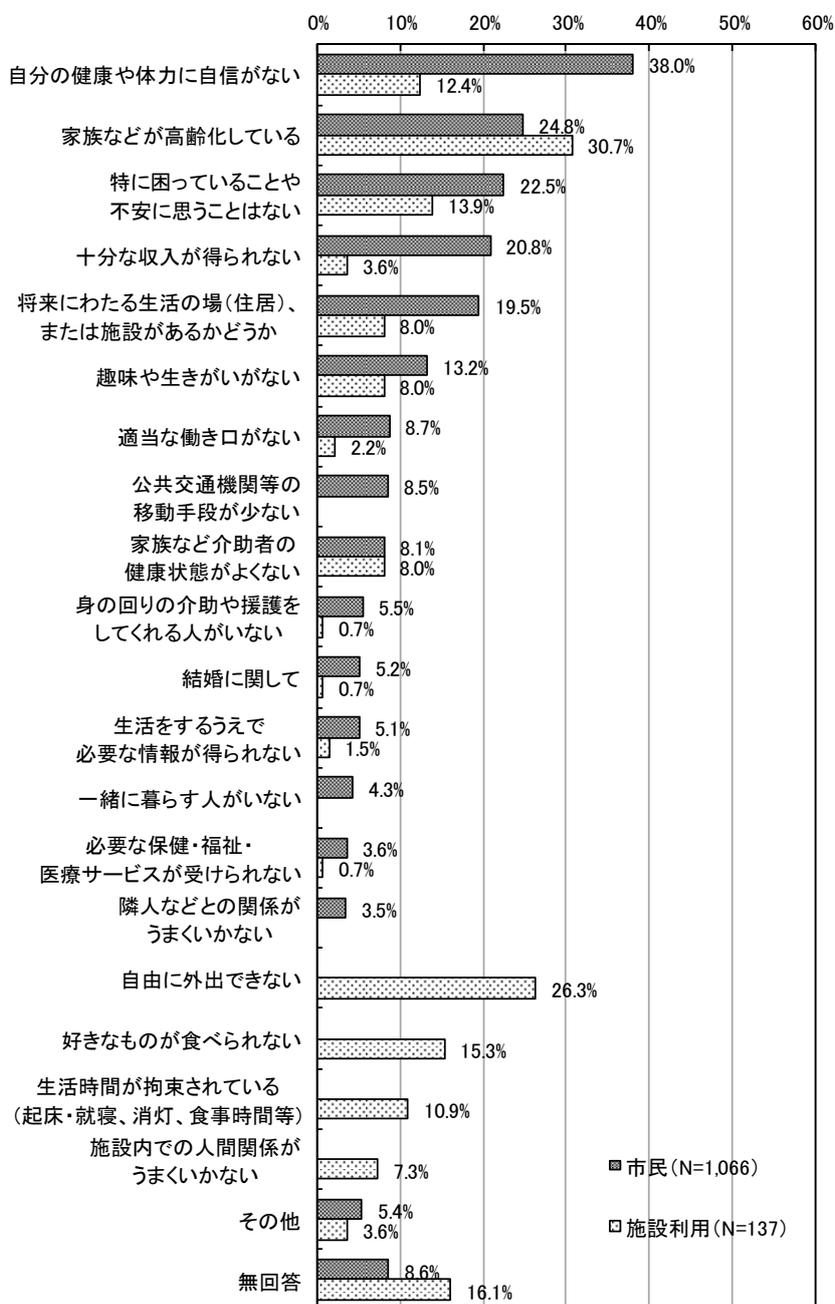
(1) 日常生活

①現在の生活で困っていることや不安に思っていること

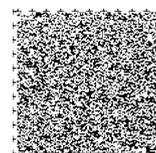
現在の生活で困っていることや不安に思っていることは、市民は「自分の健康や体力に自信がない」が38.0%で最も多く、次いで「家族などが高齢化している」が24.8%、「十分な収入が得られない」が20.8%となっています。

施設利用者は「家族などが高齢化している」が30.7%で最も多く、次いで「自由に外出できない」が26.3%、「好きなものが食べられない」が15.3%となっています。

■現在の生活で困っていることや不安に思っていること（市民、施設利用：複数回答）



資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（令和2年11月）



②日中過ごしている場所

平日の日中(朝から夕方)を過ごす場所については、「自宅」が67.3%で最も多く、次いで「職場(就労支援施設、生活介護など含む)」が27.7%となっています。障害種別にみると、知的障害者は「職場(就労支援施設、生活介護など含む)」が全体に比べ多くなっています。

■日中過ごしている場所(市民：複数回答)

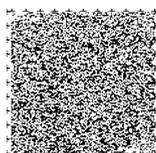
	回答者数	自宅	職場(就労支援施設、生活介護など含む)	高齢者サービス等	病院(デイケア(精神科)除く)	公共の施設(公園・図書館・公民館など)	民間の施設(娯楽施設・店舗など)	親族の家	入所施設	デイケア(精神科)	短期入所など、障害者が一時的に過ごす施設	
全体	1,066 (100.0)	717 (67.3)	295 (27.7)	61 (5.7)	61 (5.7)	46 (4.3)	44 (4.1)	36 (3.4)	35 (3.3)	24 (2.3)	17 (1.6)	
障害種別	身体障害者	543 (100.0)	376 (69.2)	94 (17.3)	50 (9.2)	42 (7.7)	24 (4.4)	19 (3.5)	13 (2.4)	29 (5.3)	3 (0.6)	10 (1.8)
	知的障害者	118 (100.0)	63 (53.4)	85 (72.0)	0 (-)	3 (2.5)	4 (3.4)	6 (5.1)	5 (4.2)	3 (2.5)	2 (1.7)	6 (5.1)
	精神障害者	389 (100.0)	274 (70.4)	115 (29.6)	10 (2.6)	19 (4.9)	18 (4.6)	21 (5.4)	18 (4.6)	4 (1.0)	21 (5.4)	4 (1.0)
	上記の手帳や自立支援医療はない	9 (100.0)	4 (44.4)	3 (33.3)	1 (11.1)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
	無回答	43 (100.0)	23 (53.5)	7 (16.3)	3 (7.0)	2 (4.7)	0 (-)	0 (-)	1 (2.3)	0 (-)	0 (-)	1 (2.3)

	友人・知人の家	グループホーム(旧法でのケアホームを含む)	大学・短大・専門学校	その他	無回答	
全体	16 (1.5)	11 (1.0)	8 (0.8)	54 (5.1)	113 (10.6)	
障害種別	身体障害者	10 (1.8)	4 (0.7)	3 (0.6)	24 (4.4)	68 (12.5)
	知的障害者	0 (-)	1 (0.8)	0 (-)	5 (4.2)	5 (4.2)
	精神障害者	5 (1.3)	4 (1.0)	5 (1.3)	27 (6.9)	32 (8.2)
	上記の手帳や自立支援医療はない	0 (-)	1 (11.1)	0 (-)	1 (11.1)	1 (11.1)
	無回答	1 (2.3)	1 (2.3)	0 (-)	2 (4.7)	12 (27.9)

上段は人数、下段は構成比

全体の構成比より10ポイント以上高ければ濃い灰色、10ポイント以上低ければ薄い灰色

資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書(令和2年11月)

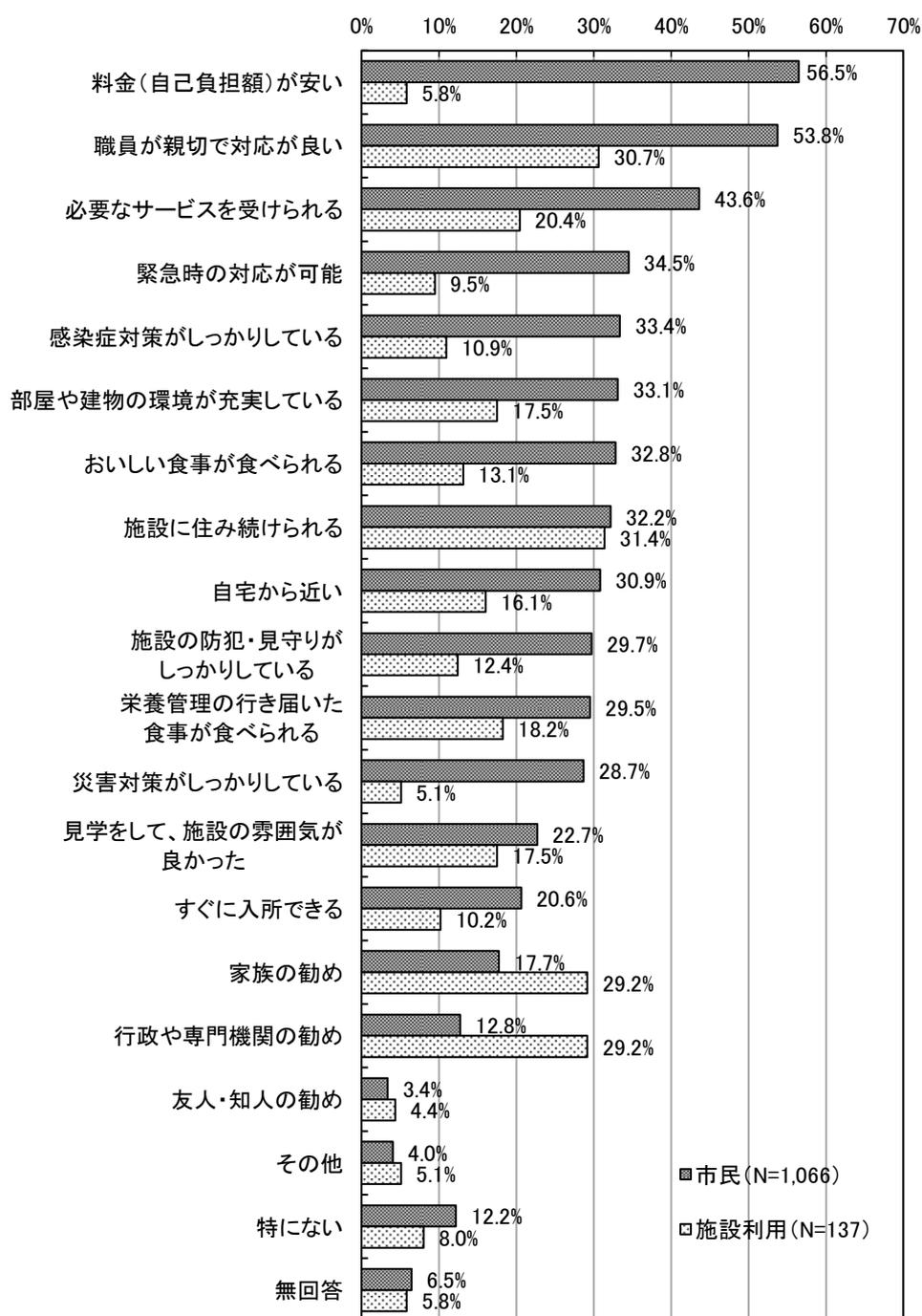


③施設に入所する場合に重視する（した）点

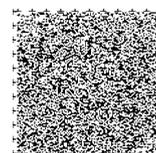
市民が施設に入所する場合に重視する点は、「料金(自己負担額)が安い」が56.5%で最も多く、次いで「職員が親切で対応が良い」が53.8%、「必要なサービスを受けられる」が43.6%となっています。

施設利用者は「施設に住み続けられる」が31.4%で最も多く、次いで「職員が親切で対応が良い」が30.7%、「行政や専門機関の勧め」と「家族の勧め」が29.2%となっています。

■施設に入所する場合に重視する（した）点（市民、施設利用：複数回答）



資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（令和2年11月）



(2) 就労状況

① 就労状況

就労（福祉的就労⁴²を含む）している人は、身体障害者が22.7%、知的障害者が66.9%、精神障害者が38.8%となっています。

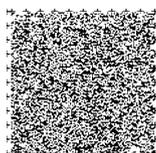
■ 就労状況（市民：複数回答）

		合 計	働いてい ない	働いてい る	学校等に 通ってい る	その他	無回答
全 体		1,066 (100.0)	534 (50.1)	355 (33.3)	15 (1.4)	11 (1.0)	151 (14.2)
障 害 種 別	身体障害者	543 (100.0)	311 (57.3)	123 (22.7)	4 (0.7)	2 (0.4)	103 (19.0)
	知的障害者	118 (100.0)	26 (22.0)	79 (66.9)	4 (3.4)	4 (3.4)	5 (4.2)
	精神障害者	389 (100.0)	191 (49.1)	151 (38.8)	7 (1.8)	6 (1.5)	34 (8.7)
	上記の手帳や自立支 援医療はない	9 (100.0)	3 (33.3)	4 (44.4)	0 (-)	0 (-)	2 (22.2)
	無回答	43 (100.0)	22 (51.2)	9 (20.9)	1 (2.3)	1 (2.3)	10 (23.3)

上段は人数、下段は構成比

全体の構成比より10ポイント以上高ければ濃い灰色、10ポイント以上低ければ薄い灰色

資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（令和2年11月）



⁴² 生産活動に参加することを目的として行う就労であり、労働法規が適用されないものを言う。ここでは賃金ではなく工賃が支払われ、法的には労働契約に基づく労働者として認められていない。

②就労形態

就労形態は、「会社などの正規の社員・職員(役員を含む)」が34.4%で最も多く、次いで「臨時、パート、嘱託等(雇用期間が決まっていない)」が22.8%、「契約社員等(雇用期間が決まっている)」が13.5%となっています。

障害種別にみると、身体障害者は「会社などの正規の社員・職員(役員を含む)」、知的障害者は「就労継続支援B型」、精神障害者は「会社などの正規の社員・職員(役員を含む)」「臨時、パート、嘱託等(雇用期間が決まっていない)」が多く、障害の種別によって就労形態が異なります。

■就労形態（市民）

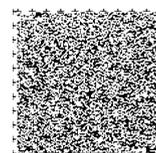
	回答者数	会社などの正規の社員・職員(役員を含む)	臨時、パート、嘱託等(雇用期間が決まっていない)	契約社員等(雇用期間が決まっている)	就労継続支援B型	自営業	家業の手伝い	就労継続支援A型	生活介護	内職	有償ボランティア
全体	355 (100.0)	122 (34.4)	81 (22.8)	48 (13.5)	30 (8.5)	27 (7.6)	17 (4.8)	12 (3.4)	10 (2.8)	4 (1.1)	2 (0.6)
障害種別	身体障害者	123 (100.0)	49 (39.8)	22 (17.9)	21 (17.1)	1 (0.8)	17 (13.8)	8 (6.5)	1 (0.8)	1 (0.8)	0 (-)
	知的障害者	79 (100.0)	9 (11.4)	15 (19.0)	12 (15.2)	21 (26.6)	0 (-)	1 (1.3)	6 (7.6)	10 (12.7)	0 (-)
	精神障害者	151 (100.0)	57 (37.7)	47 (31.1)	15 (9.9)	11 (7.3)	10 (6.6)	6 (4.0)	4 (2.6)	0 (-)	3 (2.0)
	上記の手帳や自立支援医療はない	4 (100.0)	3 (75.0)	0 (-)	0 (-)	1 (25.0)	0 (-)	1 (25.0)	1 (25.0)	0 (-)	0 (-)
	無回答	9 (100.0)	5 (55.6)	0 (-)	1 (11.1)	0 (-)	0 (-)	1 (11.1)	0 (-)	0 (-)	1 (11.1)

	その他	無回答	
全体	7 (2.0)	14 (3.9)	
障害種別	身体障害者	4 (3.3)	5 (4.1)
	知的障害者	2 (2.5)	5 (6.3)
	精神障害者	1 (0.7)	4 (2.6)
	上記の手帳や自立支援医療はない	0 (-)	0 (-)
	無回答	0 (-)	1 (11.1)

上段は人数、下段は構成比

全体の構成比より10ポイント以上高ければ濃い灰色、10ポイント以上低ければ薄い灰色

資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（令和2年11月）



③障害者の就労に必要なこと

障害者の就労に必要なことは、「事業主や職場の仲間の理解があること」「障害のある方に配慮した職場の施設・設備が整っていること」「生活できる給料がもらえること」が多くなっています。

障害種別に見ると、知的障害者は「就労後の相談、支援が適切に行われるような定着支援が充実していること」、「作業所など働く場が整備されていること」、「公営住宅やアパート、グループホームなどの住居が整備されていること」、精神障害者は「生活できる給料がもらえること」、「働きながら安心して通院できること」、「就労条件(個別の状況に応じた対応など)が整っていること」が全体に比べ多く、障害の種別によって求めることが異なっています。

■障害者の就労に必要なこと（市民：複数回答）

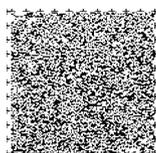
	回答者数	事業主や職場の仲間の理解があること	障害のある方に配慮した職場の施設・設備が整っていること	生活できる給料がもらえること	働きながら安心して通院できること	企業などが積極的に障害のある方を雇うこと	就労条件（個別の状況に応じた対応など）が整っていること	通勤（交通）手段が確保されていること	仕事をするための訓練・研修の機会が充実していること
全体	1,066 (100.0)	585 (54.9)	549 (51.5)	519 (48.7)	497 (46.6)	489 (45.9)	442 (41.5)	307 (28.8)	301 (28.2)
障害種別	身体障害者	543 (100.0)	271 (49.9)	267 (49.2)	224 (41.3)	236 (43.5)	248 (45.7)	197 (36.3)	154 (22.7)
	知的障害者	118 (100.0)	74 (62.7)	70 (59.3)	63 (53.4)	39 (33.1)	46 (39.0)	46 (39.0)	37 (31.4)
	精神障害者	389 (100.0)	236 (60.7)	210 (54.0)	233 (59.9)	226 (58.1)	191 (49.1)	202 (51.9)	119 (30.6)
	上記の手帳や自立支援医療はない	9 (100.0)	3 (33.3)	3 (33.3)	3 (33.3)	2 (22.2)	2 (22.2)	3 (33.3)	1 (11.1)
	無回答	43 (100.0)	19 (44.2)	19 (44.2)	14 (32.6)	12 (27.9)	17 (39.5)	10 (23.3)	7 (16.3)

	働く場の紹介（あっせん）や相談が充実していること	就労後の相談、支援が適切に行われるような定着支援が充実していること	健康管理が充実していること	作業所など働く場が整備されていること	公営住宅やアパート、グループホームなどの住居が整備されていること	自営業を希望する障害のある方への支援が充実していること	その他	特に必要ない	無回答
全体	290 (27.2)	276 (25.9)	253 (23.7)	229 (21.5)	198 (18.6)	123 (11.5)	33 (3.1)	49 (4.6)	118 (11.1)
障害種別	身体障害者	112 (20.6)	100 (18.4)	117 (21.5)	103 (19.0)	89 (16.4)	63 (11.6)	10 (1.8)	25 (4.6)
	知的障害者	33 (28.0)	44 (37.3)	31 (26.3)	39 (33.1)	34 (28.8)	6 (5.1)	6 (5.1)	7 (7.6)
	精神障害者	142 (36.5)	136 (35.0)	107 (27.5)	92 (23.7)	76 (19.5)	54 (13.9)	17 (4.4)	14 (3.6)
	上記の手帳や自立支援医療はない	2 (22.2)	2 (22.2)	1 (11.1)	1 (11.1)	1 (11.1)	1 (11.1)	1 (11.1)	0 (-)
	無回答	10 (23.3)	7 (16.3)	6 (14.0)	5 (11.6)	8 (18.6)	1 (2.3)	3 (7.0)	3 (7.0)

上段は人数、下段は構成比

全体の構成比より10ポイント以上高ければ濃い灰色、10ポイント以上低ければ薄い灰色

資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（令和2年11月）



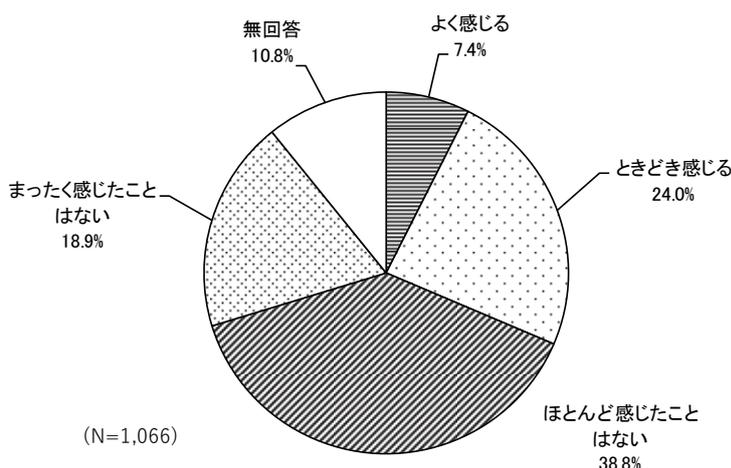
(3) 障害者の人権

① 差別や偏見、疎外感、嫌な思いを感じたこと

差別や偏見、疎外感を“感じることもある”（「よく感じる」と「ときどき感じる」の合計）は、31.4%となっています。

具体的な場面としては、「仕事」が37.6%で最も多く、次いで「外での人の視線（じろじろ見られる等）」が36.7%、「電車など、交通機関の利用等」が22.7%となっています。

■ 差別や偏見、疎外感、嫌な思いを感じたこと（市民）



■ 差別や偏見、疎外感、嫌な思いを感じた場面（市民：複数回答）

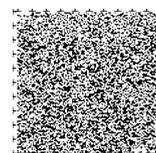
	回答者数	仕事	外での人の視線 (じろじろ見られる等)	電車など、交通 機関の利用等	収入面	近所とのつきあい	お店など での対応	病院の医師や看護 師等の対応・態度	学校などの教育の 場で	コミュニ ケーションや情報 の収集	行政職員 の対応・ 態度
全 体	335 (100.0)	126 (37.6)	123 (36.7)	76 (22.7)	73 (21.8)	71 (21.2)	71 (21.2)	60 (17.9)	55 (16.4)	45 (13.4)	35 (10.4)
障 害 種 別	身体障害者	110 (100.0)	26 (23.6)	50 (45.5)	34 (30.9)	19 (17.3)	27 (24.5)	18 (16.4)	8 (7.3)	9 (8.2)	10 (9.1)
	知的障害者	51 (100.0)	13 (25.5)	33 (64.7)	12 (23.5)	8 (15.7)	3 (5.9)	15 (29.4)	3 (5.9)	12 (23.5)	7 (13.7)
	精神障害者	175 (100.0)	83 (47.4)	48 (27.4)	30 (17.1)	48 (27.4)	42 (24.0)	32 (18.3)	42 (24.0)	32 (18.3)	31 (17.7)
	上記の手帳や自立支 援医療はない	2 (100.0)	2 (100.0)	1 (50.0)	2 (100.0)	1 (50.0)	0 (-)	1 (50.0)	0 (-)	1 (50.0)	0 (-)
	無回答	16 (100.0)	5 (31.3)	3 (18.8)	3 (18.8)	0 (-)	1 (6.3)	2 (12.5)	1 (6.3)	5 (31.3)	0 (-)
	無回答	16 (100.0)	5 (31.3)	3 (18.8)	3 (18.8)	0 (-)	1 (6.3)	2 (12.5)	1 (6.3)	5 (31.3)	0 (-)

	地区の行 事・集ま り	公共施設 の利用等	結婚	学習機会 やスポー ツ・趣味 の活動	出産	その他	無回答
全 体	32 (9.6)	31 (9.3)	24 (7.2)	19 (5.7)	7 (2.1)	27 (8.1)	9 (2.7)
障 害 種 別	身体障害者	18 (16.4)	12 (10.9)	4 (3.6)	4 (3.6)	0 (-)	8 (4.5)
	知的障害者	4 (7.8)	6 (11.8)	1 (2.0)	2 (3.9)	1 (2.0)	3 (5.9)
	精神障害者	11 (6.3)	12 (6.9)	19 (10.9)	13 (7.4)	7 (4.0)	16 (9.1)
	上記の手帳や自立支 援医療はない	0 (-)	1 (50.0)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
	無回答	0 (-)	2 (12.5)	1 (6.3)	0 (-)	0 (-)	1 (6.3)
	無回答	0 (-)	2 (12.5)	1 (6.3)	0 (-)	0 (-)	1 (6.3)

上段は人数、下段は構成比

全体の構成比より10ポイント以上高ければ濃い灰色、10ポイント以上低ければ薄い灰色

資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（令和2年11月）

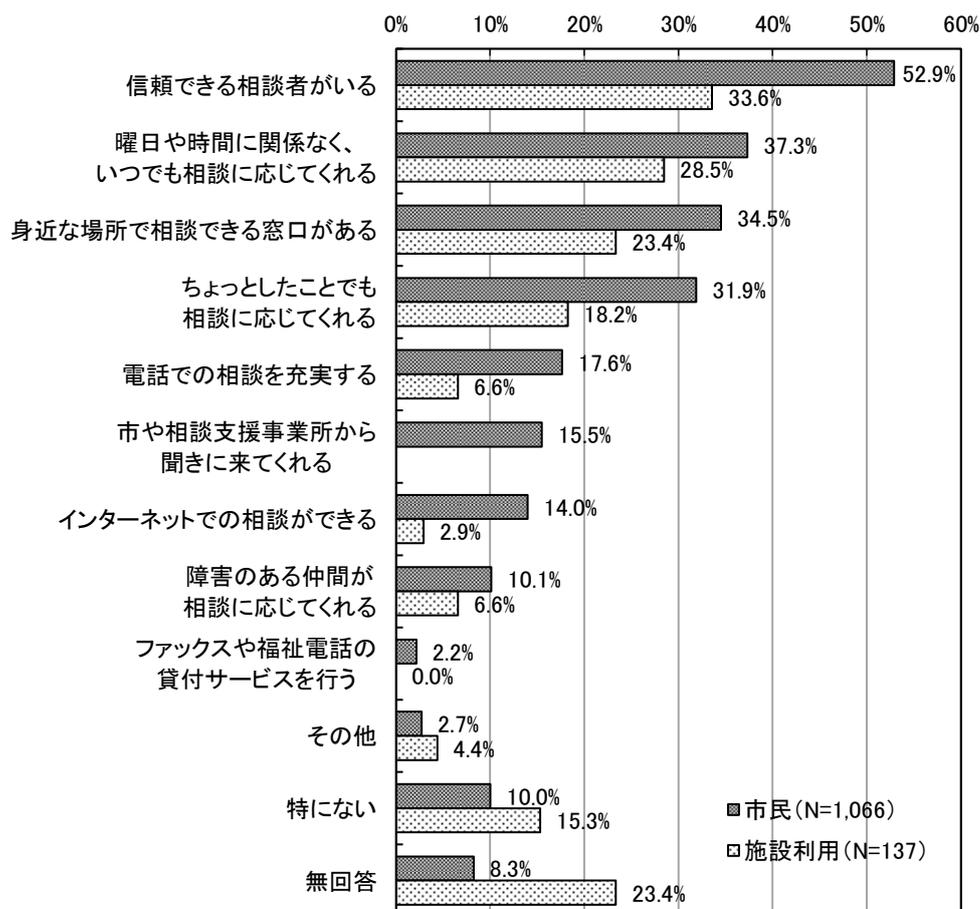


②相談しやすい体制をつくるために必要なこと

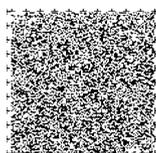
相談しやすい体制をつくるために必要なことは、市民は「信頼できる相談者がいる」が52.9%で最も多く、次いで「曜日や時間に関係なく、いつでも相談に応じてくれる」が37.3%、「身近な場所で相談できる窓口がある」が34.5%となっています。

施設利用者も同じで「信頼できる相談者がいる」が33.6%で最も多く、次いで「曜日や時間に関係なく、いつでも相談に応じてくれる」が28.5%、「身近な場所で相談できる窓口がある」が23.4%となっています。

■相談しやすい体制をつくるために必要なこと（市民、施設利用者：複数回答）



資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（令和2年11月）



(4) 介助者の状況

① 主な介助者

主な介助者は、身体障害者は「配偶者（夫・妻）」、知的障害者は「父親・母親」と回答した人が多くなっています。

主な介助者の年齢は、40～64歳は「40～59歳」、65～74歳は「65～74歳」、75歳以上は「75歳以上」が全体に比べ多く、老老介護の実態が伺えます。

■ 主な介助者（市民）

	合計	介助は必要ではない	配偶者（夫・妻）	父親・母親	子ども・子どもの配偶者	兄弟	祖父・祖母・親戚	隣人・知人	ホームヘルパー	ボランティア	施設の職員	
全体	1,066 (100.0)	330 (31.0)	240 (22.5)	140 (13.1)	107 (10.0)	21 (2.0)	5 (0.5)	7 (0.7)	26 (2.4)	1 (0.1)	27 (2.5)	
障害種別	身体障害者	543 (100.0)	118 (21.7)	176 (32.4)	36 (6.6)	88 (16.2)	11 (2.0)	3 (0.6)	4 (0.7)	16 (2.9)	0 (-)	19 (3.5)
	知的障害者	118 (100.0)	20 (16.9)	2 (1.7)	70 (59.3)	0 (-)	4 (3.4)	1 (0.8)	1 (0.8)	2 (1.7)	0 (-)	4 (3.4)
	精神障害者	389 (100.0)	185 (47.6)	54 (13.9)	47 (12.1)	17 (4.4)	4 (1.0)	1 (0.3)	3 (0.8)	9 (2.3)	1 (0.3)	2 (0.5)
	上記の手帳や自立支援医療はない	9 (100.0)	3 (33.3)	2 (22.2)	0 (-)	0 (-)	1 (11.1)	0 (-)	0 (-)	1 (11.1)	0 (-)	1 (11.1)
	無回答	43 (100.0)	9 (20.9)	7 (16.3)	5 (11.6)	3 (7.0)	2 (4.7)	0 (-)	0 (-)	2 (4.7)	0 (-)	2 (4.7)

	その他	必要だが誰もいない	無回答	
全体	17 (1.6)	38 (3.6)	107 (10.0)	
障害種別	身体障害者	7 (1.3)	19 (3.5)	46 (8.5)
	知的障害者	3 (2.5)	1 (0.8)	10 (8.5)
	精神障害者	7 (1.8)	17 (4.4)	42 (10.8)
	上記の手帳や自立支援医療はない	0 (-)	0 (-)	1 (11.1)
	無回答	1 (2.3)	1 (2.3)	11 (25.6)

上段は人数、下段は構成比

全体の構成比より10ポイント以上高ければ濃い灰色、10ポイント以上低ければ薄い灰色

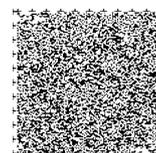
■ 主な介助者の年齢（市民）

	合計	10～19歳	20～39歳	40～59歳	60～64歳	65～74歳	75歳以上	無回答	
全体	513 (100.0)	0 (-)	20 (3.9)	137 (26.7)	47 (9.2)	101 (19.7)	95 (18.5)	113 (22.0)	
年齢	18～39歳	88 (100.0)	0 (-)	12 (13.6)	31 (35.2)	16 (18.2)	13 (14.8)	1 (1.1)	15 (17.0)
	40～64歳	141 (100.0)	0 (-)	5 (3.5)	52 (36.9)	15 (10.6)	20 (14.2)	13 (9.2)	36 (25.5)
	65～74歳	94 (100.0)	0 (-)	2 (2.1)	8 (8.5)	7 (7.4)	52 (55.3)	4 (4.3)	21 (22.3)
	75歳以上	178 (100.0)	0 (-)	0 (-)	43 (24.2)	7 (3.9)	14 (7.9)	75 (42.1)	39 (21.9)
	無回答	12 (100.0)	0 (-)	1 (8.3)	3 (25.0)	2 (16.7)	2 (16.7)	2 (16.7)	2 (16.7)

上段は人数、下段は構成比

全体の構成比より10ポイント以上高ければ濃い灰色、10ポイント以上低ければ薄い灰色

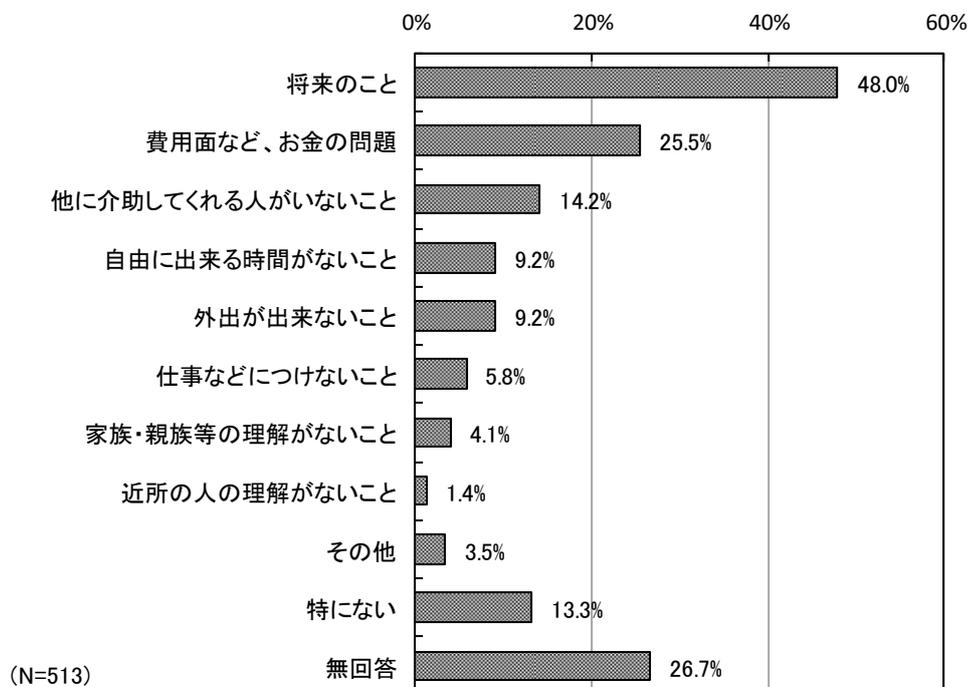
資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（令和2年11月）



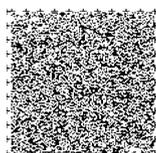
②介助者の困りごと

介助者が困っていることは、「将来のこと」が48.0%で最も多く、次いで「費用面など、お金の問題」が25.5%、「他に介助してくれる人がいないこと」が14.2%となっています。

■介助者の困りごと（市民：複数回答）



資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（令和2年11月）

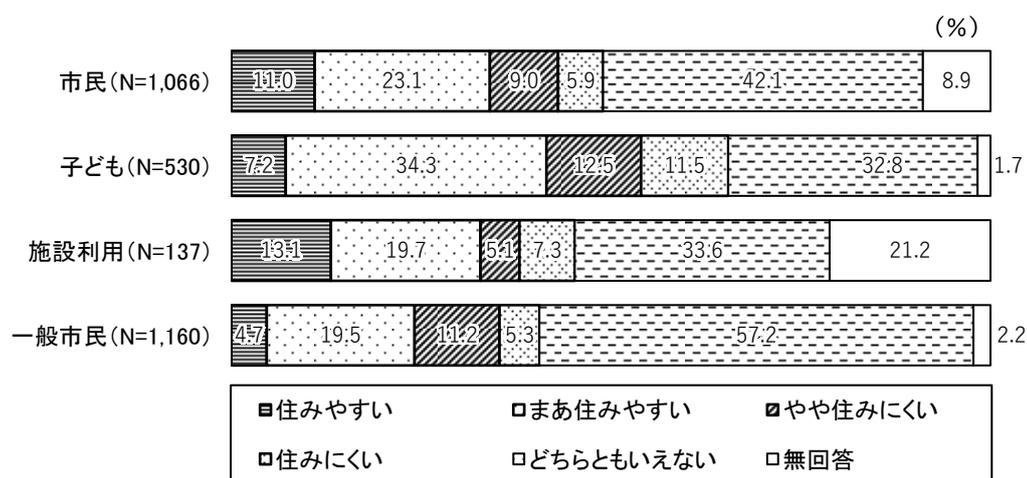


(5) 障害者の暮らしやすいまちづくり

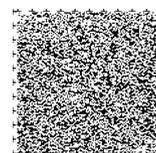
①川口市の住みやすさ

障害者にとって川口市の“住みやすさ”（「住みやすい」と「まあ住みやすい」を合わせた「住みやすい」の割合）は、市民が34.1%、子どもが41.5%、施設利用が32.8%、一般市民が24.2%となっています。

■川口市の住みやすさ（市民・子ども・施設利用・一般市民）



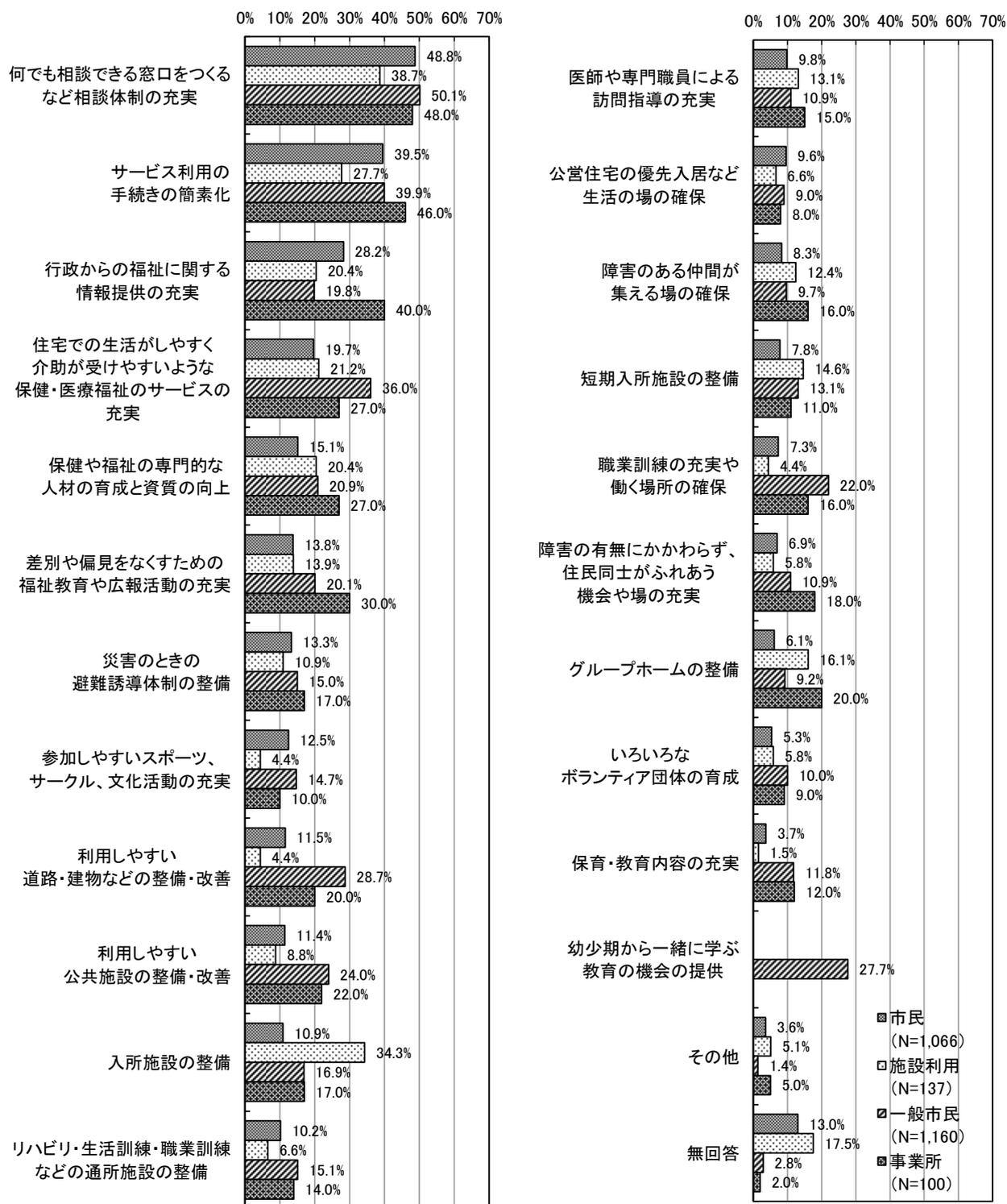
資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（令和2年11月）



②障害者の暮らしやすいまちづくりに必要なこと

障害があっても住み良いまちづくりのために必要なことは、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」「サービス利用の手続きの簡素化」「行政からの福祉に関する情報提供の充実」などが多くなっています。

■障害者の暮らしやすいまちづくりに必要なこと（市民・施設利用・一般市民・事業所：複数回答）



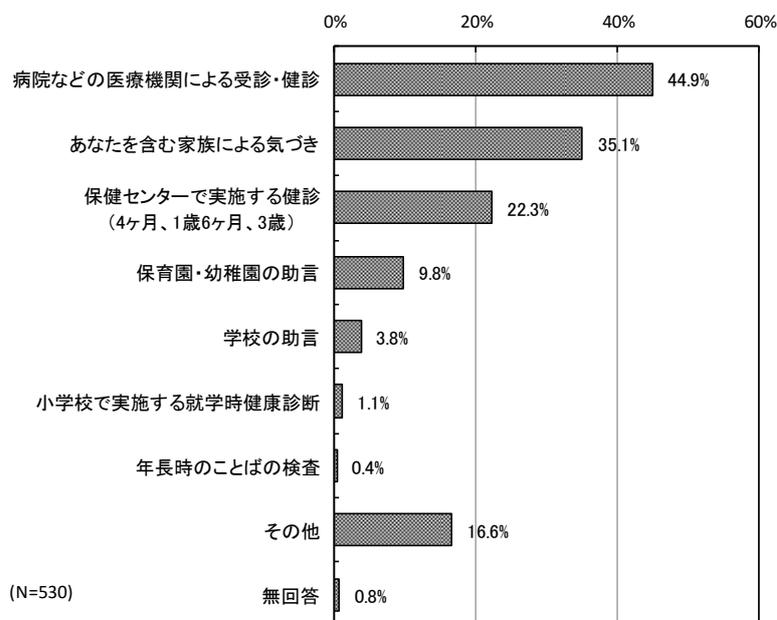
資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（令和2年11月）

(6) 障害児支援

①障害や発達課題などに気づいたきっかけ

障害や発達課題などに気づいたきっかけについては、「病院などの医療機関による受診・健診」が44.9%で最も多く、次いで「あなたを含む家族による気づき」が35.1%、「保健センターで実施する健診(4ヶ月、1歳6ヶ月、3歳)」が22.3%となっています。

■障害や発達課題などに気づいたきっかけ（子ども：複数回答）

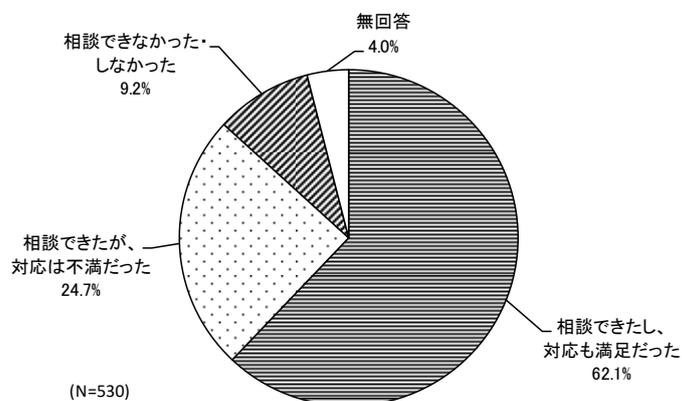


資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（令和2年11月）

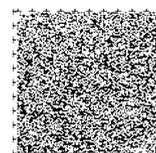
②障害や発達課題などに気づいた際の市役所や専門機関等への相談状況

障害や発達課題などに気づいた際の市役所や専門機関等への相談状況については、「相談できたし、対応も満足だった」が62.1%で最も多く、次いで「相談できたが、対応は不満だった」が24.7%、「相談できなかった・しなかった」が9.2%となっています。

■障害や発達課題などに気づいた際の市役所や専門機関等への相談状況（子ども）



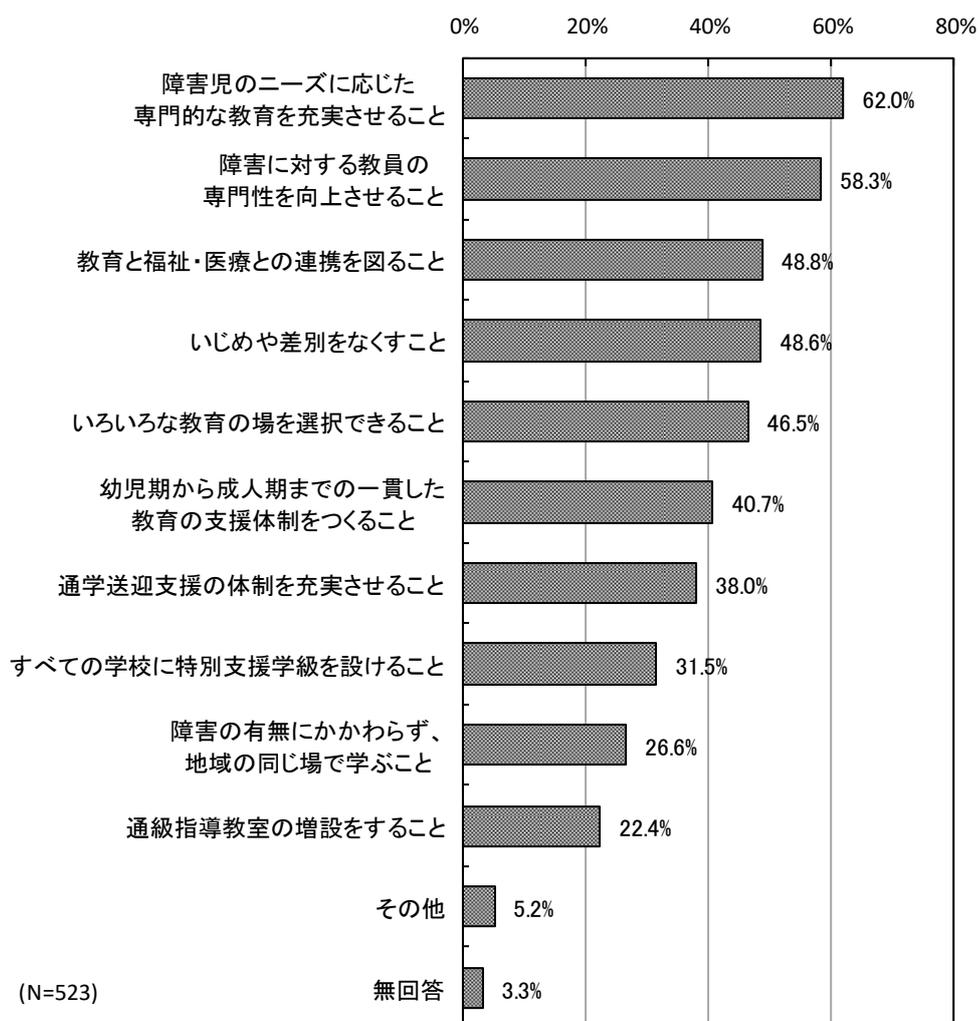
資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（令和2年11月）



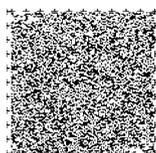
③これからの障害児の学校教育で特に大切と思うこと

これからの障害児の学校教育で特に大切と思うことは、「障害児のニーズに応じた専門的な教育を充実させること」が62.0%で最も多く、次いで「障害に対する教員の専門性を向上させること」が58.3%、「教育と福祉・医療との連携を図ること」が48.8%となっています。

■これからの障害児の学校教育で特に大切と思うこと（子ども：複数回答）



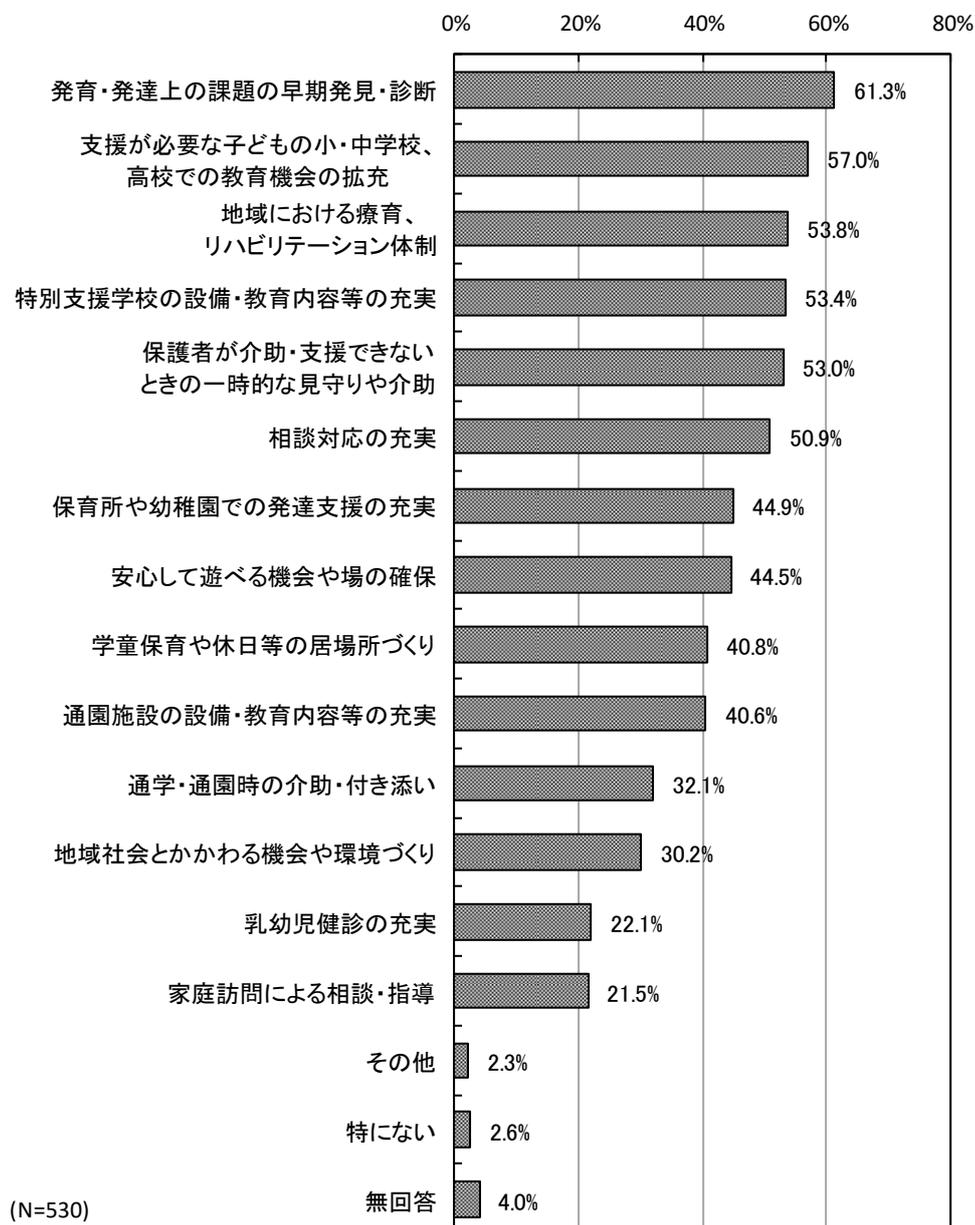
資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（令和2年11月）



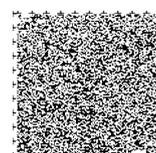
④ 発育・発達上の支援が必要な子どものための施策で特に必要と思うこと

発育・発達上の支援が必要な子どものための施策で特に必要と思うことについては、「発育・発達上の課題の早期発見・診断」が61.3%で最も多く、次いで「支援が必要な子どもの小・中学校、高校での教育機会の拡充」が57.0%、「地域における療育、リハビリテーション体制」が53.8%となっています。

■ 発育・発達上の支援が必要な子どものための施策で特に必要と思うこと（子ども：複数回答）



資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（令和2年11月）



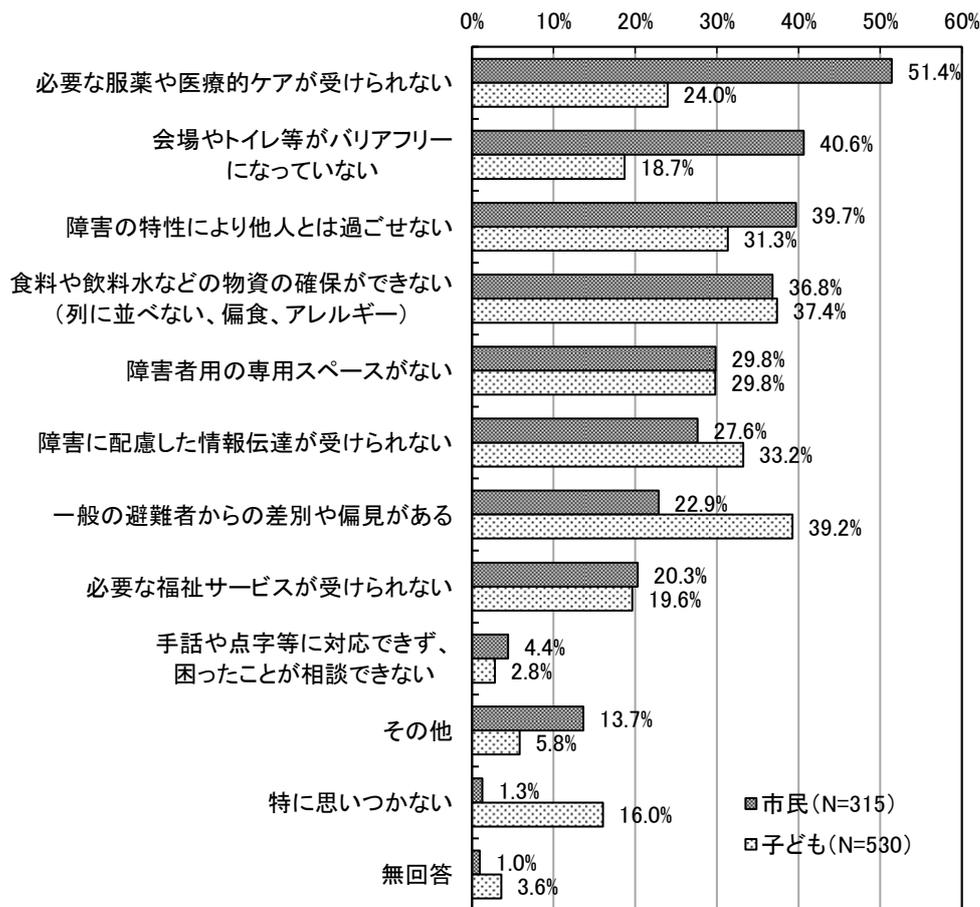
(7) 災害時の対応

①避難所生活で不安なこと

避難所生活で不安なことは、市民は「必要な服薬や医療的ケア⁴³が受けられない」が51.4%で最も多く、次いで「会場やトイレ等がバリアフリーになっていない」が40.6%、「障害の特性により他人とは過ごせない」が39.7%となっています。

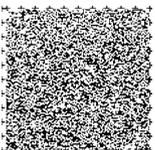
子どもは、「一般の避難者からの差別や偏見がある」が39.2%で最も多く、次いで「食料や飲料水などの物資の確保ができない（列に並べない、偏食、アレルギー）」が37.4%、「障害に配慮した情報伝達が受けられない」が33.2%となっています。

■避難所生活で不安なこと（市民・子ども：複数回答）



資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（令和2年11月）

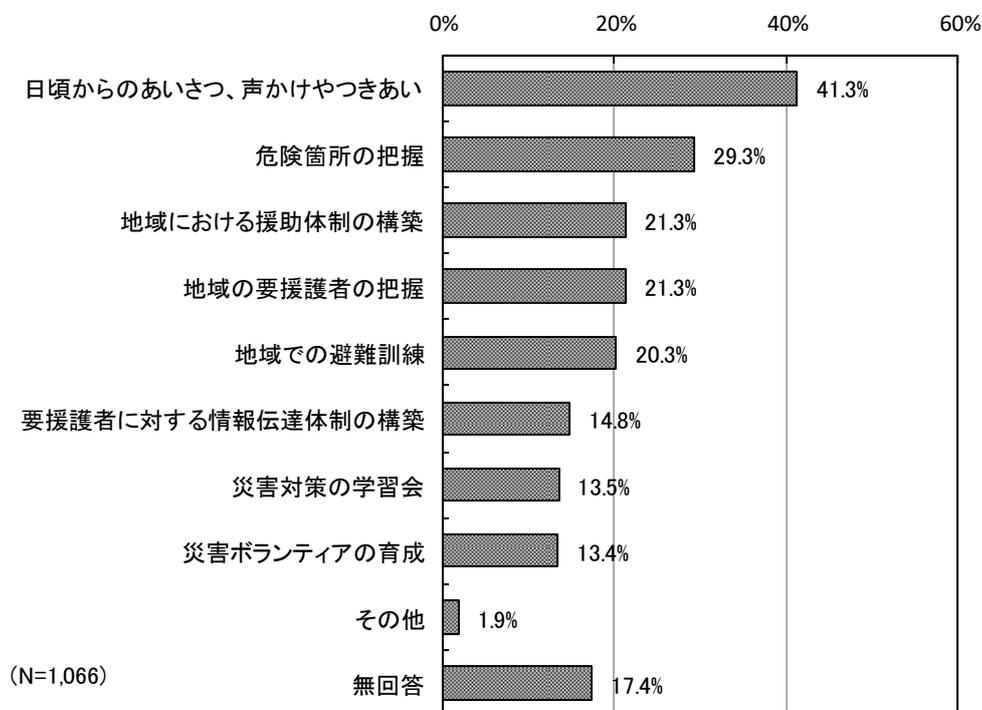
⁴³ 法律上に定義されている概念ではないが、一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為を指す。



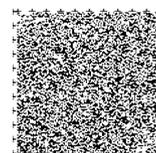
②地域における災害時の備えとして重要なこと

地域における災害時の備えとして重要なことには、「日頃からのあいさつ、声かけやつきあい」が41.3%で最も多く、次いで「危険箇所の把握」が29.3%、「地域における援助体制の構築」「地域の要援護者の把握」が21.3%となっています。

■地域における災害時の備えとして重要なこと（市民：複数回答）



資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（令和2年11月）



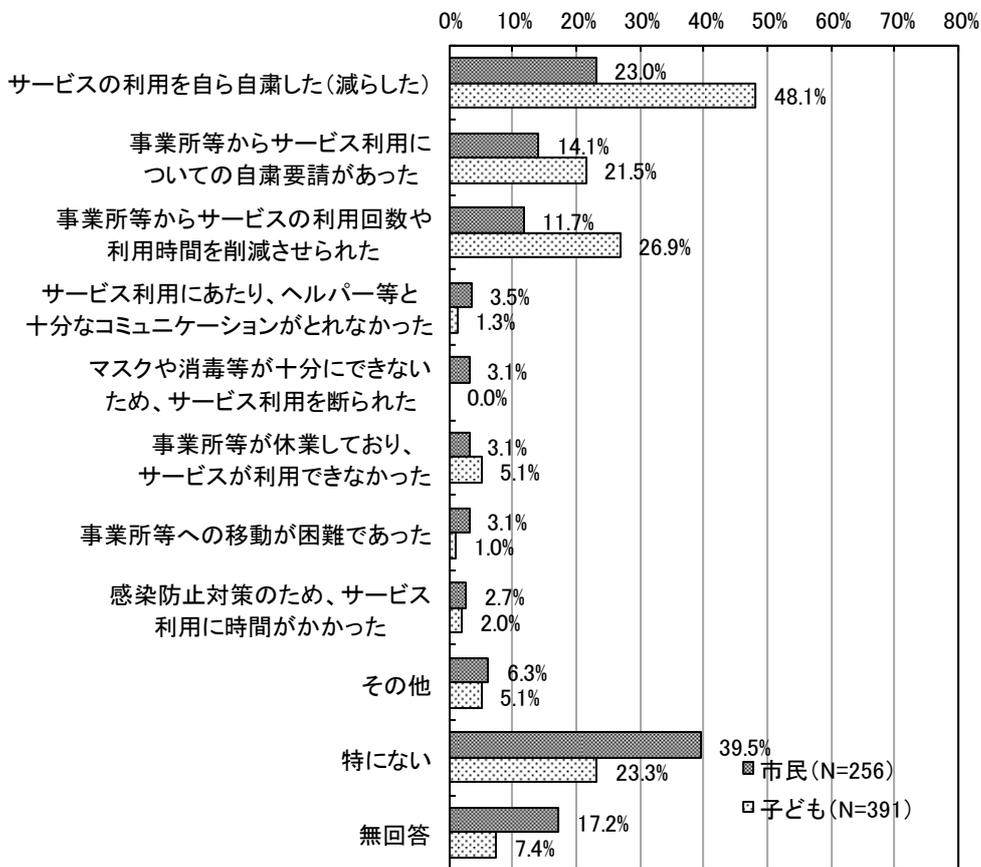
(8) 新型コロナウイルス感染症

①福祉サービスの利用への影響

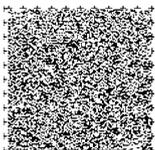
新型コロナウイルス感染症による福祉サービスの利用への影響をみると、市民は「サービスの利用を自ら自粛した（減らした）」が23.0%で最も多く、次いで「事業所等からサービス利用についての自粛要請があった」が14.1%、「事業所等からサービスの利用回数や利用時間を削減させられた」が11.7%となっています。

子どもも同じ傾向を示しており、「サービスの利用を自ら自粛した（減らした）」が48.1%で最も多く、次いで「事業所等からサービスの利用回数や利用時間を削減させられた」が26.9%、「事業所等からサービス利用についての自粛要請があった」が21.5%となっています。

■福祉サービスの利用への影響（市民、子ども：複数回答）



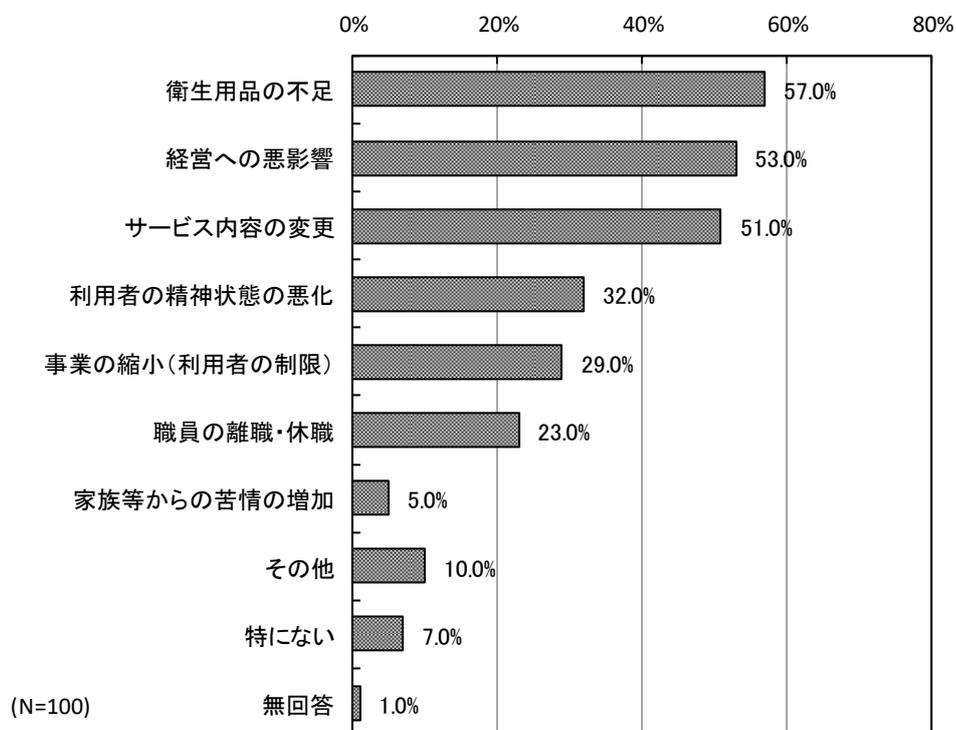
資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（令和2年11月）



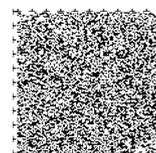
②事業所運営への影響

新型コロナウイルス感染症による事業所運営への影響は、「衛生用品の不足」が57.0%で最も多く、次いで「経営への悪影響」が53.0%、「サービス内容の変更」が51.0%となっています。

■事業所運営への影響（事業所：複数回答）



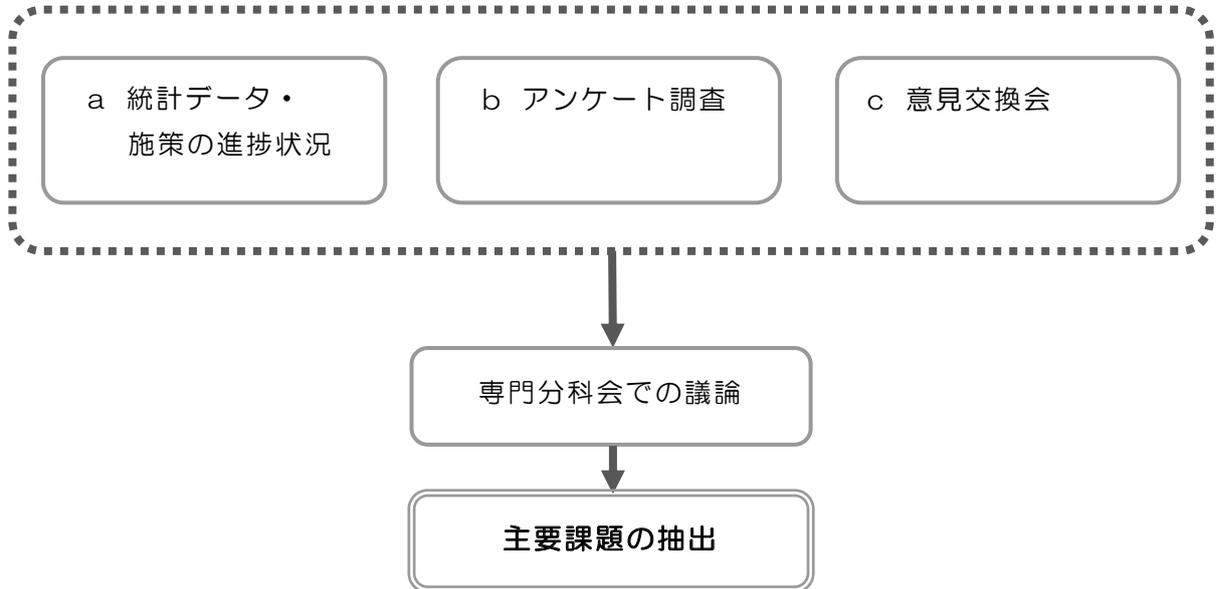
資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（令和2年11月）



3 障害者施策推進のための主要課題

以下の手順に基づき、障害者施策推進のための主要課題を導き出しました。

■主要課題抽出の流れ



主要課題

(1) 障害者の権利擁護

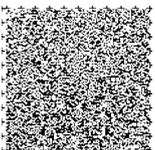
障害があるがゆえに差別や虐待を受ける機会が依然としてあります。基本的人権及び基本的自由が保障され、不便、不都合、不利益を受けることなく、安心して市民生活を送ることができるよう、その人にとって必要な支援を受けながら生活できる体制を整備することが必要です。また、介護者だけではなく、障害者自身にもあんしんサポートねっと⁴⁴や成年後見制度の周知を図っていくことが求められます。さらには、虐待を受けた障害者を発見した場合は、通報義務があるなど、市民の障害者への権利擁護について理解促進を図ることが必要です。

(2) 合理的配慮の推進

車椅子でバスや電車に乗降する際など、障害者やその家族、介助者などから何らかの配慮が求められた場合、可能な範囲で対応していくことが求められます。また、内部障害や発達障害、高次脳機能障害など目に見えない障害に対する周囲の人々の配慮のあり方などについては、まだ十分な情報が行き届いていない現状があります。

障害があっても当たり前前に社会生活を送れるよう、地域共生社会の実現に向けた取組みが求められています。また、小中学校で障害についての教育を行うなど、市民をはじめ保健・医療・福祉関係者、教育関係者、企業等の障害に対する理解を促進することが必要です。

⁴⁴ 川口市社会福祉協議会による福祉サービス利用援助事業のこと。判断能力が不十分な高齢者や知的障害・精神障害者などで、福祉サービス利用や日常的な金銭管理等の援助が必要な場合、生活支援員が定期的に伺い、支援する事業。



(3) 障害児への療育・教育の充実

自立や社会参加に向けた力を培うことができるよう、子ども一人一人の状態やニーズに応じた学びの機会を提供するとともに、切れ目のない支援が求められます。また、医療的ケアが必要な重症心身障害児への支援も必要です。

障害児の発達課題などニーズに合わせた環境整備や学校生活のサポート、進学(高等教育)を希望する場合の支援などを行うとともに、教員や他の児童・生徒の障害への理解促進が求められます。

(4) 相談支援及び情報提供体制の充実

障害があることにより、生活のしづらさや困りごとについて助けを求めたり、必要な情報を入手したりすることが難しく、問題を解決することができないという状況があります。また、子どもの障害や発達課題には早期に気づきを得て相談し、療育につなげていくことが重要です。情報の入手先も家族や市役所・事業所職員、広報、インターネットなど多種多様となっています。

当事者の立場に立って相談支援を行うケアマネジメント⁴⁵手法を活用し、身近な場所でその人にあった対応を行うとともに、総合的・専門的な相談支援の実施や相談支援体制の強化が求められています。

(5) 障害特性及び利用者本位の支援体制の整備、社会参加の促進

障害者の日常生活における困りごとや不安感、施策に対するニーズは、個々の障害特性や生活形態によりさまざまです。障害者が望む地域生活を送ることができるよう、適切な対応方法を考えていく必要があります。

また、障害特性に応じた必要な在宅サービスの提供や、スポーツ・文化芸術活動など社会参加の促進が求められます。

(6) 事業所及び職員の確保及び質の向上

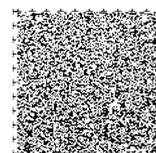
障害者が高齢化により認知症になったり、介護や医療が必要になったり、また介護する家族等が同様の状態になるなど、複合的な問題を抱えるケースが増加してきています。サービスの質の向上を図る研修や、強度行動障害、医療的ケア等の高度なサービスを提供することができる事業所の誘致など、サービスの質の向上に向けた取組みが求められます。

また、全国的に介護を担う人材が不足している状況にあることから、人材確保に向けた取組みが必要です。

(7) 介助者への支援

多くの障害者は、日常生活を送るうえで家族等のサポートが不可欠です。一方、障害者の家族等は、日頃の介護や自身の高齢化、金銭面や将来に対する不安など身体的・精神的に負担を感じることもあり、休息の機会も十分に確保しにくい状況にあります。

⁴⁵ 生活ニーズに基づき、さまざまなサービスを一体的・総合的に提供できるよう、ケアプランを作成・調整すること。



家族等の介護負担の軽減に向けて、利用しやすいショートステイなど家族等を支援する取組みが必要です。

(8) 制度の狭間への対応

日常生活を支援するサービスについて、制度化されていても利用対象者が限られているものや提供主体が不足しているサービス、ニーズがあっても制度化されていないサービスなどがあり、障害者は必要なサービスを利用できない状況があります。

障害者のニーズにきめ細かく対応するため、既存のサービスの課題を整理し、不足しているサービスの供給体制の確保に向けた取組みを進めることが必要です。

(9) 障害者のライフステージを見据えた支援の充実

障害者のライフステージの移行に伴い、支援の根拠となる法律や制度、対応する関係機関が代わることにより、切れ目のない適切な対応ができていない状況があります。

障害者一人ひとりのライフステージや障害の生じた時期に合わせ、サービス提供を切れ目なく効果的に行うため、関係機関相互の連携が必要です。

(10) 地域共生社会の実現に向けた他部門・多職種連携の推進

障害者にとって必要な支援の内容はそれぞれに異なり、その人にあった支援体制をその都度構築していく必要があります。

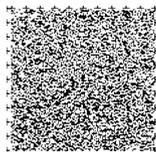
直接サービスを提供する職員はもとより、支援を必要としている障害者一人ひとりに関わる支援者が、本人に関する情報や関係機関の情報を共有することが必要であると同時に、当該支援者を専門的な知識や技術によりサポートする体制の整備に向けて、保健・医療・福祉だけでなく、労働・教育などの他部門・他職種の連携を進めていく必要があります。

(11) 障害者及び親（介助者）の高齢化を見据えた支援

毎年、障害者数は増加傾向にあるとともに、障害者本人だけではなく、その介助者である配偶者や親も高齢化し、介護を必要とする人も出てきています。アンケート調査結果でも65～74歳の介助者は「65～74歳」が5割半ば、75歳以上の介助者は「75歳以上」が4割強となっていることから、老老介護や親亡き後を見据えた支援が求められています。

(12) 安心して暮らすことのできる生活の場（住まい）の確保

障害者が地域で安心して暮らしていくためには住まいが必要です。自宅、民間賃貸住宅、グループホームだけでなく、施設も住まいの選択肢として捉え、その地域で障害のない人と同じように暮らすために必要な支援を行っていくことが求められます。また、地域の一員として暮らしていくためには、地域住民の理解が必要不可欠であることから、障害への理解促進を一層進めていくことが必要です。



(13) 地域移行・地域定着の推進

障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域共生社会の実現に向けた取組みが求められています。

日常生活を送るためには、いつでも安心して相談できる相談支援事業所の整備や日常生活の訓練、公営住宅やグループホームなどの整備、医療機関との連携が必要です。また、家族や地域住民が、障害を理解し、その生活を支えていくことが求められます。

(14) 就労支援の充実

法定雇用率の引き上げや一億総活躍社会の推進などにより、障害者の働く場や就労支援の仕組みは整備されてきていますが、アンケート調査結果からは、臨時やパート、福祉的就労が依然として多く、経済的自立に向けての収入が少ない現状となっています。また、障害者が安心して働くため、事業主や職場の仲間の理解、障害に配慮した環境整備、就労条件の改善などが必要とされています。

障害者が可能な限り一般就労し定着できるよう、障害種別に応じた定着率の要因分析などを行い、障害特性に応じたきめ細かな就労支援が求められます。また、福祉的な就労については、従事する障害者の生きがいの向上だけでなく、障害や疾病の状態、適正に応じて働く時間や仕事の内容を柔軟に対応させ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮していく必要があります。

(15) 医療体制の充実

障害の原因となる疾病等の予防・早期発見に向けて、健康診査や保健指導、生活習慣病の予防などに取り組む必要があります。

障害があることにより、必要な治療や医療的ケアを受けにくい状況があったり、救急搬送されない状況もみられます。生活のしづらさを現在の状態以上に悪化させないようにするためには、必要なときに医療機関を受診でき、日々の健康管理を適切に行えるような体制の整備が必要です。

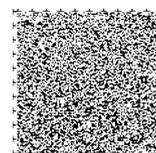
(16) 災害時要配慮者対策の充実

障害者の中には災害時に自力での避難が困難だけでなく、助けを求めることが困難な人が多数います。また、アンケート調査結果では避難所生活で不安なこととして、服薬や医療的ケア、バリアフリー対応、プライバシー等の確保などが挙げられており、障害特性に応じた特別な配慮が必要です。

災害時における避難の支援や避難後の必要な支援について、取組みを進めていくとともに効果的な情報発信が求められます。

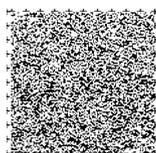
(17) 新型コロナウイルス感染症等への対策

各種障害福祉サービスは、利用者だけではなく、その家族の生活を支えるために欠かせないものです。アンケート調査結果をみると、新型コロナウイルス感染症により、障害者本人からはサービスの利用自粛、利用回数・時間の削減、事業者からは利用者の精神状態が悪化しているなどの回答が挙げられています。

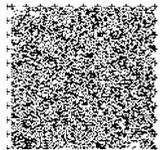


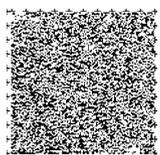
そのため、事業所や福祉施設等で十分な感染防止対策を行ったうえで、継続的なサービス提供ができるよう、必要な支援が求められます。

また、意思疎通支援を必要とする視覚障害者等には、感染症に関する情報提供や相談対応などにおいて、適切な配慮が求められます。



川口市障害者福祉計画





1 基本理念・基本目標

ともに生き、みんなが元気に輝くまち

本市では、「ともに生き、みんなが元気に輝くまち」を基本理念として掲げ、総合的かつ計画的に障害者施策を推進しています。

この基本理念のもと、子ども・高齢者・障害者などすべての人々が役割を持ち、ともに支えあいながら、自分らしく暮らすことができる社会を市民とともにつくっていきます。

また、基本理念の実現に向けて、基本目標を次のように定めています。

基本目標 1 市民だれもが自分らしく生きることのできる環境づくり

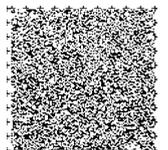
自分らしい生活を自らの意思で主体的に選択し、地域の中で自立した生活を送ることができる環境を整備することが必要です。

基本目標 2 みんなで支えあい、共生できる地域づくり

障害者が地域で安定した生活を送るためには、障害者を取り巻く地域の人々が相互に交流を図り、ともに支えていく地域共生社会の実現が必要です。そのためには、地域における人のつながりを大切にし、ともに助けあう関係をつくる必要があります。

基本目標 3 すべての人々にとってバリアのない社会づくり

障害者が生活環境、社会のしくみ、人々の意識等のバリアによって、社会への参加が妨げられることのない社会が求められています。誰もが利用しやすい環境づくりの視点に立ち、社会のさまざまなバリアをなくすとともに新たなバリアをつくらないことが必要です。



2 重点施策・基本施策の進捗状況

(1) 重点施策の進捗状況

障害者とその能力や個性を最大限に発揮して、その人らしく安心して暮らすことができるよう、障害者施策推進のための主要課題を踏まえ、計画期間中、特に重点的に取り組む施策を「将来にわたる安心施策」として位置づけています。

平成30年度～令和元年度までの実施状況と今後3年間の取組方針は次のとおりです。

1 障害者と家族の高齢化への対応

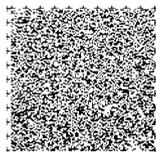
- 障害者が安心して暮らせるよう、グループホームや入所施設など住まいの確保に取り組みました。利用希望者が多いことから、引き続き、居住系サービスの整備支援に取り組めます。
- 体験利用や家族の急変などによる緊急利用など、目的に合わせて短期入所施設を選択・利用できるよう事業者への働きかけを行いました。短期入所施設事業者が想定している利用者像を明確化するとともに、しらゆりの家で多様な受け入れ方法を検討します。
- 親亡き後のみならず、家族のいるうちに将来を見据えて自立に向けた支援を行うため、居住系サービスの整備を行いました。一般住宅への入居手続き支援や、地域住民への普及啓発、支えあいの仕組み構築に取り組めます。
- 令和元年7月に医療的ケアが必要な児童が適切な支援を受けられるようにするため、関係機関が協議する場「川口市医療的ケア児連絡協議会」を設置しました。医療的ケア児の把握を進め、各家庭に必要な情報発信を行っていきます。

2 障害者の地域生活支援

- 障害者や家族等からの多様な相談に応じるため、障害者相談支援センター、計画相談支援事業所、民生委員・児童委員、障害者相談員などと連携し、相談機能の充実を図りました。基幹的な役割を果たす相談支援センターの必要性の検討や、相談員が孤立しないための情報交換の場の設置が求められています。関係機関が連携した、アウトリーチ⁴⁶による積極的な支援に努めていきます。
- 精神障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域移行支援における医療、保健、福祉関係者、市民への普及啓発を推進していくとともに、移行支援における相談支援体制の整備に取り組めました。引き続き、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを推進していきます。
- 適正で安定したサービス事業者の基盤整備を図るとともに、支援者の質の向上や地域のネットワークづくりを推進しました。本人及び家族への適切なアセスメント⁴⁷の実施、地域の関係機関による包括的な支援に取り組めます。

⁴⁶ 英語で「手を伸ばす」ことを指し、相談やサービス利用の申し出等を自発的にしない人に対して、市等の公共機関が積極的に働きかけて支援をすること。

⁴⁷ 対象者のニーズや利用中のサービス、生活課題などを聞き出し、どのようなサービスやケアが必要なのかを判断する。



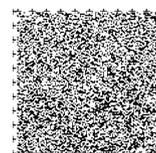
3 障害者の雇用・就労支援

- 川口市障害者就労支援センターと川口市障害者相談支援センターが連携し、障害者の自立生活に向けた就労先の確保に取り組みました。一般企業への就労率は増加傾向にありますが、今後は就労定着率を高めていくことが必要です。障害者の望む就労先を模索しつつ、継続して働き続けることができるよう、雇用・就労支援に努めていきます。
- 障害者就労支援センターの充実に向けて、運営会議を開催し、その時々課題の解決を図るとともに、より良い運営方法について議論を行いました。一般企業への就労促進、定着に向けた支援を行うとともに、就労移行支援事業所に対して、研修会、実践報告会を開催し、就労支援に携わる職員相互の資質向上を図っていきます。
- 福祉的就労の場を障害者が選択できる地域づくりを行っています（就労継続支援A型事業所6カ所、就労継続支援B型事業所35カ所）。引き続き、一般企業での就労が困難な障害者に対し、福祉的就労の場の充実を図ります。

4 災害時の障害者への支援体制の整備

- 災害時における支援体制整備のため、「川口市避難行動要支援者登録制度」への登録・更新を促進しました。また、災害時の安否確認や避難誘導などを円滑に実施できるよう、平常時から自主防災組織の育成に努めました。引き続き、名簿への登録・更新に取り組むとともに、自主防災組織に災害時の障害者の安否確認や避難誘導などの重要性を啓発し、災害時における障害者への支援体制づくりに努めていきます。
- 平成31年4月に社会福祉施設運営事業者6法人与福祉避難所⁴⁸の協定を締結しました。令和元年6月には、初めて福祉避難所協定締結施設1施設で防災訓練を実施しました。福祉避難所を増やすとともに防災訓練を各施設で実施し、福祉避難所を運営できる体制を整備します。

⁴⁸ 高齢者や障害者、病弱者のうち、健康状態などへの特別の配慮もしくは介護を要する人が避難する二次避難所のことで、主に高齢者・障害者・児童福祉施設等が指定される。



(2) 基本施策の進捗状況

基本理念を実現するために、6つの基本施策に基づき、総合的に施策を展開しています。平成30年度～令和元年度までの実施状況と今後3年間の取組方針は次のとおりです。

基本施策 1 地域共生社会の実現

●：実施状況
○：今後3年間の取組方針

【実施状況と今後3年間の取組方針】

① 障害者の権利擁護と合理的配慮への取組み

- 権利擁護体制の確立に向けて、障害者虐待防止センター、障害者相談支援センター、成年後見センター、地域包括支援センター⁴⁹などが連携して、虐待防止や制度の情報提供、意思疎通支援など、障害者が必要とする支援に取り組みました。
- 権利擁護に対する理解や制度の利用促進のため、普及啓発・周知に一層取り組むとともに、関係機関との連携強化に取り組みます。また、成年後見センターを中核機関として位置づけ、支援体制の強化を図ります。

② 啓発活動・福祉教育の推進

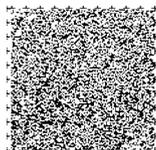
- 障害についての正しい知識を広め、障害者に対する理解をより一層深めるため、市内小中学校の児童・生徒の社会福祉施設での体験活動や、あいサポート運動の実施など、さまざまな機会を通じて、啓発活動・福祉教育を推進してきました。
- あいサポーターの養成研修を通じて、地域で暮らす障害者への理解促進を図るとともに、ちょっとした手助けを行える人材の育成を推進します。また、市民の障害への関心と理解を深めるため、より効果的な方策を検討・実施します。

③ 地域における支えあい活動の促進

- 障害者の地域での生活を支えるため、障害者団体への活動支援や、市民のボランティア活動、地域福祉活動への参加促進に取り組み、地域における支えあい活動を推進してきました。
- 障害者団体への継続的な支援を行うとともに、ボランティア団体と連携し、より効果的な活動としていきます。多くの市民や障害者が継続的にボランティアとして参加できるよう、活動内容の見直しを図るとともに、周知に努めます。また、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）⁵⁰による個別支援と地域支援に取り組みます。

⁴⁹ 地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として市町村が設置するもの。

⁵⁰ 地域で困っている人や地域の困りごとを支援する専門職のこと。地域の人材や仕組み、公的・民間サービスや地域住民の援助などを組み合わせるなど、地域で支え合うための仕組みづくりの調整やコーディネートを担う。



基本施策2 障害児とその家庭への支援

【実施状況と今後3年間の取組方針】

①早期発見・早期療育

- 障害の原因となる疾病等の予防と早期発見のため、乳幼児健康診査の実施や、母子訪問指導、健康相談を通じた育児不安の軽減などに取り組みました。また、子どもの発達に不安を持つ保護者が安心して相談でき、福祉、教育、保健、医療が連携した切れ目のない支援を行い、発達に特性のある子どもを地域全体で支えることを目的とした「子ども発達相談センター『るるる』」を2020年4月に開設し、相談支援機能の充実を図りました。
- 受診率向上に向けた効果的な手法を検討するとともに、新型コロナウイルス感染症をふまえた、乳幼児健康診査や母子訪問指導などの実施方法について、検討を行います。

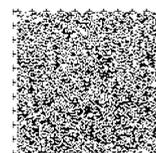
②障害児保育と療育体制の充実

- 保育所、放課後児童クラブ⁵¹における障害児の受入れを拡充するとともに、保育・発達相談、専門家による巡回指導、研修等を通じて、障害児保育の充実に取り組みました。また、重度心身障害児の受入れ可能な事業所の確保や、医療的ケア児支援のための協議の場（川口市医療的ケア児連絡協議会）の設置、適切な障害児サービスの提供に取り組みました。
- 障害児の受入れ人数が増加する中で、障害の特性に応じた保育サービスの提供、対応できる職員の育成に取り組みます。また、医療的ケア児の効率的な把握方法と対応方針、医療型児童発達支援や障害児相談支援など不足しているサービスについては、その確保方法について検討します。

③特別支援教育の推進

- 相談内容の多様化や相談件数の増加に対応できるよう、教育・就学相談の体制強化に取り組みました。また、通級指導教室について拡充を図るとともに、担当教員の指導力向上に向けた研修等も実施しました。
- 保護者に寄りそった相談業務や、障害の特性及び程度に応じた教育ができるよう、引き続き担当職員の確保・育成を図っていきます。

⁵¹ 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学1年生から6年生までの児童について、小学校等の施設を利用して生活や遊びの場を提供し、児童の健全な育成を行う。



基本施策3 地域における障害者の自立支援

【実施状況と今後3年間の取組方針】

①相談体制の充実

- 障害者の多様な相談に対応できるよう、ケースワーカー⁵²の資質向上を図り、窓口での相談体制の充実に取り組みました。また、障害者相談支援センターを中心に、地域の医療機関や居宅介護支援事業所などの関係機関と連携し、障害者の自立に向けた相談支援の充実にも努めました。
- 相談窓口の専門性を高めるとともに、地域での自立生活を見据えて、障害以外の福祉部署との連携に取り組みます。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築についても推進します。また、市内10カ所の障害者相談支援センターを包括する基幹センターの設置に向けた検討を行います。

②日常生活を支える福祉サービスの充実

- 障害者の自立を支援するため、障害福祉サービスの充実にも努めるとともに、地域での暮らしを支えるため、入所施設などの施設整備やふれあい収集など生活支援に取り組みました。また、適切な福祉サービスの提供のため、ホームヘルパーの資質向上に向けた研修の実施や保健福祉専門職の確保に努めてきました。
- 引き続き、障害者の日常生活を支える障害福祉サービスを提供するとともに、不足している社会資源については、共生型障害福祉サービスによる提供についても検討を行います。

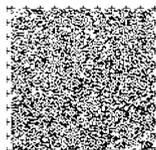
③地域生活への移行促進

- 施設入所者や退院可能な精神障害者の地域生活への移行にあたって、相談支援の充実や住宅改修への助成を行うとともに、市営住宅、グループホーム、民間賃貸住宅など住まいの確保に取り組みました。
- 市営住宅のバリアフリー化の推進など、障害の状態に応じた住宅整備・確保に努め、日中サービス支援型共同生活援助を活用し、地域生活を希望する者が、地域での生活を継続できるような体制の確保について検討を行います。

④生活支援のための施策・制度の推進

- 障害者の生活支援のため、福祉手当の給付を行いました。
- 引き続き、障害者の自立と社会活動を促進するため、生活支援のための手当の給付や貸付制度の周知に努めます。

⁵² 精神や心身、社会的に問題を抱えるなどの理由により、地域で福祉サービスを必要としている人に社会福祉の視点から相談や助言を行い支援する専門職。



基本施策 4 障害者の社会活動の支援

【実施状況と今後3年間の取組方針】

①雇用・就労の促進

- 障害者雇用を推進するため、企業へ雇用義務を周知するとともに、ハローワークや障害者就労支援センターと連携した取組みを実施しました。また、一般企業での就労が困難な場合は、その状態に応じた福祉的就労の場を提供するなど、自立した日常生活に向けた支援を行いました。
- 一般就労はもとより福祉的就労も含め、関係機関と連携しながら、就労への支援と就労機会の充実を図ります。また、福祉的就労のあり方について検討します。

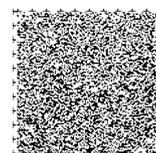
②スポーツ・レクリエーション、生涯学習の充実

- 障害者スポーツ大会の周知や参加への支援を行うとともに、市内の公共施設の改修による利便性の向上、利用料減免などにより、スポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動への参加を促進してきました。また、点字・録音図書の貸し出し、サークル活動の場の提供、発表の機会の拡充など、生涯学習の充実に取り組みました。
- 引き続き、障害者の社会参加を促進するため、障害者のスポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動に対する支援や生涯学習の機会の充実を図ります。

③障害者の外出支援と移動手段の確保

- ノンステップバスの導入支援や駅施設におけるホームドアの設置等、公共交通施設のバリアフリー化の推進、公共交通機関の割引制度の周知などに取り組みました。また、補助犬⁵³のPRや、福祉タクシー・福祉ガソリンの利用料金への助成なども実施しました。
- 障害者が利用しやすい交通環境の整備と障害の特性に応じた移動手段の確保に努め、社会参加の促進を図ります。

⁵³ 身体障害者の自立と社会参加に資するものとして、身体障害者補助犬法に基づき訓練・認定された盲導犬、介助犬、聴導犬の総称。



基本施策5 保健・医療体制の充実

【実施状況と今後3年間の取組方針】

①保健活動の充実

- うつ病、統合失調症等について誰でも学ぶことができる「こころの健康講座」、患者や家族を対象にした「家族教室」「ことばのリハビリ教室」などを実施しました。また、口腔衛生の改善を図る障害者歯科健康診査も実施しました。
- 生涯を通じて健康でいきいきとした生活を送れるよう、多くの一般市民や障害者、その家族が参加できる講座にするとともに、新しい生活様式を見据えた開催手法とします。

②医療体制の充実と経済的負担の軽減

- 医療的ケアを必要とする重症心身障害者が地域生活を継続できるよう、訪問看護や日中活動の場、短期入所（ショートステイ）、日中一時支援事業などのサービス基盤の充実を図るとともに、医療機関との連携に努めました。また、医療費の助成による、経済的・精神的負担の軽減を図ってきました。
- 引き続き、医療体制の充実に取り組みます。また、経済的・精神的負担の軽減のため医療費の助成とともに、適正な受診への普及啓発に取り組みます。

基本施策6 障害者にとって安全・安心のまちづくり

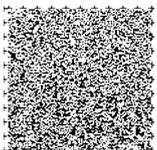
【実施状況と今後3年間の取組方針】

①バリアフリーのまちづくりの推進

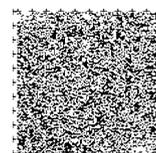
- バリアフリー法や埼玉県福祉のまちづくり条例、川口市バリアフリー基本構想に基づき、障害特性に配慮した道路や公共施設・都市施設の整備・改善を実施してきました。
- バリアフリー行政の推進に努めるとともに、「川口市バリアフリー特定事業計画」に基づき、基本構想における施設等のバリアフリー化の推進に取り組みます。

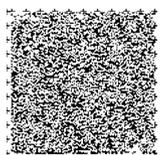
②防災・防犯対策等の充実

- 社会福祉施設運営事業者との福祉避難所及び要支援者の受け入れ協定の締結、また災害時に支援が必要な障害者の「避難行動要支援者登録制度」への登録・更新を行うとともに、災害時の支援体制づくりの推進に取り組みました。
- 引き続き、障害の特性に配慮した防災・防犯対策の充実と交通事故や消費者被害の防止に努めます。



**第6期川口市障害者自立支援福祉計画
第2期川口市障害児福祉計画**





第4章 サービス必要量の見込み

※本章では、主に「障害者自立支援福祉計画」及び「障害児福祉計画」における障害福祉サービス等の提供体制の整備とともに、サービス必要見込量の設定と見込量確保のための方策等を定めます。

1 令和元年度における成果

障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を推進するため、国の第5期障害福祉計画等に係る基本指針や県の方針を踏まえて設定した令和2年度末の目標値に対する令和元年度末時点における実績値は次のとおりです。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活移行者については、多様な障害状況に対応できるような環境整備が整っていないため、目標に対して少ない状況となっています。

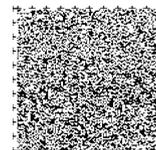
また、施設入所者数の削減については、地域生活が困難な人が多数入所待ちをしている状況から、削減目標は設定していません。

項目	目標値（令和2）	実績値（令和元）
地域生活移行者数 ※平成28年度末時点の施設入所者数 （325人）の9%	30人	1人
施設入所者数	一人（目標未設定）	一人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、重層的な連携による支援体制を構築していくことを目指しています。令和元年度に川口市保健所とともに、地域包括ケアシステム構築推進にかかる協議会として、障害福祉課で所管している川口市精神保健連絡協議会を活用して設置しました。

項目	目標（令和2）	実績（令和元）
協議の場の設置	設置	設置



(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域の社会資源を最大限に利用しながら希望する場所で暮らし続けられるよう、地域にある複数の機能を活用する面的整備型⁵⁴の地域生活支援拠点等を令和2年度末までに整備することとしています。令和元年度より、川口市自立支援協議会⁵⁵くらし部会において拠点整備プロジェクトチームを設置し、整備に関する検討を行っています。

項目	目標値（令和2）	実績値（令和元）
地域生活支援拠点等	1カ所	検討

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

一般就労移行者数は、障害者雇用促進法の改正により、企業における障害者の受け入れが進み、78人となっています。また、就労移行支援事業利用者数は、158人となっています。

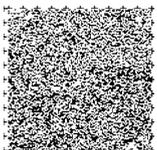
就労移行支援事業については、定期的に川口市自立支援協議会日中活動部会を開催し、障害者就労に関する情報交換を行っています。その結果、各事業所が、就労移行率を高めるための取組みを継続していることで、8割に達しています。

職場定着率については、平成30年度開始事業のため、把握ができていませんが、利用者の増加に伴い、職場定着率は増加していくものと見込んでいます。

項目	目標値（令和2）	実績値（令和元）
福祉施設利用者のうち就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数 ※平成28年度実績（33人）の1.5倍	50人	78人
就労移行支援事業利用者数 ※平成28年度実績（143人）の1.2倍	172人	158人
就労移行率3割以上の事業所数	全体の5割	全体の8割
就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率	8割	—

⁵⁴ 5つの居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を地域の複数の機関が分担して担う体制。

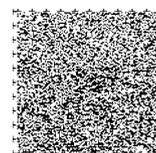
⁵⁵ 障害福祉に係る関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うための会議で、具体的には相談支援事業所の評価、困難事例の協議、障害福祉関係機関のネットワークづくり、障害福祉計画の進捗状況の評価などを行う。



(5) 障害児支援の提供体制の整備等

不足している社会資源については、民間活力により整備を行っていきます。保育所等訪問支援については、障害児通所支援事業所の利用者の保護者からのサービス利用のニーズも多くなっており、必要なサービスとして事業実施を検討する事業者は増加傾向にあります。

項目	目標（令和2）	実績（令和元）
児童発達支援センター設置数	わかゆり学園で就学前の知的障害児等を家庭から通園させ、児童の特性及び身体状況に応じ日常生活及び社会適応のための指導を行っています。	平成31年4月に、新たに児童発達支援センターが1カ所開設され、就学前の知的障害児等の特性や身体状況に応じた日常生活及び社会適応のための指導を行っています。
保育所等訪問支援事業所設置数	わかゆり学園で専門の児童指導員や保育士が、保育所などを訪問することで、障害のある児童や施設職員に対して、障害のある児童が集団生活に適応するための支援を行っています。	令和2年4月1日現在、5事業所となっています。児童発達支援事業所等以外での集団活動の場に適応できるよう支援を実施しています。
児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所設置数	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を設置できるよう検討を行います。	令和元年7月、重症心身障害児を支援する児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型事業所が1カ所開設されました。
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場	川口市自立支援協議会こども部会において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置できるよう検討を行います。	令和元年7月1日、川口市医療的ケア児連絡協議会を設置しました。



2 令和5年度の目標値

国の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針や県の方針を踏まえ、令和5年度末における目標値を次のとおり設定します。

また、設定した目標値の達成に向けて、既に在宅サービスや福祉施設を利用している人に加え、特別支援学校の卒業者など、今後サービスの利用が見込まれる人を対象に、自立訓練や就労移行支援をはじめとする日中活動系サービスの利用や居住系サービスの確保、訪問系サービスの充実を図り、地域生活への移行に必要なサービスを具体的に見込みます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

[国の基本指針]

令和5年度末には、

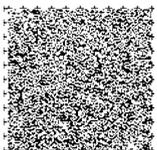
- ・令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行
- ・施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減

国の基本指針に即して、施設入所から地域生活への移行を推進するため、第6期計画では令和5年度末における地域生活への移行に関する目標値を設定しました。

本市において福祉施設に入所している人は、令和元年度末現在で339人となっており、令和5年度末までに地域生活に移行する人数を入所者数の6%（21人）とし、目標を設定しました。なお、令和5年度末時点の施設入所者数（定員）については、地域生活が困難な人が依然として多数入所待ちをしている状況であることから、削減目標は設定しません。

また、地域生活で暮らし続けることができるよう、グループホームなど生活の場の確保・充実に努めるとともに、希望者が地域生活の体験ができる場の確保や地域生活移行後も充実した生活を送ることができるよう、支援体制の整備・充実など、環境整備に取り組みます。

項目	目標値(令和5)	設定方針
地域生活移行者数	21人	令和元年度末時点の施設入所者数(339人)の6%
施設入所者数	一人	



(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

[国の基本指針]

令和5年度末を目途に埼玉県が、次のとおり成果目標を定めます。

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数316日以上
- ・精神病床の1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）
- ・入院後3か月時点の退院率69%以上、入院後6か月時点の退院率86%以上、入院後1年時点の退院率92%以上

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する必要があります。そのため、第6期計画では、埼玉県が定める目標を踏まえた取組みを行っていきます。

また、実施にあたっては、地域の医療サービスの体制整備に係る「埼玉県地域保健医療計画」と連携する必要があります。

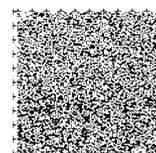
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

[国の基本指針]

- ・令和5年度末には、地域生活支援拠点等を少なくとも1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上の運用状況の検証・検討

障害の重度化や障害者の高齢化に伴う「親亡き後」を見据え、地域で障害者やその家族が安心して生活ができるよう、支援体制の構築が求められています。本市では、国の基本指針を踏まえ、地域の社会資源を最大限に利用しながら、希望する場所で暮らし続けられるよう、地域にある複数の機能を活用する面的整備型を整備し、居住支援のための機能（相談、体験の機会、緊急時の受け入れ、対応、専門性、地域の体制づくり）強化を、川口市自立支援協議会を活用して取り組んでいきます。

項目	目標値（令和5）	設定方針
地域生活支援拠点等の確保と機能の充実	1カ所	国の基本指針
地域生活支援拠点等の運用状況について、年1回以上検証・検討	1回	川口市自立支援協議会を活用して、運用状況について検証・検討します。



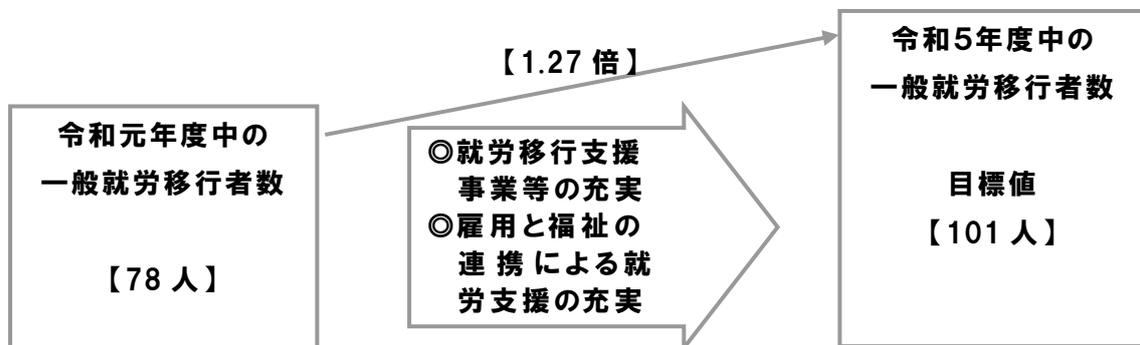
(4) 福祉施設から一般就労への移行等

[国の基本指針]

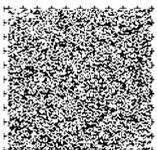
- 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じた令和5年度中の一般就労移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上。具体的には令和元年度実績に対して、就労移行支援事業は1.3倍以上、就労継続支援A型事業は1.26倍以上、就労継続支援B型事業は1.23倍以上
- 就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者を7割以上
- 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所を7割以上

国の基本指針では、令和5年度中における福祉施設から一般就労への移行者を令和元年度実績の1.27倍、県でも同様とする方針が示されています。

本市においては、令和元年度の実績として福祉施設から一般就労へ78人が移行しており、第6期計画においては令和5年度の一般就労移行者数を令和元年度末の1.27倍である101人と設定し、公共職業安定所や福祉施設との連携のもとで、就労移行支援の充実を図り、目標値の達成をめざします。その他の項目についても、同様に国の基本指針に基づき設定します。



項目	目標値（令和5）	設定方針
一般就労への移行者数	101人	令和元年度実績（78人）の1.27倍
就労移行支援事業	78人	令和元年度実績（60人）の1.30倍
就労継続支援A型	8人	令和元年度実績（6人）の1.26倍
就労継続支援B型	15人	令和元年度実績（12人）の1.23倍
就労定着支援事業の利用率	7割	国の基本指針
就労定着支援事業所の就労定着率	7割	国の基本指針



(5) 障害児支援の提供体制の整備等

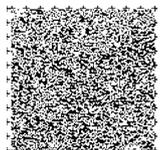
[国の基本指針]

- 重層的な地域支援体制の構築を目指し、児童発達支援センターを1カ所以上設置及び保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所以上設置
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置、コーディネーターの配置

国の基本指針では、障害児への重層的な支援体制の構築や医療的ケアが必要な重症心身障害児への対応が求められています。

本市では、障害児支援の提供体制の確保等に努めていきます。

項目	目標値（令和5）	設定方針
児童発達支援センターの設置	2カ所	国の基本指針
保育所等訪問支援事業所の設置	5カ所	国の基本指針
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	2カ所	国の基本指針
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場	1カ所	国の基本指針
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	3人	国の基本指針



(6) 相談支援体制の充実・強化等

[国の基本指針]

- ・ 総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保

国の基本指針では、相談支援体制を充実・強化するため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することが示されています。

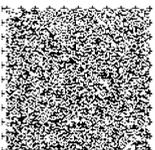
項目	目標（令和5）
基幹相談支援センター等の体制整備	相談支援センター間の会議を毎月開催し、現状の運営体制における情報交換や、本市の基幹相談支援センターのあり方について検討します。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

[国の基本指針]

- ・ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに関する事項を実施する体制を構築

国の基本指針では、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組みを行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害福祉サービス等が提供できているのか検証していくこととしております。また、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みを実施する体制を構築することとしています。



3 目標達成のためのサービス体系

令和5年度までの目標値を達成するためのサービス体系は、次のとおりです。

(1) 国が定める基準で実施するサービス

1 訪問系サービス

- 1-01 居宅介護（ホームヘルプ）
- 1-02 重度訪問介護
- 1-03 同行援護
- 1-04 行動援護
- 1-05 重度障害者等包括支援

2 日中活動系サービス

- 2-01 生活介護
- 2-02 自立訓練（機能訓練）
- 2-03 自立訓練（生活訓練）
- 2-04 宿泊型自立訓練
- 2-05 就労移行支援
- 2-06 就労移行支援（養成施設）
- 2-07 就労継続支援（A型）
- 2-08 就労継続支援（B型）
- 2-09 就労定着支援
- 2-10 療養介護
- 2-11 短期入所（福祉型）
- 2-12 短期入所（医療型）

3 居住系サービス

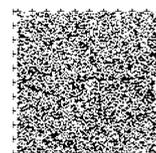
- 3-01 自立生活援助
- 3-02 共同生活援助（グループホーム）
- 3-03 施設入所支援
- 3-04 地域生活支援拠点等

4 相談支援サービス

- 4-01 計画相談支援
- 4-02 地域移行支援
- 4-03 地域定着支援

5 障害児サービス

- 5-01 児童発達支援
- 5-02 医療型児童発達支援
- 5-03 放課後等デイサービス
- 5-04 保育所等訪問支援
- 5-05 居宅訪問型児童発達支援
- 5-06 障害児相談支援
- 5-07 医療的ケア児コーディネーター配置



6 発達障害者等への支援

- 6-01 ペアレント⁵⁶への支援プログラム等
- 6-02 ペアレントメンター⁵⁷
- 6-03 ピアサポート⁵⁸活動

7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

- 7-01 協議の場の設置
- 7-02 各種障害福祉サービスの利用

8 相談支援体制の充実・強化等

- 8-01 総合的・専門的な相談支援
- 8-02 相談支援事業者への専門的な指導・助言
- 8-03 相談支援事業者の人材育成への支援
- 8-04 相談機関との連携強化

9 障害福祉サービス等の質の向上

- 9-01 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
- 9-02 障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果の活用
- 9-03 事業所等に対する指導監査の適切な実施

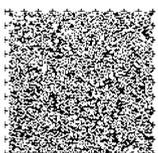
(2) 市が行うことが定められているサービス（地域生活支援事業）

- 01 理解促進研修・啓発事業
- 02 自発的活動支援事業
- 03 相談支援事業
- 04 成年後見制度利用支援事業
- 05 成年後見制度法人後見支援事業
- 06 意思疎通支援事業
- 07 日常生活用具給付等事業
- 08 手話奉仕員養成研修事業
- 09 移動支援事業
- 10 地域活動支援センター
- 11 障害児等療育支援事業
- 12 専門性の高い意思疎通支援事業
- 13 広域的な支援事業
- 14 その他の事業（任意）
 - ・日常生活支援
 - ・社会参加支援

⁵⁶ 親など保護者のこと。

⁵⁷ 発達障害の子どもを育てた保護者が、相談支援に関する一定のトレーニングを受け、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などにグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行う。

⁵⁸ 同じような障害（立場や境遇、経験など）を抱えた人同士の支え合いを指す。



4 サービス必要量の見込みと確保方策

(1) 国が定める基準で実施するサービス

本市は、令和5年度の目標値の達成に向けて、過去のサービス利用の伸びや新たなサービス対象者等を勘案しつつ、令和3年度から令和5年度の各年度における見込量を設定し、その確保に努めていきます。

なお、本計画で位置づける「サービスの見込量」は、計画期間内での「目安」となる指標です。そのため、仮に計画期間中にサービスの利用が伸びて実績値が見込量を超えた場合でも、サービスの利用や事業者の新規開設等を制限することはありません。

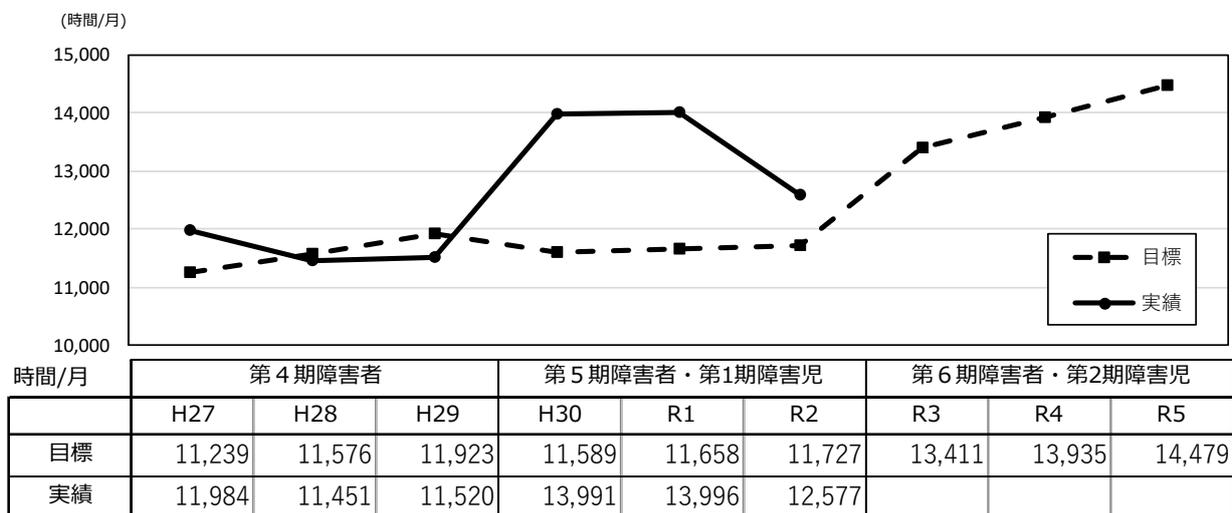
1) 訪問系サービス

訪問系サービスでは、平成30年度、令和元年度ともに、居宅介護の利用が計画値を上回り、増加傾向となっています。なお、重度障害者等包括支援については現在利用がない状況です。

令和3年度から令和5年度の見込量は、平成30年度から令和2年度のサービスの利用状況を勘案し、見込量を算出しました。

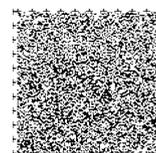
①居宅介護（ホームヘルプ）

在宅で介護を必要とする人にホームヘルパーを派遣し、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。



(参考) 利用者数/月

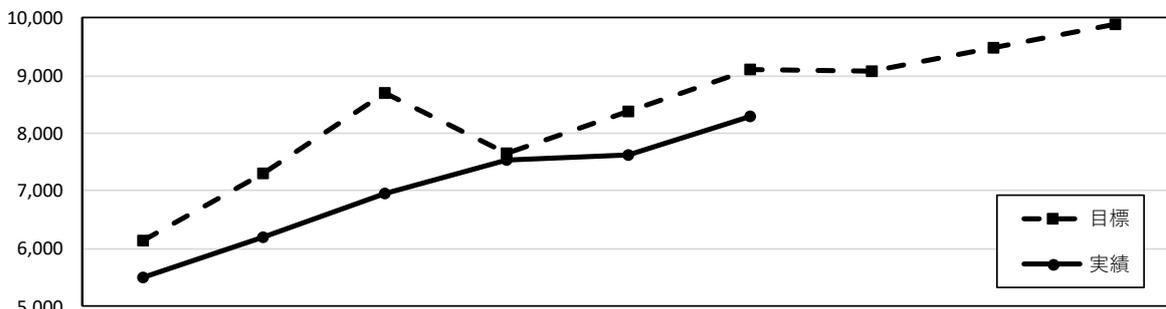
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	479	508	538	575	595	615	651	677	705
実績	515	534	555	612	652	627			



②重度訪問介護

重度の肢体不自由者、知的障害者及び精神障害者で常時介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

(時間/月)



時間/月	第4期障害者			第5期障害者・第1期障害児			第6期障害者・第2期障害児		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	6,136	7,302	8,689	7,659	8,379	9,099	9,075	9,486	9,897
実績	5,500	6,202	6,939	7,536	7,615	8,281			

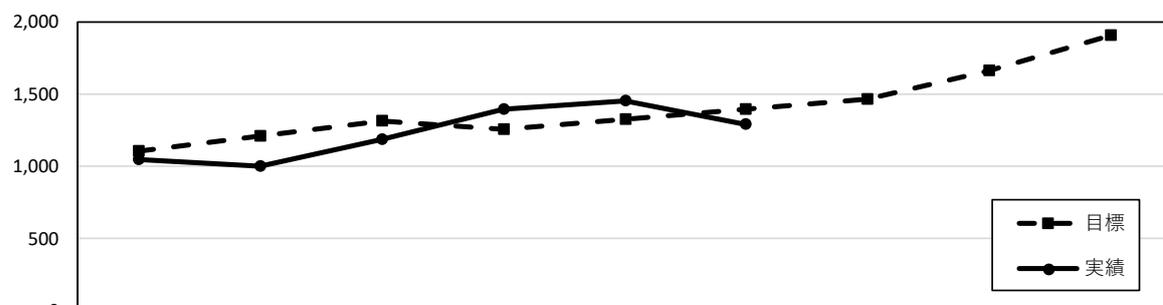
(参考) 利用者数/月

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	12	13	14	18	20	22	21	22	23
実績	12	14	16	19	20	20			

③同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行います。

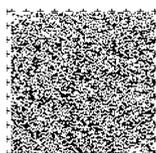
(時間/月)



時間/月	第4期障害者			第5期障害者・第1期障害児			第6期障害者・第2期障害児		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	1,106	1,206	1,315	1,255	1,326	1,397	1,459	1,666	1,902
実績	1,042	996	1,184	1,399	1,455	1,285			

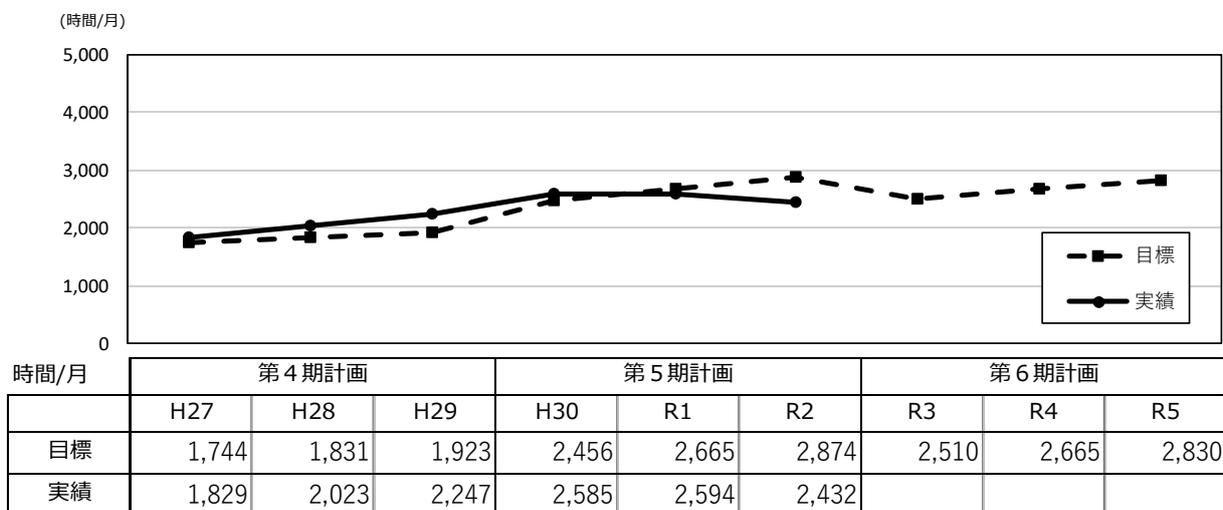
(参考) 利用者数/月

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	57	58	59	84	91	98	89	94	100
実績	63	69	77	89	87	91			



④行動援護

知的障害又は精神障害により自己判断による行動が困難で、常時介護を必要とする人に、外出時の移動の支援や、行動の際に生じる危険を回避するために必要な援護などを行います。

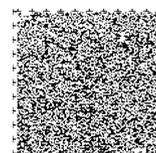


(参考) 利用者数/月

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	61	70	81	82	85	88	91	100	109
実績	63	76	79	86	94	83			

⑤重度障害者等包括支援

重度の障害により介護を必要とする人に、サービス等利用計画に基づき、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。



■訪問系サービスの見込量（月間）

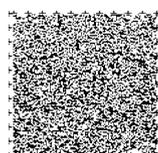
サービス種別		第5期障害者・第1期障害児 実績値			第6期障害者・第2期障害児 見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①居宅介護 (ホームヘルプ)	時間	13,991	13,996	12,577	13,411	13,935	14,479
	人数	612	652	627	651	677	705
②重度訪問介護	時間	7,536	7,615	8,281	9,075	9,486	9,897
	人数	19	20	20	21	22	23
③同行援護	時間	1,399	1,455	1,285	1,459	1,666	1,902
	人数	89	87	91	89	94	100
④行動援護	時間	2,585	2,594	2,432	2,510	2,665	2,830
	人数	86	94	83	91	100	109
⑤重度障害者等 包括支援	時間	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0

(注) 実績値は、各年10月利用分。

【訪問系サービスの確保方策】

障害者が適切なサービスが受けられるよう、サービス提供事業者に対して障害特性を理解したヘルパーの確保・養成を促し、きめ細かな介護者への支援と質の高いサービスの提供に取り組みます。

また、相談支援事業所やヘルパー事業所の連携を強化するとともに、サービス更新時のアセスメントの実施など、適切なサービス利用の調整について取り組みます。



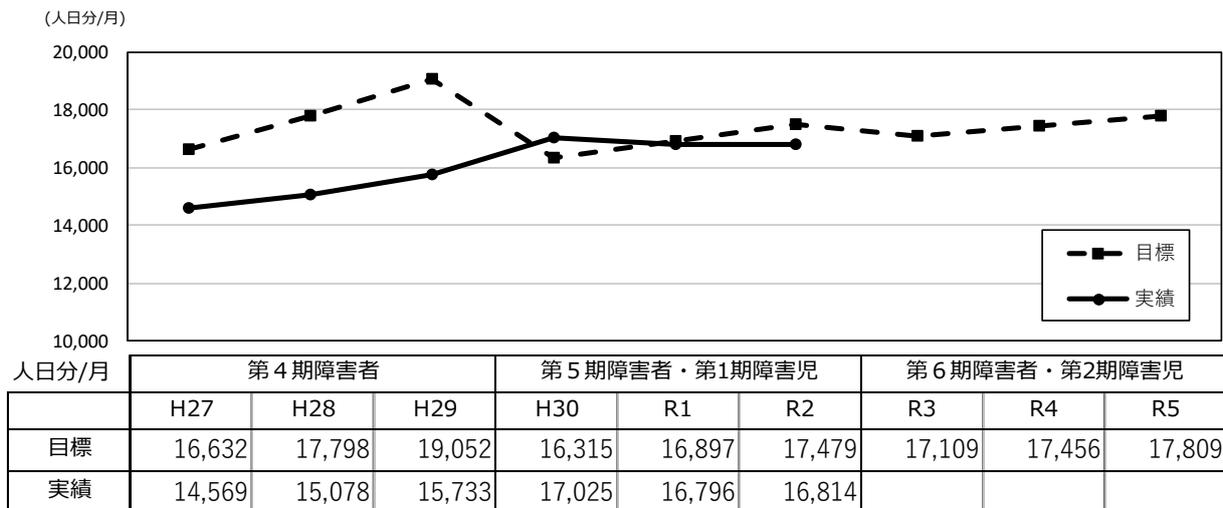
2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスでは、平成30年度、令和元年度をみると、就労移行支援（養成施設）、短期入所（福祉型）が増加傾向となっています。

令和3年度から令和5年度の見込量は、平成30年度から令和2年度のサービスの利用状況を勘案し、見込量を算出しました。

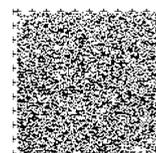
①生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、食事、排せつ等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。



(参考) 利用者数/月

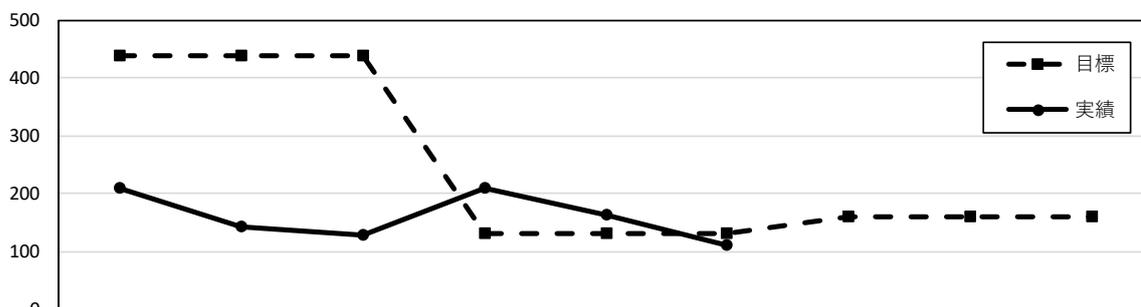
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	756	809	866	810	826	842	858	871	883
実績	717	778	794	841	835	857			



②自立訓練（機能訓練）

障害者が自立した日常生活又は社会生活を送れるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な機能訓練を行います。

(人日分/月)



人日分/月	第4期障害者			第5期障害者・第1期障害児			第6期障害者・第2期障害児		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	440	440	440	130	130	130	160	160	160
実績	209	143	128	209	164	109			

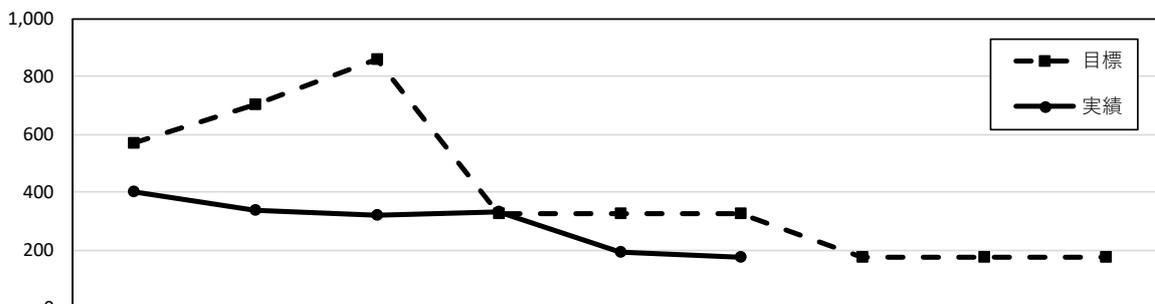
(参考) 利用者数/月

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	20	20	20	12	12	12	12	12	12
実績	13	11	12	14	10	9			

③自立訓練（生活訓練）

障害者が自立した日常生活又は社会生活を送れるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な生活訓練を行います。

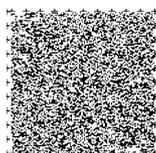
(人日分/月)



人日分/月	第4期障害者			第5期障害者・第1期障害児			第6期障害者・第2期障害児		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	572	704	858	325	325	325	177	177	177
実績	399	338	322	333	190	177			

(参考) 利用者数/月

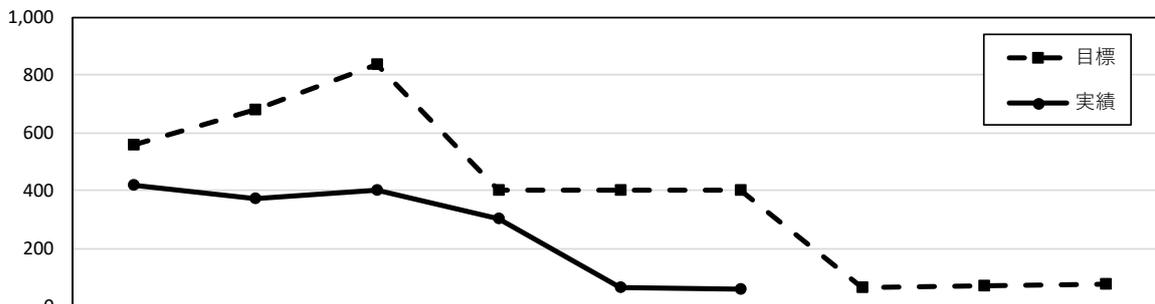
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	26	32	39	17	17	17	9	9	9
実績	23	20	17	19	11	9			



④ 宿泊型自立訓練

障害者に、居室等の設備を利用した、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談、助言等の必要な支援を行います。

(人日分/月)



人日分/月	第4期障害者			第5期障害者・第1期障害児			第6期障害者・第2期障害児		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	558	682	837	400	400	400	66	70	74
実績	421	369	400	301	62	57			

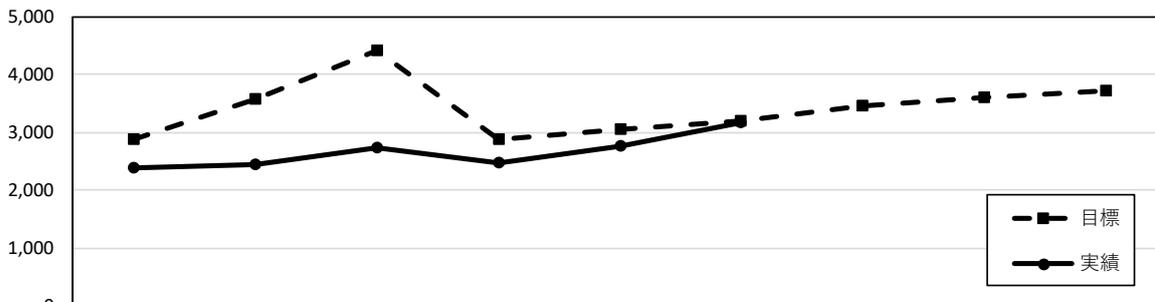
(参考) 利用者数/月

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	18	22	27	14	14	14	5	7	11
実績	17	13	14	10	2	2			

⑤ 就労移行支援

一般企業への就労を希望する障害者に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。

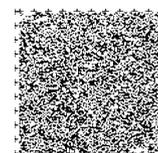
(人日分/月)



人日分/月	第4期障害者			第5期障害者・第1期障害児			第6期障害者・第2期障害児		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	2,882	3,564	4,422	2,883	3,046	3,209	3,471	3,610	3,718
実績	2,395	2,454	2,720	2,456	2,764	3,165			

(参考) 利用者数/月

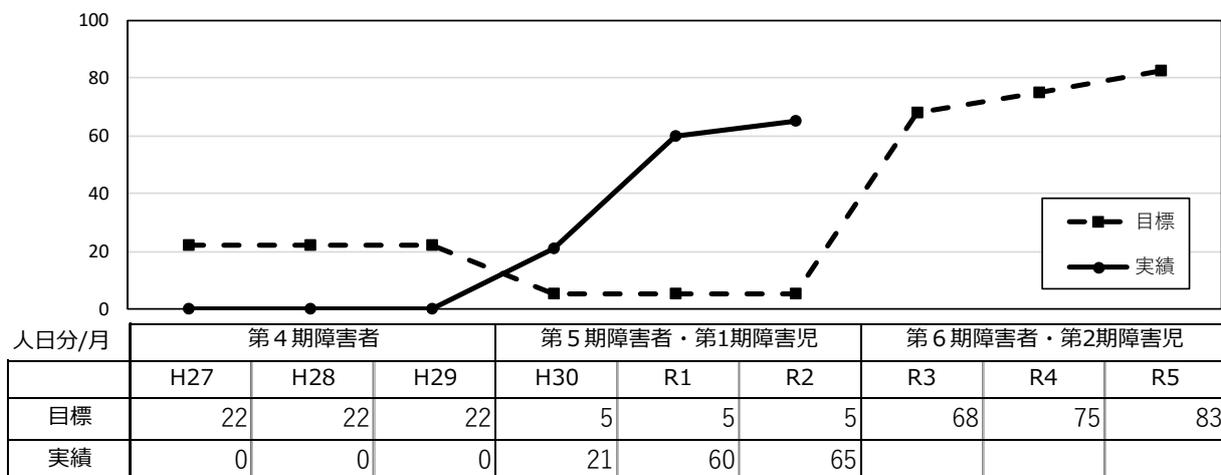
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	131	162	201	157	162	167	189	197	202
実績	143	144	152	142	165	172			



⑥就労移行支援（養成施設）

視覚障害者に対し、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の国家資格を取得することを目的にサービスを提供します。

(人日分/月)



(参考) 利用者数/月

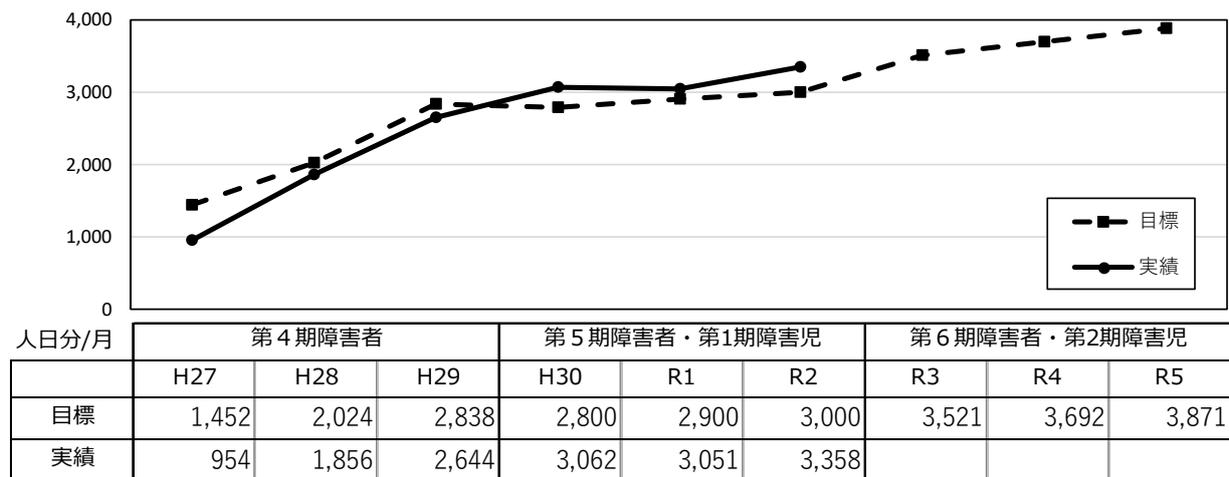
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	1	1	1	1	1	1	4	5	5
実績	0	0	0	1	3	3			

⑦就労継続支援（A型）

一般企業への就労が困難な障害者に働く場を提供するとともに、生産活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

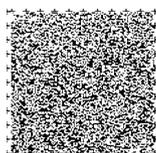
事業所内において雇用契約に基づき就労の機会が提供され、これらの経験を積むことで一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労に向けた支援が提供されます。

(人日分/月)



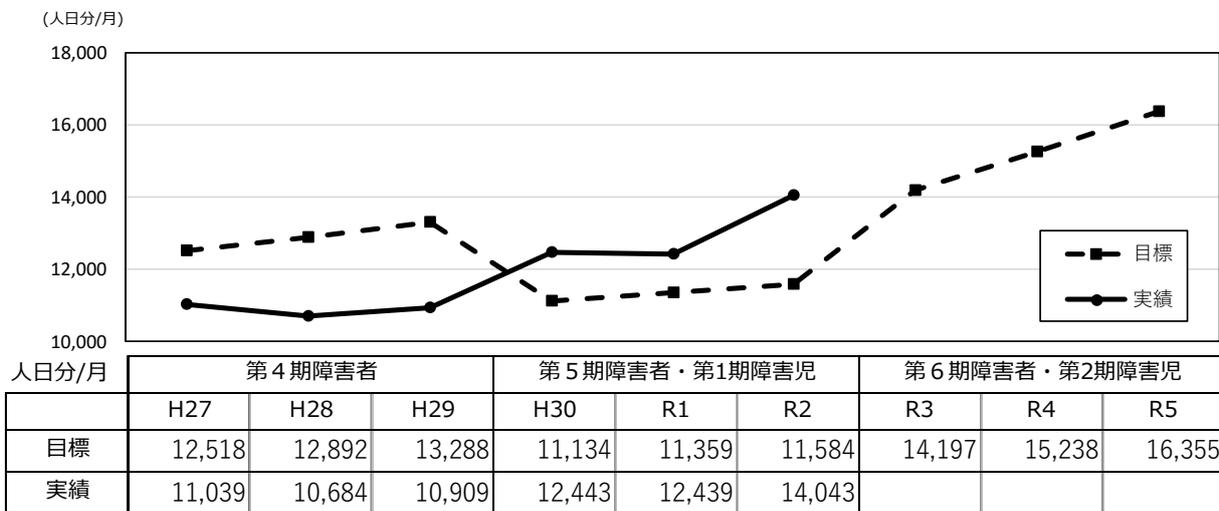
(参考) 利用者数/月

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	66	92	129	150	160	170	176	184	192
実績	45	95	133	154	152	168			



㊸就労継続支援（B型）

A型と同じ趣旨で支援を行いますが、雇用契約は結ばず、就労の機会が提供されます。これらを通じて、就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労に向けた支援が提供されます。

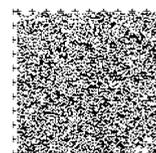
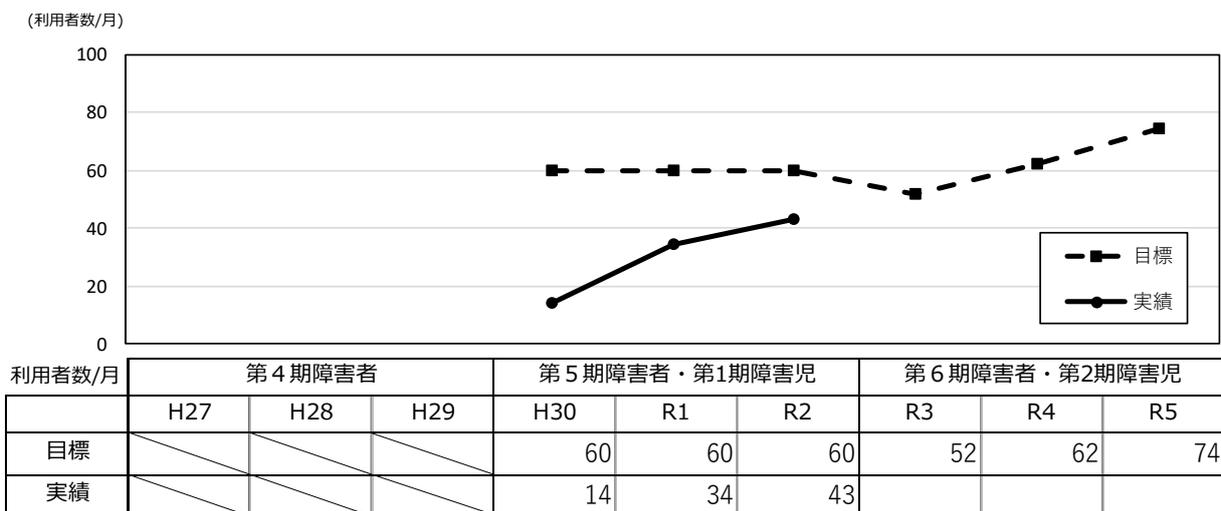


(参考) 利用者数/月

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	569	586	604	625	634	643	819	894	976
実績	599	622	616	655	719	775			

㊹就労定着支援

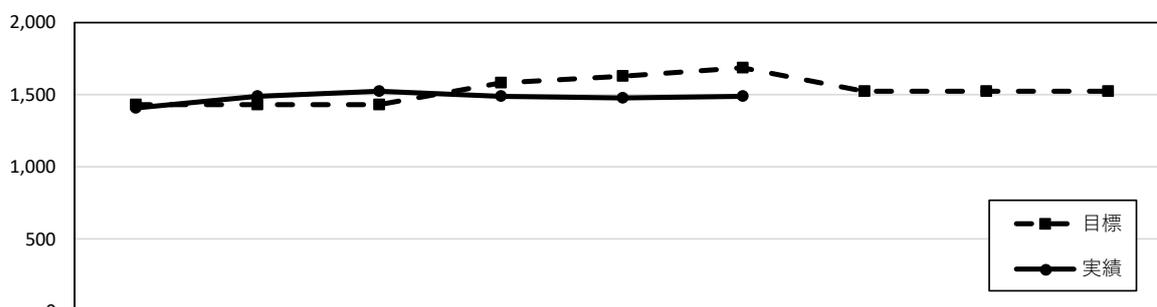
一般就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを提供します。



⑩療養介護

医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活上の世話を行います。

(人日分/月)



人日分/月	第4期障害者			第5期障害者・第1期障害児			第6期障害者・第2期障害児		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	1,426	1,426	1,426	1,575	1,632	1,689	1,525	1,525	1,525
実績	1,405	1,486	1,518	1,486	1,480	1,493			

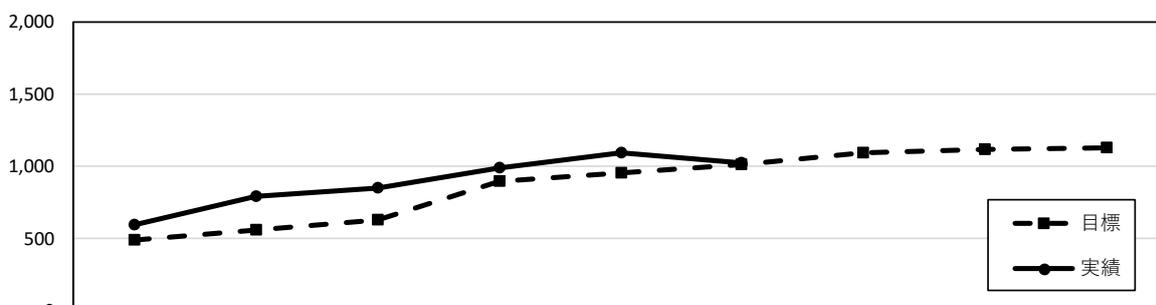
(参考) 利用者数/月

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	46	46	46	50	51	52	51	51	51
実績	46	48	49	48	49	49			

⑪短期入所（ショートステイ）：福祉型

自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間施設に入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

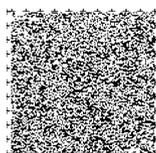
(人日分/月)



人日分/月	第4期障害者			第5期障害者・第1期障害児			第6期障害者・第2期障害児		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	489	553	625	899	954	1,009	1,089	1,110	1,131
実績	598	789	844	991	1,096	1,021			

(参考) 利用者数/月

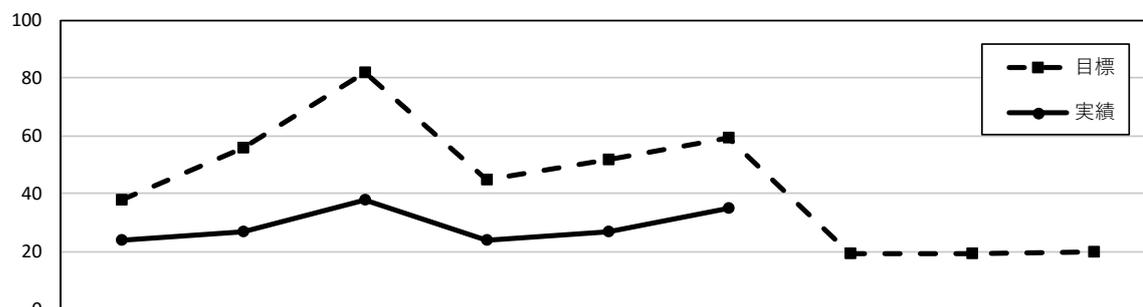
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	70	84	101	155	160	165	204	208	212
実績	94	145	150	178	216	167			



⑫短期入所（ショートステイ）：医療型

自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間施設に入所し、入浴、排せつ、食事のほか、必要な医療的ケアや介護などを行います。

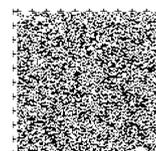
(人日分/月)



人日分/月	第4期障害者			第5期障害者・第1期障害児			第6期障害者・第2期障害児		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	38	56	82	45	52	59	19	19	20
実績	24	27	38	24	27	35			

(参考) 利用者数/月

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	11	16	23	9	11	13	9	11	13
実績	4	6	7	7	7	5			



■日中活動系サービスの見込量（月間）

サービス種別		第5期障害者・第1期障害児 実績値			第6期障害者・第2期障害児 見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①生活介護	人日分	17,025	16,796	16,814	17,109	17,456	17,809
	人数	841	835	857	858	871	883
②自立訓練 （機能訓練）	人日分	209	164	109	160	160	160
	人数	14	10	9	12	12	12
③自立訓練 （生活訓練）	人日分	333	190	177	177	177	177
	人数	19	11	9	9	9	9
④宿泊型自立 訓練	人日分	301	62	57	66	70	74
	人数	10	2	2	5	7	11
⑤就労移行支援	人日分	2,456	2,764	3,165	3,471	3,610	3,718
	人数	142	165	172	189	197	202
⑥就労移行支援 （養成施設）	人日分	21	60	65	68	75	83
	人数	1	3	3	4	5	5
⑦就労継続支援 （A型）	人日分	3,062	3,051	3,358	3,521	3,692	3,871
	人数	154	152	168	176	184	192
⑧就労継続支援 （B型）	人日分	12,443	12,439	14,043	14,197	15,238	16,355
	人数	655	719	775	819	894	976
⑨就労定着支援	人数	14	34	50	52	62	74
⑩療養介護	人日分	1,486	1,480	1,493	1,525	1,525	1,525
	人数	48	49	49	51	51	51
⑪短期入所 （福祉型）	人日分	991	1,096	1,021	1,089	1,110	1,131
	人数	178	216	167	204	208	212
⑫短期入所 （医療型）	人日分	24	27	35	19	19	20
	人数	7	7	5	9	11	13

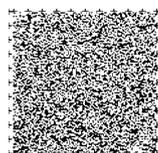
（注）1 実績値は、各年10月利用分。

2 人日分は、延利用日数{（月間の利用人数）×（1人1ヶ月当たりの平均利用日数）}。

【日中活動系サービスの確保方策】

地域での居場所が確保できるように、安定したサービスの提供を図るとともに強度行動障害、医療的ケア等の高度なサービスを提供することができる事業所の確保に取り組めます。

また、川口市自立支援協議会日中活動部会において、本市の実情に合った就労支援のあり方を検討しながら、関係部局と連携するとともに、川口市障害者就労支援センターの活用をはじめとする関係機関や就労支援事業所とのネットワークづくりに引き続き取り組めます。



3) 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）の利用が増加しています。令和3年度から令和5年度の各サービスの見込量は次のとおりです。

① 自立生活援助

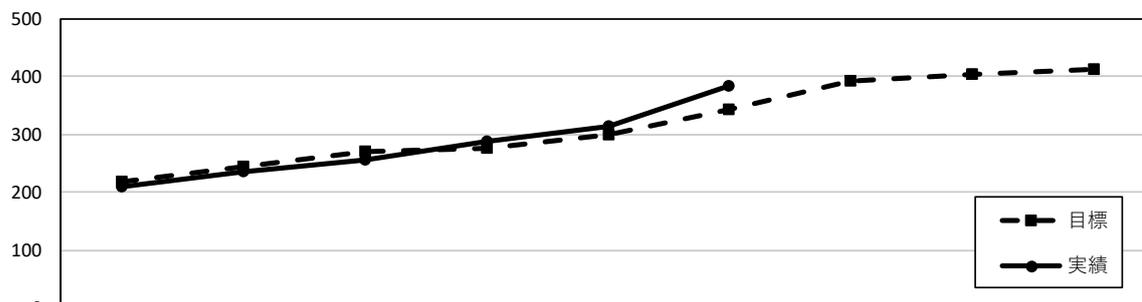
障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害者に対して、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うことのほか、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

② 共同生活援助（グループホーム）

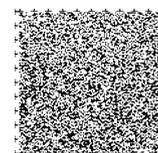
障害者に対し、夜間や休日に共同生活を行う住居において、相談その他日常生活上の援助を行います。共同生活援助には、必要な介護サービスをグループホーム職員が提供する「介護サービス包括型」、外部の事業者が提供する「外部サービス利用型」があります。また障害の重度化や障害者の高齢化に対応できるよう常時の支援体制を確保した「日中サービス支援型」があります。

令和3年度から令和5年度の見込量は、平成30年度から令和2年度のサービスの利用状況やグループホームの入居希望者数を勘案し、見込量を算出しました。

(利用者数/月)



利用者数/月	第4期障害者			第5期障害者・第1期障害児			第6期障害者・第2期障害児		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	219	243	270	277	298	344	393	403	413
実績	208	235	256	289	314	383			

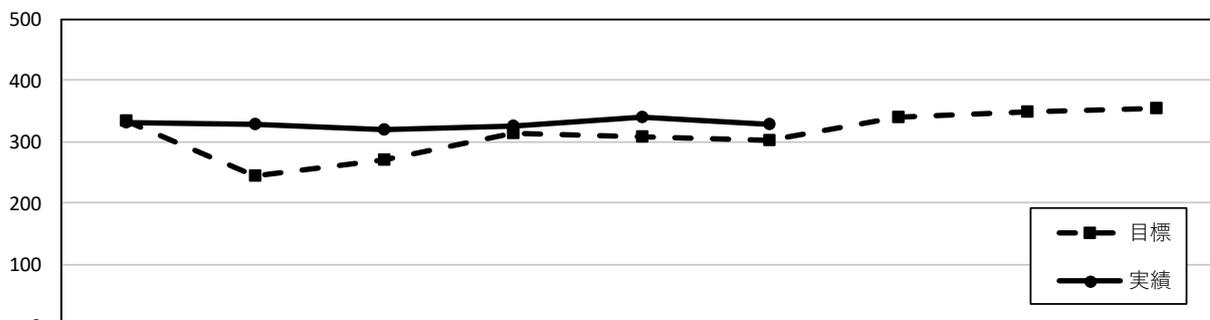


③施設入所支援

在宅の生活が困難な障害者に対し、施設において夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

令和3年度から令和5年度の見込量は、施設入所が真に必要と判断される入所者数を加えた上、事業者動向を勘案して見込量を算出しました。

(利用者数/月)



利用者数/月	第4期障害者			第5期障害者・第1期障害児			第6期障害者・第2期障害児		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	335	243	270	313	307	301	341	347	354
実績	332	328	319	324	339	328			

④地域生活支援拠点等

障害の重度化や障害者の高齢化に伴う「親亡き後」を見据え、地域で障害者やその家族が安心して生活ができるよう、居住支援のための機能（相談、体験の機会、緊急時の受け入れ、対応、専門性、地域の体制づくり）強化を図ります。

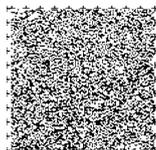
■居住系サービスの見込量（月間）

サービス種別		第5期障害者・第1期障害児			第6期障害者・第2期障害児		
		実績値			見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①自立生活援助	人数	0	0	0	5	5	5
②共同生活援助 (グループホーム)	人数	289	314	383	393	403	413
③施設入所支援	人数	324	339	328	341	347	354
④地域生活支援 拠点等	カ所	0	0	1	1	1	1
	回数	—	—	1	1	1	1

(注) 実績値は、各年10月利用分。

【居住系サービスの確保方策】

安心して生活していくために、住まいの場については、利用者の高いニーズがあります。利用者のニーズに合った質の高いグループホームの整備を推進していくとともに、地域への移行促進に取り組みます。



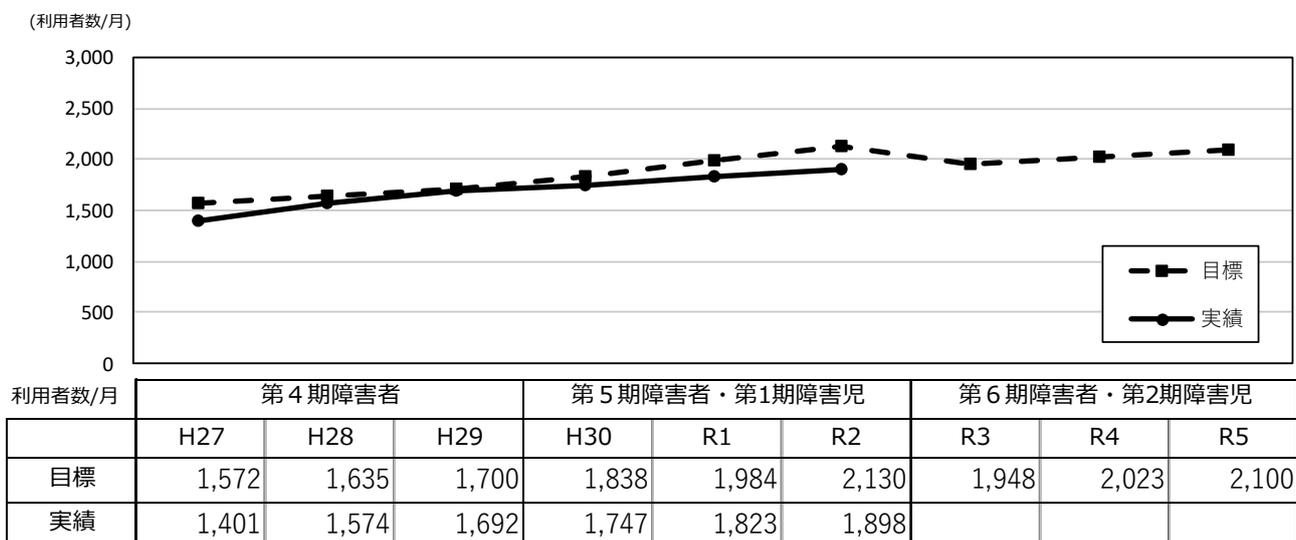
4) 相談支援サービス

計画相談支援の利用人数は概ね計画どおりですが、地域移行支援と地域定着支援の利用は少なくなっています。令和3年度から令和5年度の各サービスの見込量は次のとおりです。

①計画相談支援

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障害者を対象に、支給決定時のサービス等利用計画・障害児支援利用計画案の作成やサービス事業者との連絡調整、モニタリング⁵⁹を行うものです。

令和3年度から令和5年度の見込量は、全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象にすることが目標であるため、その点を考慮して、見込量を算出しました。



②地域移行支援

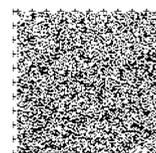
施設入所者や退院可能な精神障害者が地域生活へ移行するにあたって、地域生活の準備等の支援を行うとともに、その後の生活の安定や定着につながるよう関係機関への支援を働きかけます。

令和3年度から令和5年度の見込量は、施設入所者や退院可能な精神障害者の人数や地域生活への移行者数等を勘案し、見込量を算出しました。

③地域定着支援

単身の人や家庭の状況などにより支援を受けられない人が、安定した地域生活を定着させるための相談支援を行います。

令和3年度から令和5年度の見込量は、単身の人や家庭の状況などにより支援を受けられない人の状況を勘案し、見込量を算出しました。



⁵⁹ 社会福祉援助の実践の過程で、その実行状況を監視し点検すること。援助実践の内容や効果、課題の達成はできているか、利用者は満足しているかなどを定期的に吟味し見直しをする。

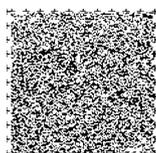
■相談支援サービスの見込量（年間）

サービス種別		第5期障害者・第1期障害児 実績値			第6期障害者・第2期障害児 見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 計画相談支援	人数	1,747	1,823	1,898	1,948	2,023	2,100
② 地域移行支援	人数	0	1	1	2	2	2
③ 地域定着支援	人数	2	0	0	1	1	1

（注）実績値は、各年10月時点での支給決定者数。

【相談支援サービスの確保方策】

相談支援事業所連絡会や市内障害者施設団体連絡協議会との連携を強化し、相談支援体制の拡充を図ります。また、関係機関や団体との情報交換会や事例検討会を開催し、アウトリーチによる積極的な支援が実践できるよう、支援者の資質向上に努めていきます。



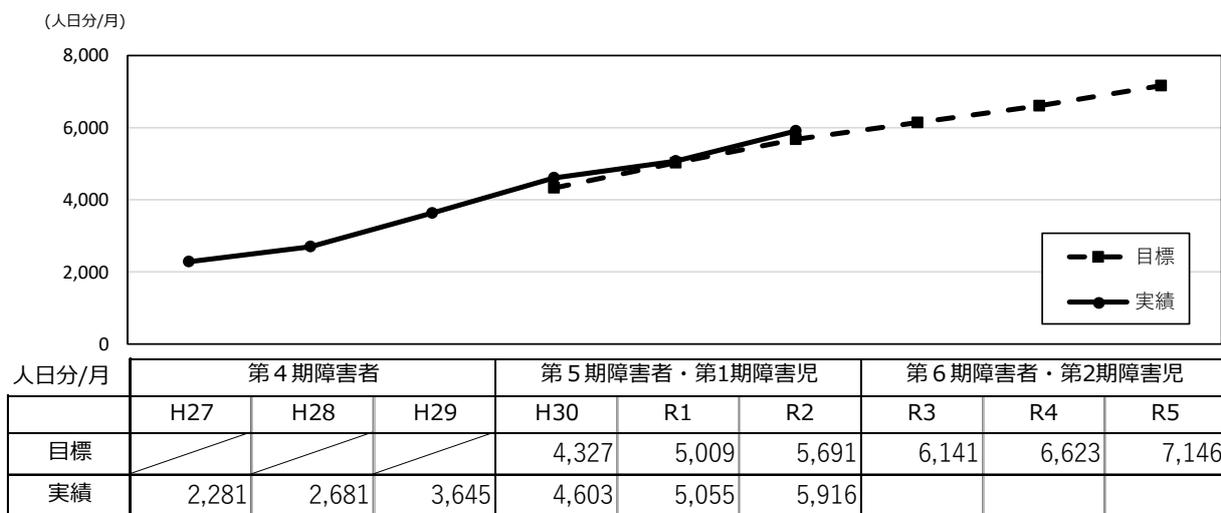
5) 障害児サービス

障害児サービスでは、平成30年度、令和元年度をみると、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援が計画どおり、増加傾向となっています。

令和3年度から令和5年度の見込量は、平成30年度から令和2年度のサービスの利用状況を勘案し、見込量を算出しました。

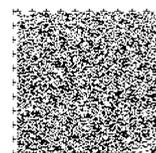
①児童発達支援

障害のある児童に対し、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。



(参考) 利用者数/月

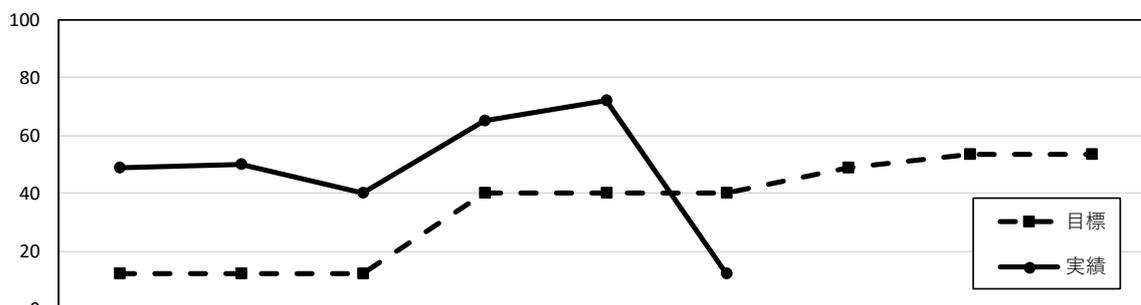
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	/	/	/	449	524	599	611	659	711
実績	224	270	374	452	517	566			



②医療型児童発達支援

障害のある児童が医療に対応できる施設に通所することで、訓練と合わせて治療を行います。

(人日分/月)



人日分/月	第4期障害者			第5期障害者・第1期障害児			第6期障害者・第2期障害児		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	12	12	12	40	40	40	49	53	53
実績	49	50	40	65	72	12			

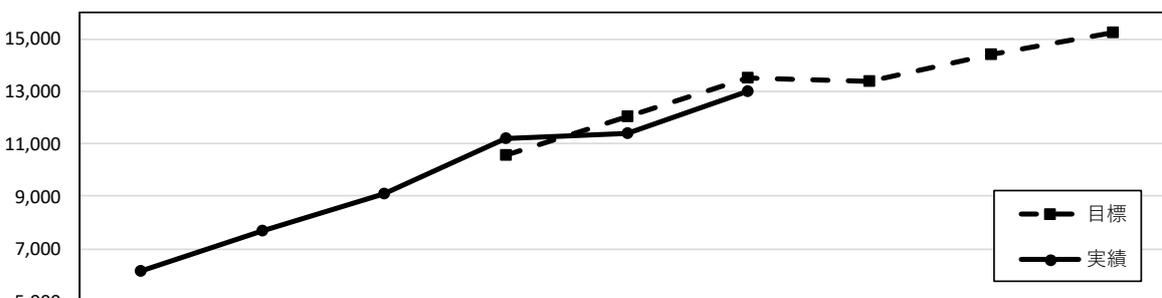
(参考) 利用者数/月

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	1	1	1	5	5	5	8	11	14
実績	6	6	4	8	9	2			

③放課後等デイサービス

通学中の障害のある児童を対象に、放課後や夏休み等について、生活能力向上のための訓練等を行います。

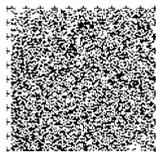
(人日分/月)



人日分/月	第4期障害者			第5期障害者・第1期障害児			第6期障害者・第2期障害児		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	/	/	/	10,568	12,043	13,518	13,368	14,418	15,239
実績	6,143	7,710	9,093	11,178	11,372	13,021			

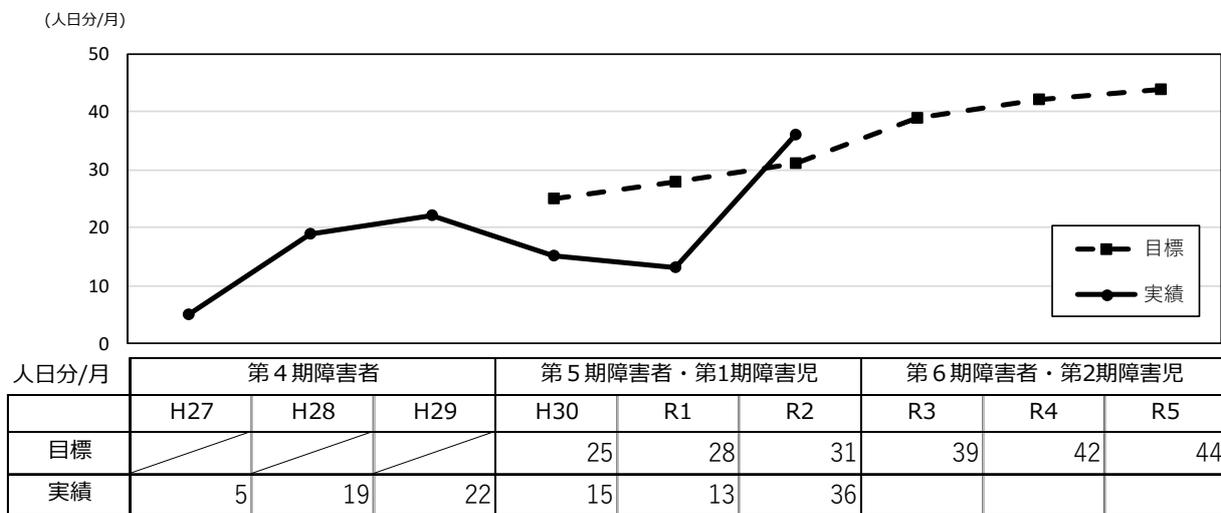
(参考) 利用者数/月

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	/	/	/	800	928	1,056	1,036	1,095	1,157
実績	417	548	672	815	910	980			



④保育所等訪問支援

専門の児童指導員や保育士が、保育所などを訪問することで、障害のある児童や施設職員に対して、障害のある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

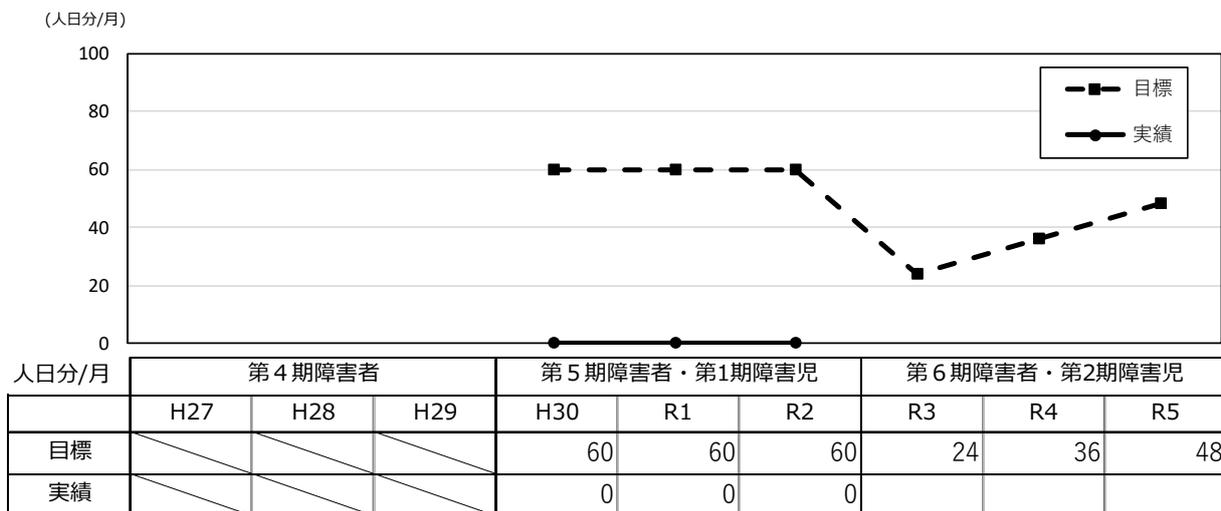


(参考) 利用者数/月

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	/	/	/	20	22	24	30	32	34
実績	3	16	18	12	10	28			

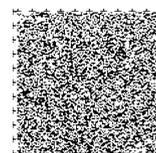
⑤居宅訪問型児童発達支援

障害のある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与等の支援を行います。



(参考) 利用者数/月

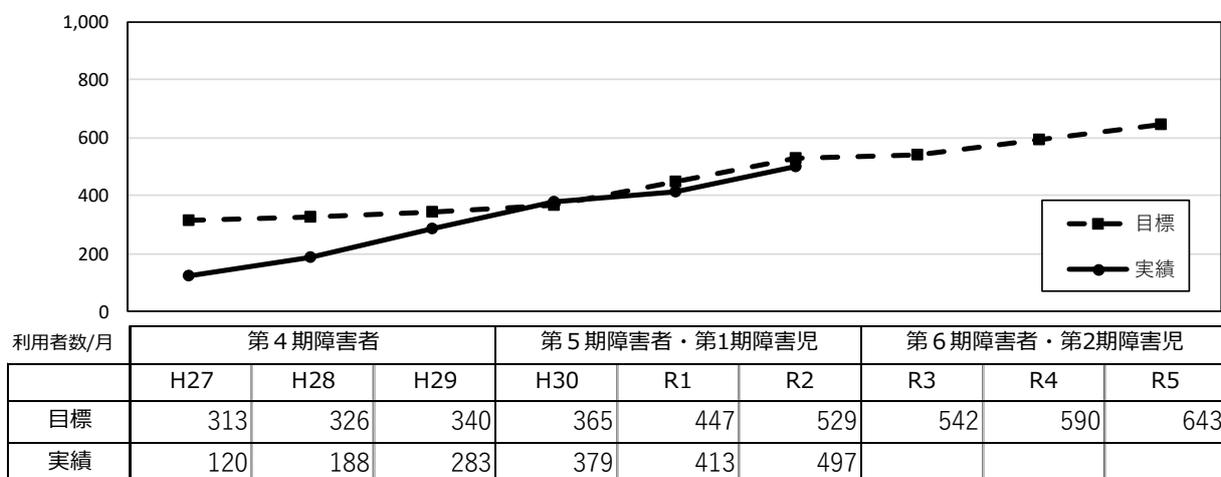
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	/	/	/	5	5	5	2	3	4
実績	/	/	/	0	0	0			



⑥障害児相談支援

障害のある児童が障害福祉サービスを利用する前に障害児支援利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行います。

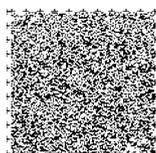
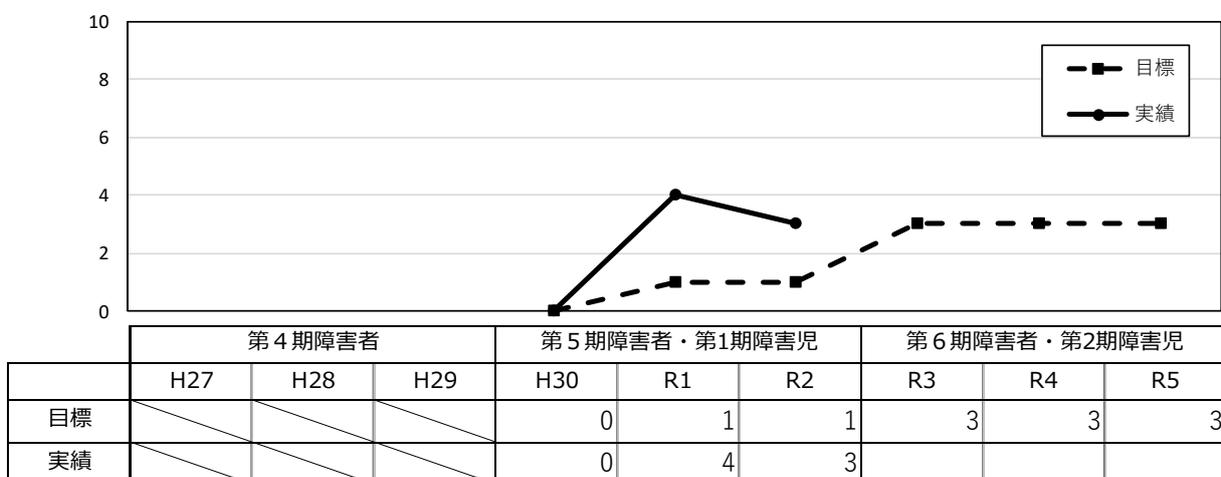
(利用者数/月)



⑦医療的ケア児コーディネーター配置

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設けるなかで、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

(人)



■障害児サービスの見込み量（月間）

サービス種別		第5期障害者・第1期障害児 実績値			第6期障害者・第2期障害児 見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①児童発達支援	人日分	4,603	5,055	5,916	6,141	6,623	7,146
	人数	452	517	566	611	659	711
②医療型児童発達支援	人日分	65	72	12	49	53	53
	人数	8	9	2	8	11	14
③放課後等デイサービス	人日分	11,178	11,372	13,021	13,368	14,418	15,239
	人数	815	910	980	1,036	1,095	1,157
④保育所等訪問支援	人日分	15	13	36	39	42	44
	人数	12	10	28	30	32	34
⑤居宅訪問型児童発達支援	人日分	0	0	0	24	36	48
	人数	0	0	0	2	3	4
⑥障害児相談支援	人数	379	413	497	542	590	643
⑦医療的ケア児 コーディネーター配置	人数	0	4	3	3	3	3

(注) 1 実績値は、各年10月利用分。

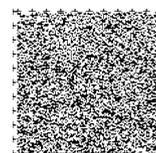
2 障害児相談支援は各年10月時点での支給決定者数としている。

3 人日分は、延利用日数{(月間の利用人数) × (1人1ヶ月当たりの平均利用日数)}。

【障害児サービスの確保方策】

児童福祉法に基づき、障害児が安心して地域で生活していくために必要なサービスを関係機関と連携しながら提供します。

また、障害児サービスの周知を引き続き図るとともに、事業所の確保に取り組みます。



6) 発達障害者等への支援

令和3年度から新たに取り組む発達障害児やその保護者等への支援になります。
令和3年度から令和5年度の見込量は次のとおりです。

①ペアレントへの支援プログラム等

発達障害児の保護者等が、発達障害の行動特性を理解し、必要な知識や方法を学び、子育てへの適切な対応ができるようにするとともに、子育ての仲間づくりの場として、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどを実施します。

②ペアレントメンター

発達障害児を育てた経験を持つ保護者が、その経験を活かし、同じ悩みを抱える保護者への支援を行うため、ペアレントメンターとして養成します。

③ピアサポート活動

発達障害に関する情報交換等を通じて、互いに支え合うため、発達障害を抱える本人同士や発達障害児を持つ保護者同士が集まる場を設けます。

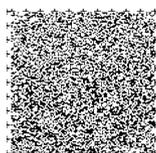
■発達障害者等への支援の見込量（年間）

種別		第5期障害者・第1期障害児 実績値			第6期障害者・第2期障害児 見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		①支援プログラム等の受講者数	人数	—	—	—	12
②ペアレントメンター	人数	—	—	—	0	0	2
③ピアサポート活動への参加者	人数	—	—	—	144	156	156

【発達障害者等への支援の確保方策】

児童の発達の特性による行動等に困っていて、子育てを難しいと感じている保護者を対象として、よりよい親子関係の構築を目標に、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどを実施します。

ペアレントメンター、発達障害者のピアサポート活動についても、養成方法並びに、活動内容等について検討を進めて参ります。



7) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

①協議の場の設置

川口市保健所と連携し、保健・医療・福祉関係者による協議の場（川口市精神保健連絡協議会）を活用して、連携体制を構築し、地域課題の把握と共有、課題解決に向けた方針等を検討・実施します。

②各種障害福祉サービスの利用

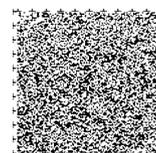
精神障害者の地域での生活を支えるため、各障害福祉サービスを提供します。

■精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの見込量（年間）

種別		第5期障害者・第1期障害児 実績値			第6期障害者・第2期障害児 見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		①協議の場の設置					
協議の場の開催	回数	—	—	—	2	2	2
協議の場への参加	人数	—	—	—	10	10	10
目標設定及び評価の実施	有無	—	—	—	有	有	有
	回数	—	—	—	1	1	1
②各種障害福祉サービスの利用							
地域移行支援	人数	—	—	—	3	3	3
地域定着支援	人数	—	—	—	3	3	3
共同生活援助	人数	—	—	—	118	129	140
自立生活援助	人数	—	—	—	3	3	3

【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの確保方策】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを推進するため、保健・医療・福祉関係者による協議を実施し、精神障害のある人の地域移行、地域定着に向けて取り組んでいきます。



8) 相談支援体制の充実・強化等

障害の程度に関わらず、障害者が地域で自立した日常生活を送ることができるよう、障害福祉サービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応することができる相談支援体制の構築を進めます。

①総合的・専門的な相談支援

サービス利用者の生活状況を定期的に把握・確認し、必要に応じたサービス提供を行うため、総合的・専門的な相談支援を実施します。

②相談支援事業者への専門的な指導・助言

基幹相談支援センター及び保健所において、地域の相談支援事業者への専門的な指導・助言を行います。

③相談支援事業者の人材育成への支援

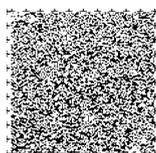
基幹相談支援センター及び保健所を中心にして、地域の相談支援事業所を対象にした研修等を行います。

④相談機関との連携強化

川口市自立支援協議会における個別・地域課題への検討を通じて、地域の相談機関とのネットワークを形成し、連携強化を図ります。

■相談支援体制の充実・強化等の見込量（年間）

種別		第5期障害者・第1期障害児 実績値			第6期障害者・第2期障害児 見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		①総合的・専門的な相談支援の実施	有無	—	—	—	有
②相談支援事業者への指導・助言	件数	—	—	—	144	144	144
③相談支援事業者の人材育成への支援	件数	—	—	—	2	2	2
④相談機関との連携強化の取組み	回数	—	—	—	12	12	12



【相談支援体制の充実・強化等の確保方策】

相談支援事業所連絡会や地域を分割しての地区会などを通じて、制度の周知や個別の支援に関わるケース検討会議を開催し、支援者のスキル向上に努めるとともに、相談支援体制の充実・強化を図ります。

9) 障害福祉サービス等の質の向上

質の高い専門的な障害福祉サービス等の提供を図るため、事業者や職員の資質向上を図る取組みを実施します。

①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

埼玉県が実施する障害者福祉サービス等に係る各種研修会に参加します。

②障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果の活用

障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果を分析し、その結果をもとに事業者への適切な指導を行います。

③事業所等に対する指導監査の適切な実施

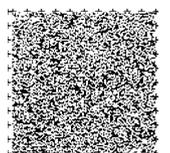
指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査を適切に行います。

■障害福祉サービス等の質の向上の見込量（年間）

種別		第5期障害者・第1期障害児 実績値			第6期障害者・第2期障害児 見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		①各種研修への参加	人数	—	—	—	10
②審査結果を共有する体制	有無	—	—	—	検討	検討	有
	回数	—	—	—	—	—	1
③指導監査の実施結果を共有する体制	回数	—	—	—	106	106	106
	有無	—	—	—	検討	検討	有
	回数	—	—	—	—	—	1

【障害福祉サービス等の質の向上の確保方策】

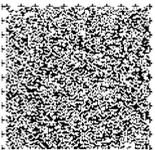
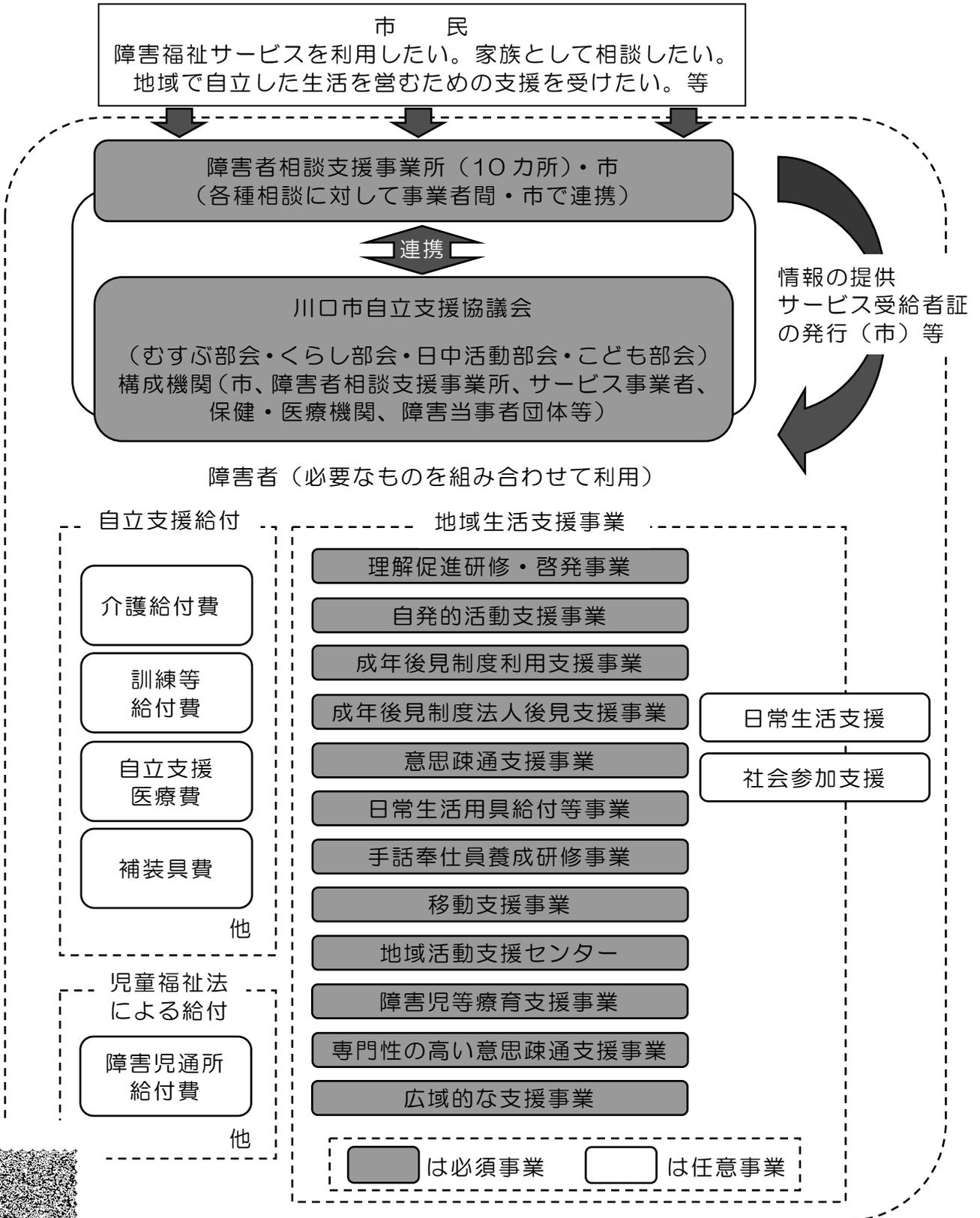
市職員が、障害者総合支援法の具体的内容を理解するため、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修に参加することで、障害福祉サービス等の利用状況の把握や、障害者等が真に必要なサービスの把握に努めます。
また、適正な運営を行う事業所の確保を行うための体制の構築の検討に取り組みます。



(2) 市が行うことが定められているサービス（地域生活支援事業）

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に基づき、障害者及び障害児が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本市の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

相談支援事業を中心とする地域生活支援事業の提供体制



①理解促進研修・啓発事業

障害者の「社会的障壁（バリア）」を解消するため、地域の住民を対象に、障害のある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行うものです。

見込量は設定しません。

②自発的活動支援事業

障害者やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う各種の活動を支援します。

見込量は設定しません。

③相談支援事業

障害者が自立した生活を送れるよう、障害者の生活や障害福祉サービスの利用などについて、障害者や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行います。また、虐待の防止や早期発見のため、関係機関との連絡調整など、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うなど、10カ所の障害者相談支援センターを中心に、関係事業所と連携しながら総合的・継続的に支援します。

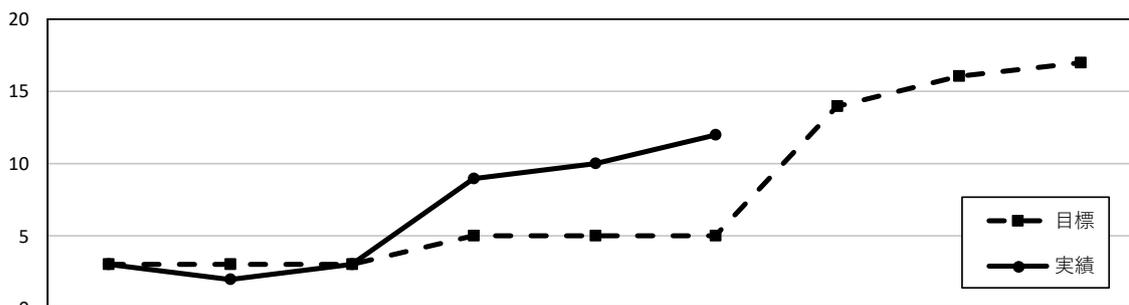
各地区にそれぞれ1カ所の相談支援事業所を設置し、カ所数については維持することとしました。

④成年後見制度利用支援事業

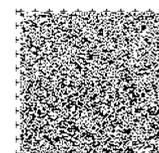
重度の知的障害者及び精神障害者が成年後見制度を利用する場合、申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

利用実績を勘案して、見込量を算出しました。

(延利用者数)



	第4期障害者			第5期障害者・第1期障害児			第6期障害者・第2期障害児		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	3	3	3	5	5	5	14	16	17
実績	3	2	3	9	10	12			



⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備することで、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

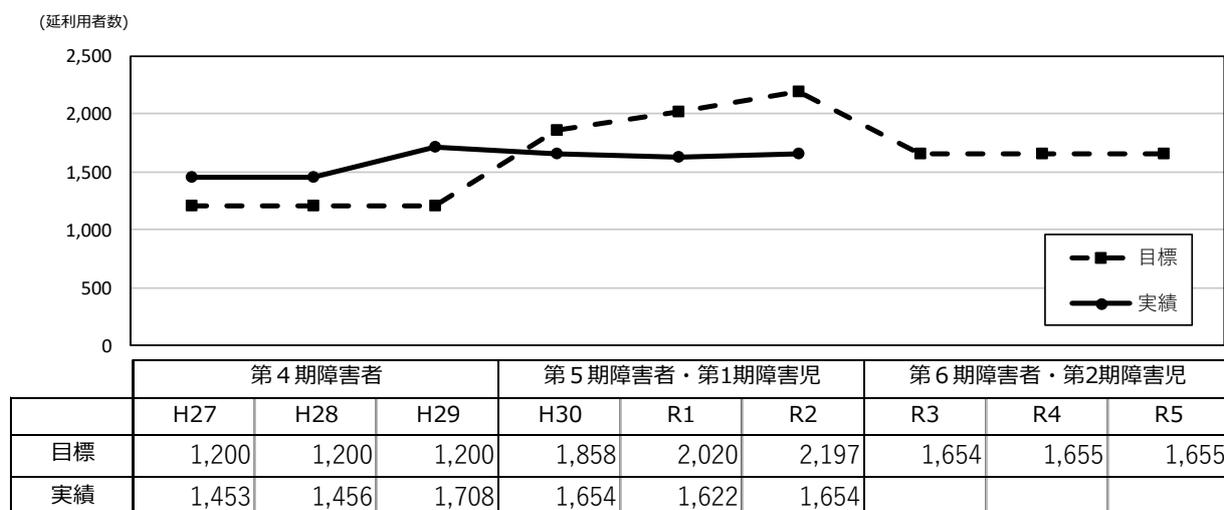
見込量は設定しません。

⑥意思疎通支援事業

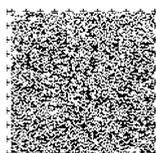
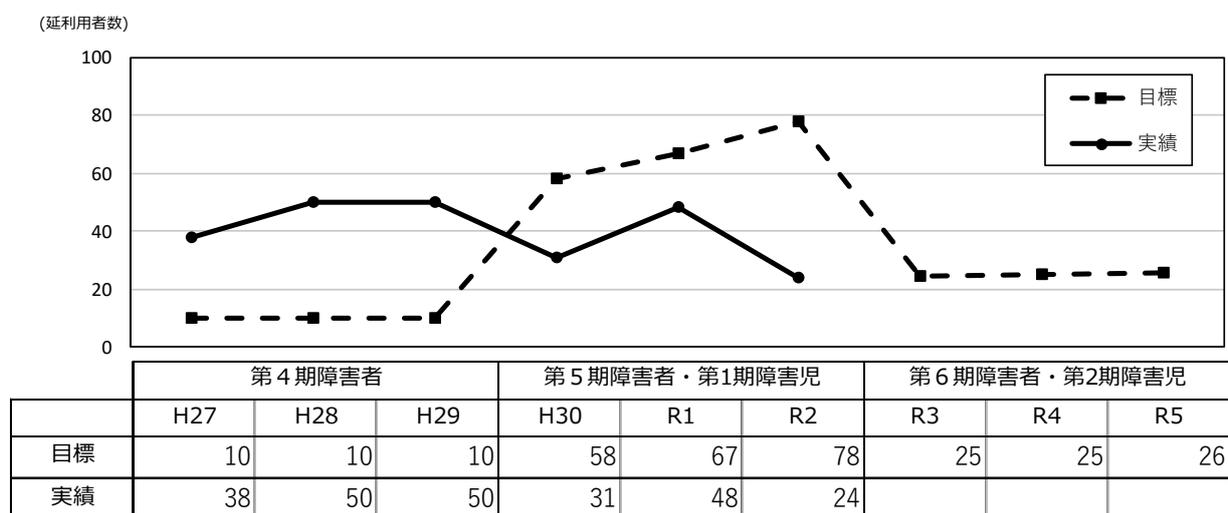
意思疎通を図ることに支障がある障害者に対し、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業及び手話通訳者を設置する事業を推進します。

利用実績を勘案して、見込量を算出しました。

〈手話通訳者派遣事業〉



〈要約筆記者派遣事業〉

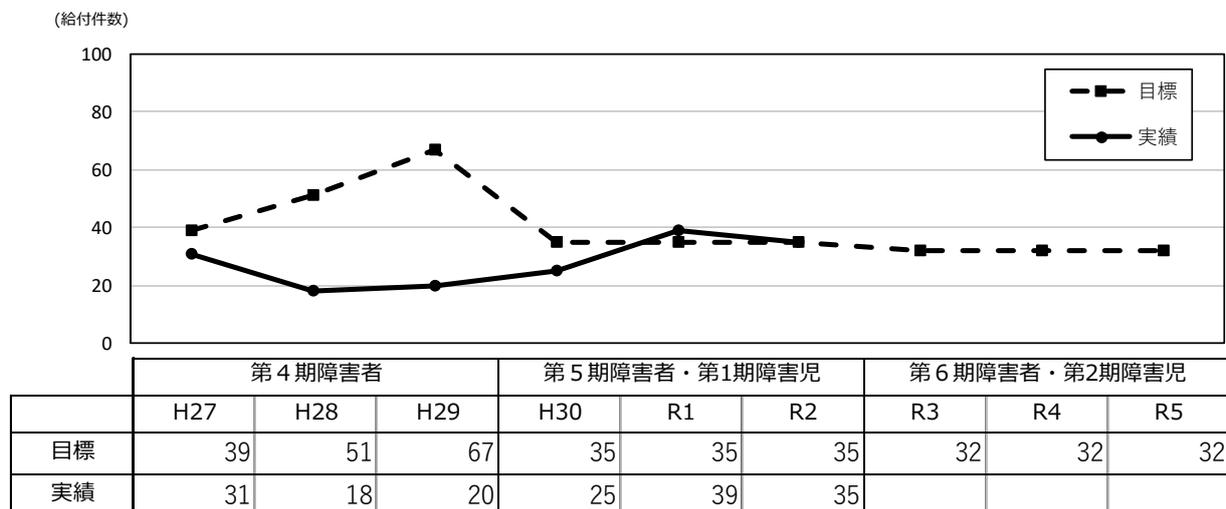


⑦日常生活用具給付等事業

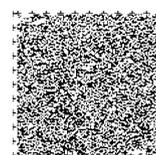
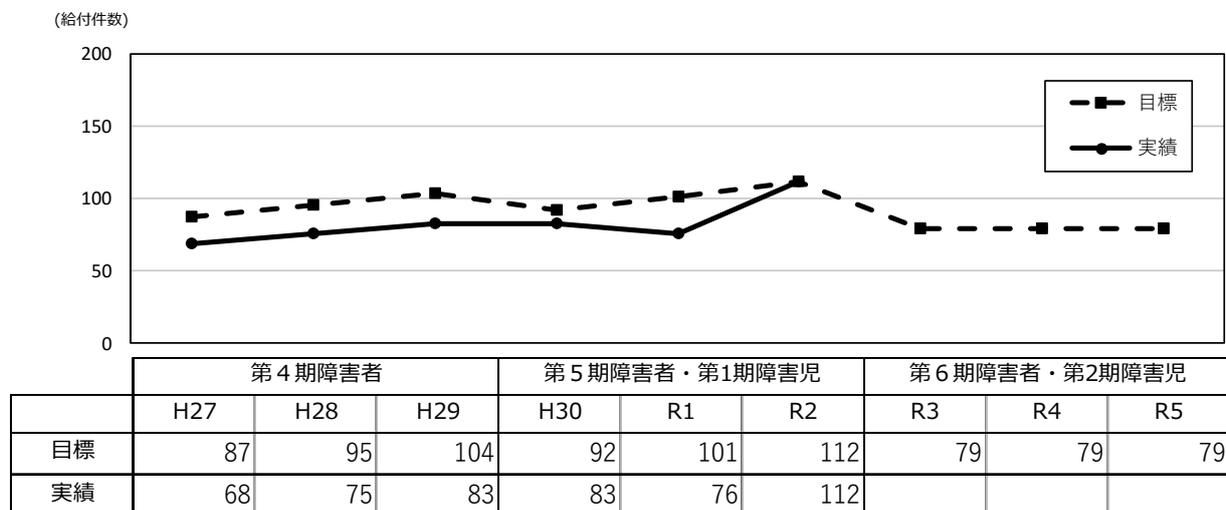
日常生活上の便宜を図るため、在宅中の重度障害者に対し、介護・訓練支援用具（特殊寝台、特殊マット、体位変換器等）、排せつ管理支援用具（ストマ装具等）等を給付又は貸与します。

利用実績を勘案して、見込量を算出しました。

〈介護・訓練支援用具〉

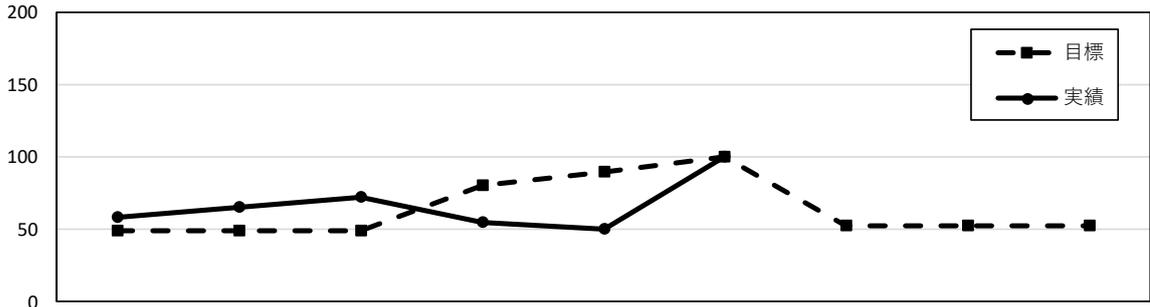


〈自立生活支援用具〉



〈在宅療養等支援用具〉

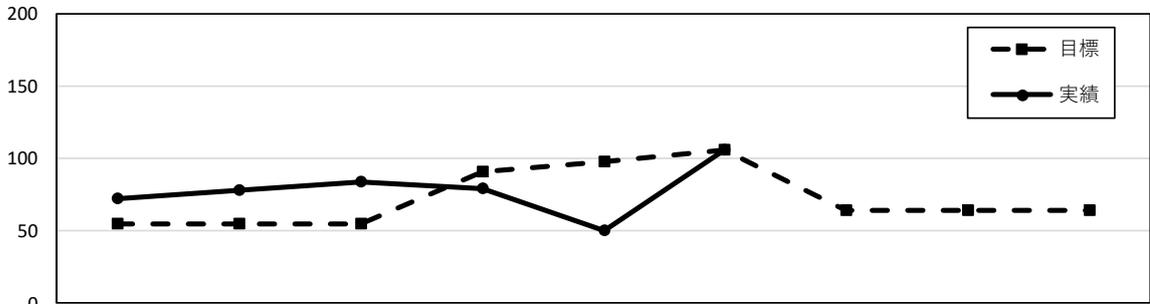
(給付件数)



	第4期障害者			第5期障害者・第1期障害児			第6期障害者・第2期障害児		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	49	49	49	80	89	100	52	52	52
実績	58	65	72	55	50	100			

〈情報・意思疎通支援用具〉

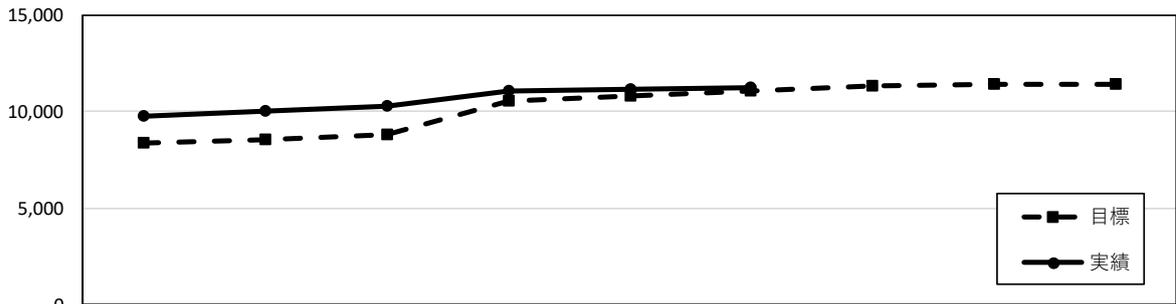
(給付件数)



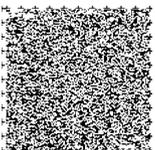
	第4期障害者			第5期障害者・第1期障害児			第6期障害者・第2期障害児		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	55	55	55	91	98	106	64	64	64
実績	72	78	84	79	50	106			

〈排泄管理支援用具〉

(給付件数)

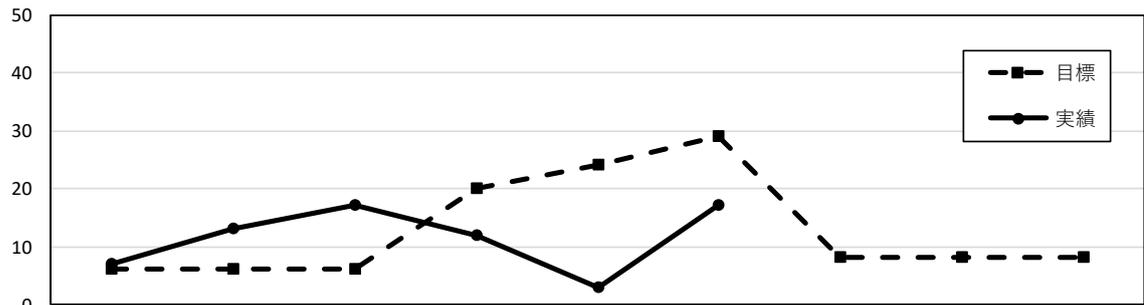


	第4期障害者			第5期障害者・第1期障害児			第6期障害者・第2期障害児		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	8,384	8,571	8,762	10,516	10,790	11,072	11,291	11,376	11,461
実績	9,733	9,987	10,248	11,040	11,123	11,207			



〈居宅生活動作補助用具（住宅改修費）〉

(給付件数)



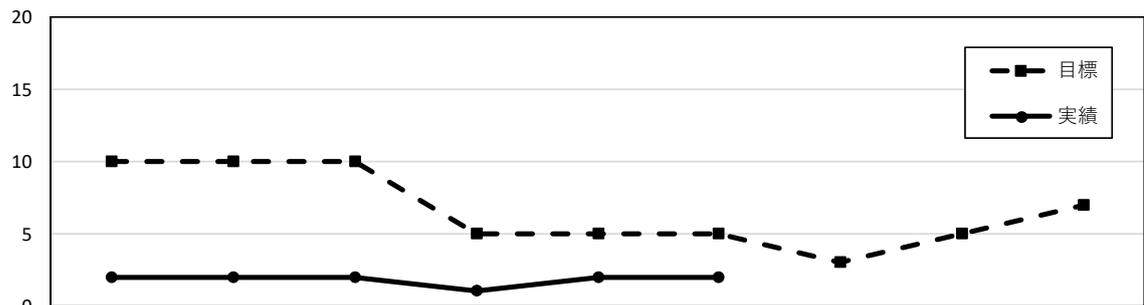
	第4期障害者			第5期障害者・第1期障害児			第6期障害者・第2期障害児		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	6	6	6	20	24	29	8	8	8
実績	7	13	17	12	3	17			

⑨手話奉仕員養成研修事業

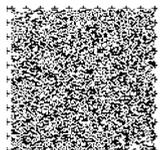
聴覚障害者の社会生活におけるコミュニケーションの確保を図るために、手話のできる市民の養成を行います。

利用実績を勘案して、見込量を算出しました。

(人)



	第4期障害者			第5期障害者・第1期障害児			第6期障害者・第2期障害児		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	10	10	10	5	5	5	3	5	7
実績	2	2	2	1	2	2			



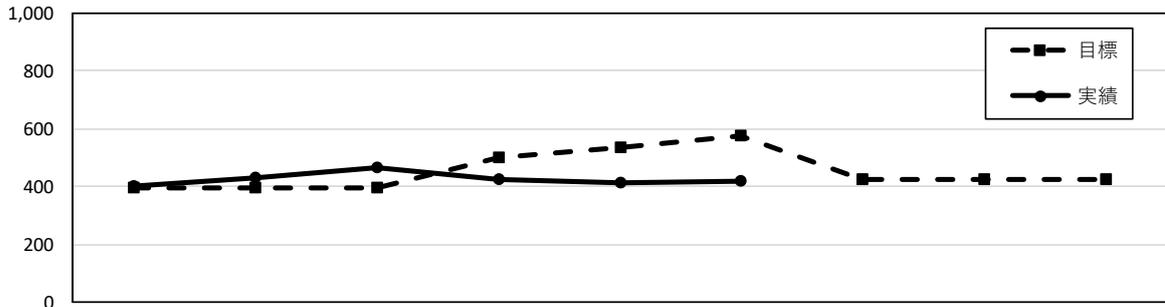
◎移動支援事業

単独での移動が困難な障害者に外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

障害特性やニーズに対応できる提供体制の整備に努めるとともに、ニーズの拡大に対応できるよう、サービス提供事業者の参入の促進に努めます。また、生活圏の拡大を図るため、車いすに乗ったまま乗車できるリフト付自動車の貸出を行います。

利用実績を勘案して、見込量を算出しました。

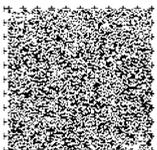
(実利用者数)



実利用者数	第4期障害者			第5期障害者・第1期障害児			第6期障害者・第2期障害児		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	395	395	395	498	536	575	422	422	423
実績	402	432	464	424	410	421			

(参考) 延利用時間数

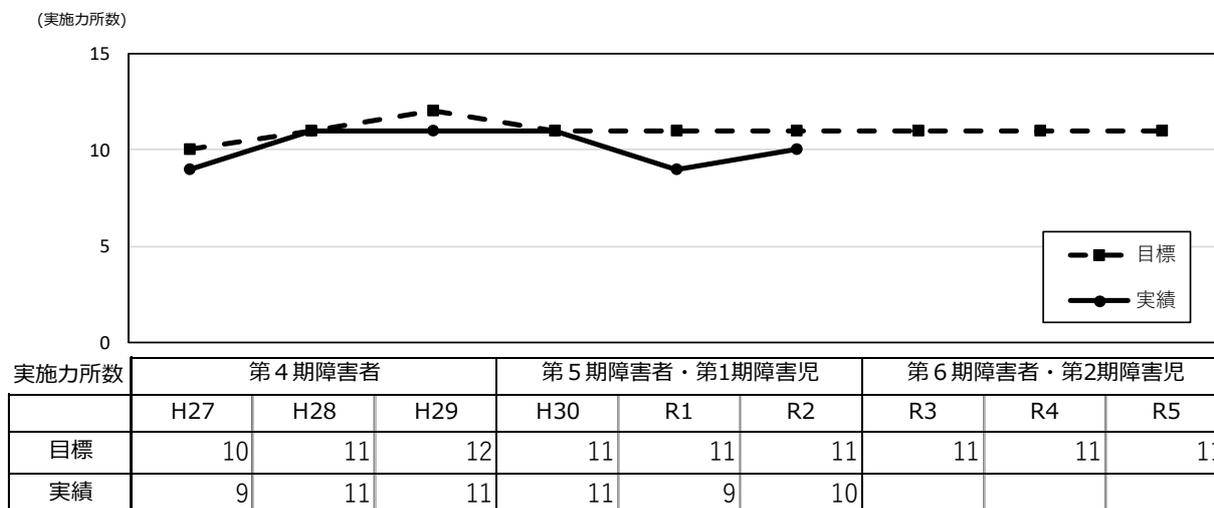
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	55,082	55,082	55,082	51,182	52,161	53,159	48,545	48,615	48,685
実績	48,353	49,278	50,221	48,380	46,985	48,475			



⑩地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会提供及び社会との交流を促進し、地域生活を支援するため、各地域に1カ所ずつ設置するとともに、活動内容を充実し、きめ細かい支援を行います。

利用実績を勘案して、見込量を算出しました。



(参考) 延利用者数

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	25,500	27,750	30,000	22,440	22,889	23,347	19,698	19,698	19,698
実績	21,151	21,927	22,000	17,839	12,358	18,966			

⑪障害児等療育支援事業

在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の地域における生活を支えるため、訪問による相談・指導や健康診査、外来による専門的な療育相談・指導、障害児の通う保育所等への技術指導など、身近な地域で療育指導を受けられるよう、事業実施に向け検討します。

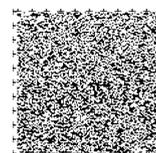
⑫専門性の高い意思疎通支援事業

手話通訳者・要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者を養成・派遣し、聴覚、言語又は音声等による意思疎通に支障がある障害者の自立した生活と社会参加を支援します。

手話通訳者・要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員の派遣事業は、利用実績を勘案して、見込量を算出しました。その他については、事業実施に向け検討します。

⑬地域生活支援広域調整会議等事業（広域的な支援事業）

多職種によるアウトリーチ支援など、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める施策の評価・検証を行います。



⑭その他の事業（任意）：日常生活支援、社会参加支援

障害者を介護している家族の一時的な休息を目的とし、障害者の日中における活動の場を提供することにより、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等必要な支援を行います。

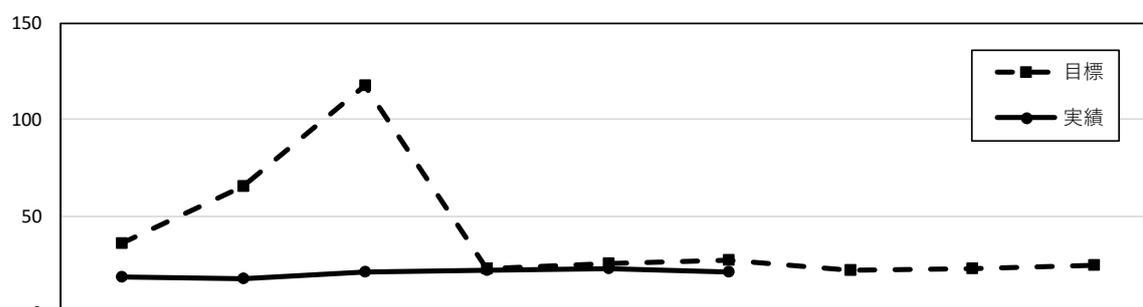
市の情報を伝えるため、視覚障害者に対し、市の広報紙の点字訳・録音版を配布します。

障害者の就労や社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許取得費及び自動車改造費を助成します。

利用実績を勘案して、見込量を算出しました。

〈日中一時支援〉

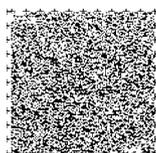
(実施力所数)



実施力所数	第4期障害者			第5期障害者・第1期障害児			第6期障害者・第2期障害児		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	36	65	118	23	25	27	22	23	24
実績	18	17	21	22	23	21			

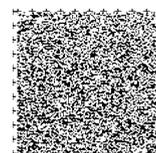
(参考) 延利用者数

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	94	142	215	130	138	147	139	145	151
実績	108	101	121	128	145	133			



■地域生活支援事業の見込量（年間）

		第5期障害者・第1期障害児 実績値			第6期障害者・第2期障害児 見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
②自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
③相談支援事業							
障害者相談支援事業	(実施力所数)	10	10	10	10	10	10
基幹相談支援センター	(実施力所数)	10	10	10	10	10	10
基幹相談支援センター等機能強化事業	(実施力所数)	10	10	10	10	10	10
住宅入居等支援事業	(実施力所数)	1	0	0	1	1	1
④成年後見制度利用支援事業	(延利用者数)	9	10	12	14	16	17
⑤成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
⑥意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業	(延利用者数)	1,654	1,622	1,654	1,654	1,655	1,655
要約筆記者派遣事業	(実利用者数)	31	48	24	25	25	26
手話通訳者設置事業	(実設置者数)	1	1	1	1	1	1
⑦日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	(給付件数)	25	39	35	32	32	32
自立生活支援用具	(給付件数)	83	76	112	79	79	79
在宅療養等支援用具	(給付件数)	55	50	100	52	52	52
情報・意思疎通支援用具	(給付件数)	79	50	106	64	64	64
排泄管理支援用具	(給付件数)	11,040	11,123	11,207	11,291	11,376	11,461
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	(給付件数)	12	3	17	8	8	8
⑧手話奉仕員養成研修事業	人数	1	2	2	3	5	7
⑨移動支援事業	(実利用者数)	424	410	421	422	422	423
	(延利用時間数)	48,380	46,985	48,475	48,545	48,615	48,685
⑩地域活動支援センター							
地域活動支援センター	(実施力所数)	11	9	10	11	11	11
	(延利用者数)	17,839	12,358	18,966	19,698	19,698	19,698
⑪障害児等療育支援事業	(実施力所数)	-	-	-	0	0	0



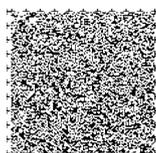
■地域生活支援事業の見込量（年間）（続き）

		第5期障害者・第1期障害児 実績値			第6期障害者・第2期障害児 見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
⑫専門性の高い意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	修了者数	1	2	2	3	5	7
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数	1685	1670	1678	1,675	1,671	1,668
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	修了者数	0	1	1	1	1	1
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	利用件数	92	94	94	95	96	97
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	修了者数	-	-	-	1	1	1
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	利用件数	-	-	-	0	0	0
⑬地域生活支援広域調整会議等事業		開催数	-	-	2	2	2
⑭その他事業（任意）							
日常生活支援							
日中一時支援	(実施力所数)	22	23	21	22	23	24
	(実利用者数)	128	145	133	139	145	151
社会参加支援							
広報紙点訳・録音	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自動車運転免許・改造助成	実施の有無	有	有	有	有	有	有

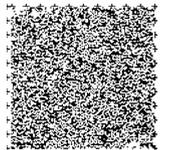
【地域生活支援事業の確保方策】

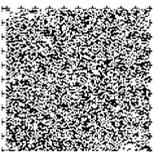
本市の実情や利用者の状況を勘案し、地域生活支援事業に関わるサービス提供体制や、すべての障害に対応した、実効性のある障害者ケアマネジメントが行える相談支援体制をつくり、当事者の生活を支援する仕組みを確保します。

障害者の理解促進、啓発や、自発的活動に対する支援だけでなく、相談支援体制、成年後見制度、意思疎通支援や移動支援等、市民生活を支える地域生活支援事業にきめ細やかに取り組んでいきます。



計画の推進体制





第5章 計画の推進のために

1 各主体の役割

計画を推進するにあたっては、障害及び障害者についての理解や社会的関心を高めるとともに、行政（市、保健所含む）、市民、学校、関係団体、福祉サービス事業者、企業などが、それぞれの役割を果たしながら互いに連携・協力し、一体となって取り組むことが必要です。

（１）行政（市、保健所含む）

市は、市民の総合的な福祉の向上をめざして、広範にわたる障害者施策を総合的に推進します。

そのためには、各主体の役割を踏まえ、地域における支えあい活動の条件整備に努め、行財政の効率的運営と執行体制を整備するとともに、障害者やその家族等のニーズを的確に把握しながら、地域の特性に応じたきめ細かな施策を推進することが求められます。

施策の展開にあたっては、障害者やその家族の視点に立った施策を展開します。また、政策の形成過程も含めて、障害者のまちづくりへの参加機会を拡充するとともに、必要な情報を提供し、市民の参加と協働に支えられた行政運営に努めます。

（２）市民

ノーマライゼーションの理念を社会に定着させるためには、市民一人ひとりが障害及び障害者に対して十分に理解を深め、心のバリアフリーを達成する必要があります。

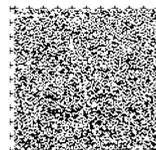
その上で、誰もが参加できる行事や地域活動の機会を確保するとともに、地域住民が互いに助けあう共助のしくみを整えるなど、障害者とその家族を地域の中で支援する取り組みが重要です。

また、障害者自身の自立意識の向上も重要です。障害者が積極的に社会で活動する意欲を持ち、地域住民とともに問題を解決する努力も必要です。

（３）学校

障害への理解と認識を深め、思いやりのある豊かな心の育成を図るために、障害児理解教育、福祉教育、交流及び共同学習を推進し、ノーマライゼーション教育の充実に努める必要があります。

また、発達に配慮を要する児童生徒や障害のある児童生徒に対しては、一人ひとりの障害特性に応じたきめ細かな指導を通して、持てる力を最大限に発揮できる適切な教育を推進し、将来の社会参加と自立をめざしていくことが必要です。



(4) 関係団体

障害者関係団体に対しては、障害者とその家族の福祉の向上をめざし、自立した自主的な運営と障害者が孤立することなく社会参加できるように努めるとともに、活動に対する地域住民の理解を一層深めるための働きかけを行うことが求められています。また、より多くの障害者関係団体が連携し、団体間で交流する活動に取り組むことが期待されます。

社会福祉協議会に対しては、市民の福祉意識の啓発やボランティアの育成・支援を行うとともに、障害者の権利擁護体制を充実し、障害者の自立と社会参加を支援することが求められています。また、地区社会福祉協議会や地域における福祉関係者、関係機関、関係団体と連携し、今後の地域福祉推進の中心的な役割を果たすことも期待されます。

(5) 福祉サービス事業者

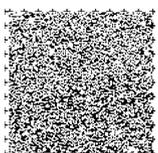
障害福祉サービスを提供する社会福祉法人などの事業者に対しては、利用者のニーズに応じたきめ細かなサービスを引き続き提供するとともに、利用者本位の理念に基づき、サービスの質をさらに高める取組みが求められます。

また、行政（市、保健所含む）、社会福祉協議会などの関係機関とともに事業者相互の連携を強化し、各機能の相乗効果により地域全体の福祉環境を充実することも必要です。

(6) 企業等

障害者の経済的な自立と安定した生活を実現するためには、障害者の雇用をより一層促進するとともに、障害者の適性や能力に応じていきいきと働き続けられる職場環境づくりが求められています。

そのためには、市内に立地する企業等が地域社会の構成員であるとの認識を持ち、地域に貢献するという観点に立って、障害者の雇用のみならず、バリアフリーの推進などに取り組むことが、今後の大きな役割の一つとして期待されています。



2 計画を円滑に推進するための取組み

計画を円滑に、また効果的に推進していくために、以下のような取組みを推進します。

(1) 市民との協働体制の構築

計画に基づく施策の推進にあたっては、市民からの意見を積極的に取り入れ、ニーズへの対応を図ります。

◆広聴活動の充実

障害者福祉施策に関する市民意識を把握するため、障害の有無を問わず市民から意見を聴取します。

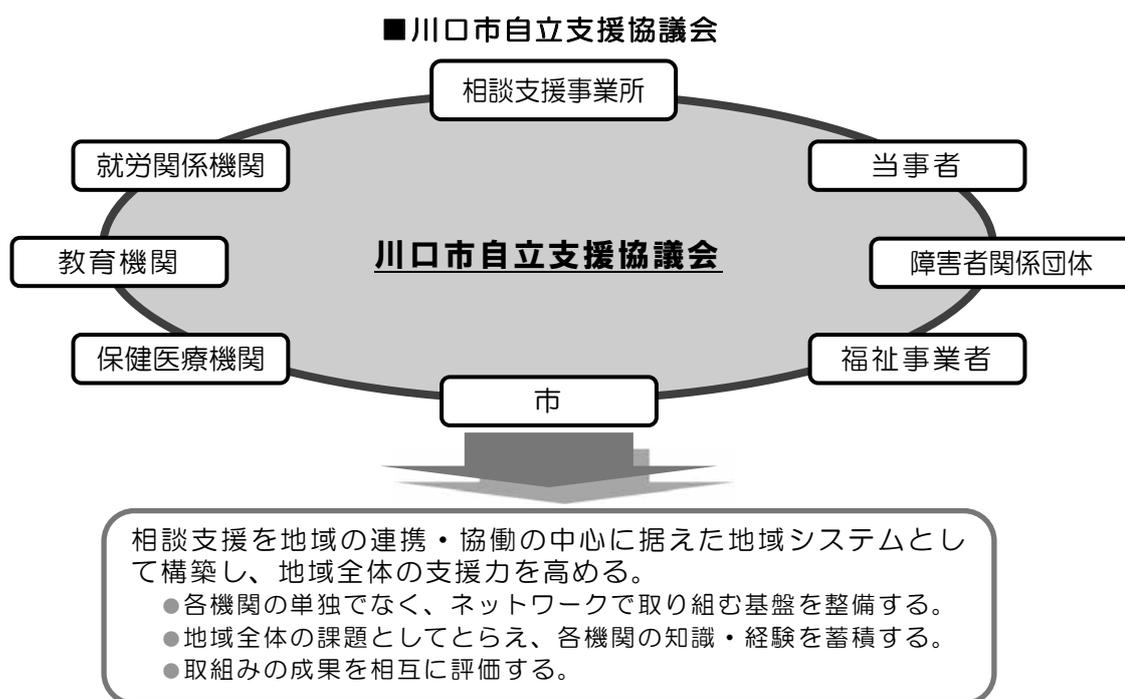
◆計画の評価・見直し

「PDCAサイクル⁶⁰」に則った計画の推進を図るため、「川口市自立支援協議会」において、評価、達成状況の点検を行い、「川口市社会福祉審議会⁶¹」に報告します。

また、自立支援協議会から本計画の達成状況の報告を受けて、その結果を毎年、市のホームページなどで公表します。

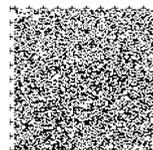
◆自立支援協議会による支援

障害者の個々のニーズに応じた適切な援助を行うために、10カ所の相談支援事業所を中心に、市、教育、労働、医療、保健、福祉などの幅広い分野のメンバーで構成される「川口市自立支援協議会」において、関係機関が連携し総合的かつ継続的に支援を行います。



⁶⁰ Plan(計画)－Do(実行)－Check(点検)－Action(見直し)のサイクル。

⁶¹ 社会福祉法第7条第1項により、社会福祉に関する事項を調査審議するために都道府県・政令指定都市・中核市に設置される機関。



(2) 連携体制の強化

庁内における関係部署が一体となって計画の推進にあたるよう、庁内の連携を強化するとともに、密接な連絡調整を行います。

また、障害者に配慮した行政サービスを提供するため、職員一人ひとりが障害及び障害者に対する理解を深め、意識の醸成を図ります。

さらには、本計画を達成するため、国や県に対し財政上の措置・支援を要請するとともに、近隣市との協力のもとに施策を推進します。

◆保健・福祉施策の連携強化

障害福祉課と保健・福祉関係部署の連携を強化し、乳幼児から高齢者までライフステージに応じた障害者支援の一層の充実を図ります。

また、障害者福祉施策の充実を図るため、職員研修等を通じて幅広い知識を習得し、職員一人ひとりの資質の向上に努めます。

◆国・県・他市町村における福祉施策の情報把握

国や県の動向を的確に把握し、本市の施策推進に活かしていきます。また先進的な取り組みを行っている自治体や団体についても、事業等の情報の収集に努めます。

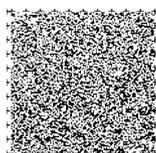
◆国・県による支援策の検討と働きかけ

国や県に対し、障害者施策に関する制度の改善や財政措置の充実・強化を働きかけます。

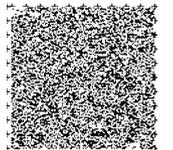
◆障害保健福祉圏域⁶²における近隣市との連携

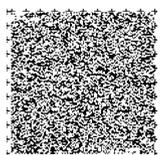
広域的に対応すべき施策に対しては、近隣都市と連携を図り、効率的かつ効果的に事業を実施します。

⁶² 埼玉県では、交通事情、地域の繋がり、東京都心からの距離及び生活圏などを考慮して、福祉、保健、医療の連携を図る観点から、市町村より広域的な行政単位として県内を10地域に分けた「障害保健福祉圏域」を設定している。川口市は蕨市、戸田市とともに南部圏域に属している。



資料編





1 川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会

(1) 川口市社会福祉審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川口市社会福祉審議会条例（平成29年条例第49号）第8条の規定に基づき、川口市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会の設置等)

第2条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第11条第1項の規定により設置する身体障害者福祉専門分科会は、障害者福祉専門分科会と称するものとし、当該専門分科会においては、同項に規定する身体障害者の福祉に関する事項に加え、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議する。

2 法第11条第2項の規定により設置する専門分科会は、地域福祉専門分科会とし、当該専門分科会において調査審議する事項は、地域福祉に関する事項とする。

3 前項に規定する専門分科会のほか、必要に応じ、審議会に専門分科会を設置することができる。

(専門分科会の委員等)

第3条 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 専門分科会に、専門分科会長及び副専門分科会長を置く。

3 専門分科会長は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員。第5項、次条第2項及び第3項並びに第5条において同じ。）の互選によってこれを定める。

4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を総理する。

5 副専門分科会長は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから専門分科会長が指名する。

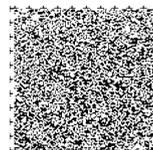
6 副専門分科会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門分科会の会議等)

第4条 専門分科会の会議は、専門分科会長が招集し、その議長となる。

2 専門分科会は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 専門分科会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。



第5条 専門分科会は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員全員の一致によりあらかじめ指定する事項については、書面により決議することができる。

2 前項の規定による決議は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

第6条 審議会は、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）において調査審議する事項について諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（部会の設置等）

第7条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「令」という。）第3条第1項の規定により、同項の身体障害者福祉専門分科会に審査部会を置く。

2 前項の審査部会は、障害者福祉専門分科会審査部会と称するものとし、当該審査部会においては、令第3条第1項に規定する身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議に加え、次に掲げる事項について調査審議する。

（1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師の指定及び当該指定の取消しに関する事項

（2）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療に係るものを除く。）の指定の取消しに関する事項

第8条 法第12条第2項の規定において読み替えて適用される法第11条第1項の規定により設置する児童福祉専門分科会に、部会を置く。

2 前項の部会は、児童福祉専門分科会施設認可部会と称するものとし、当該部会においては、次に掲げる事項について調査審議する。

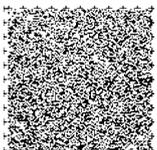
（1）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項に規定する家庭的保育事業等の認可に関する事項

（2）児童福祉法第35条第4項に規定する児童福祉施設の設置の認可（保育所に係るものに限る。）に関する事項及び同法第46条第4項に規定する児童福祉施設の設置者に対する事業の停止の命令に関する事項

（3）児童福祉法第59条第5項に規定する施設に対する事業の停止又は施設の閉鎖の命令に関する事項

（4）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項及び第3項に規定する認定に関する事項並びに同法第7条第1項に規定する認定の取消しに関する事項

（5）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する事項



(6) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項第1号及び第2号に規定する事項

(7) 川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第58号）第3条第1項、川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第72号）第3条第1項、川口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第74号）第3条第1項及び川口市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第59号）第4条第1項に規定する勧告に関する事項

第9条 第7条第1項の規定により置く審査部会及び前条第1項の規定により置く部会のほか、必要に応じ、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に部会を置くことができる。

（部会の委員等）

第10条 部会（障害者福祉専門分科会審査部会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、当該専門分科会長が指名する。

2 部会に、部会長及び副部会長を置く。

3 部会長は、その部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、その部会の会務を総理する。

5 副部会長は、その部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長が指名する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（部会の会議）

第11条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

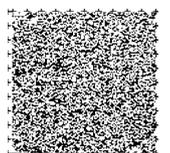
2 部会は、その部会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第12条 令第3条第3項に定めるもののほか、審議会は、部会において調査審議する事項について諮問を受けたときは、当該部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（関係者の出席及び資料の提出）

第13条 審議会、専門分科会又は部会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。



(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

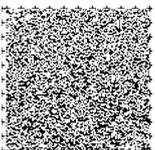
1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(川口市社会福祉保健審議会規則の廃止)

2 川口市社会福祉保健審議会規則(昭和53年規則第24号)は、廃止する。

附則(令和元年6月25日規則第9号)

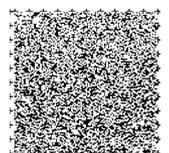
この規則は、公布の日から施行する。



(2) 川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会 委員名簿

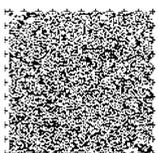
(敬称略)

役 職	氏 名	所 属 等	区 分
専門 分科会長	田中 恵美子	東京家政大学 人文学部 教育福祉学科	学識経験者
副専門 分科会長	岩元 貴博	埼玉県南児童相談所 副所長	
委員	新谷 仁	川口市医師会	
	岡本 和久	桐和会グループ 理事長	
	吉井 正俊	川口歯科医師会 専務理事	
	福嶋 繁夫	川口市立小学校長会 桜町小学校 校長	
	相澤 秀一	川口公共職業安定所 統括職業指導官	
	小川 礼子	NPO法人くれおん 代表理事	社会福祉 事業従事者
	松本 哲	社会福祉法人みぬま福祉会 理事	
	永瀧 敏明	川口市社会福祉協議会 事務局長	
	小巻 喜一	一般社団法人川口市身体障害者福祉会 代表理事	
	吉田 優	社会福祉法人ひふみ会 理事長	
	片山 理	川口市精神障害者の会よつば 会長	
	森田 かよ子	NPO法人川口市障害難病団体協議会 代表理事	
	成川 訓枝	公募委員	
中島 直美	公募委員	学識経験者	



(3) 検討経過

開催日	議題	配布資料
第1回 令和2年 7月3日(金) ※書面会議	(1) 第6期川口市障害者自立支援福祉計画等の策定について (2) アンケート調査・意見交換会の実施について	・令和2年度第1回川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会資料
第2回 令和2年 9月30日(水) 川口市役所 第一本庁舎 501会議室	(1) アンケート調査(速報値)・意見交換会の結果について (2) 現行計画施策・事業の進捗状況の結果について (3) 次期計画の骨子(案)について	・川口市障害福祉に関するアンケート調査(速報値) ・「川口市障害者自立支援福祉計画・障害児福祉計画」策定のための意見交換会 実施結果 ・川口市障害者福祉計画(2018～2023) 第5期川口市障害者自立支援計画・第1期川口市障害児福祉計画(2018～2020) 進捗状況報告① ・ // 進捗状況報告② ・重点施策・基本施策の進捗状況 ・第6期川口市障害者自立支援福祉計画・第2期川口市障害児福祉計画(構成案) ・国の基本指針の一部改正について(概要)
第3回 令和2年 10月28日(水) 川口市役所 第一本庁舎 501会議室	(1) 次期計画素案(体系等)について	・次期計画素案 ・川口市障害福祉に関するアンケート調査(確報値) ・川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書
第4回 令和2年 11月25日(水) 川口市役所 第一本庁舎 501会議室	(1) 計画素案について (2) パブリックコメントの実施について	・次期計画素案
第5回 令和3年 2月10日(水) 川口市役所 第一本庁舎 601会議室	(1) パブリックコメントの結果について (2) 計画(案)について	・第6期川口市障害者自立支援福祉計画・第2期川口市障害児福祉計画(案)への意見募集結果 ・計画(案) ・新旧対照表



2 用語解説

[ア]

アウトリーチ

英語で「手を伸ばす」ことを指し、相談やサービス利用の申し出等を自発的にしない人に対して、市等の公共機関が積極的に働きかけて支援をすること。

アセスメント

対象者のニーズや利用中のサービス、生活課題などを聞き出し、どのようなサービスやケアが必要なのかを判断する。

あんしんサポートねっと

川口市社会福祉協議会による福祉サービス利用援助事業のこと。判断能力が不十分な高齢者や知的障害・精神障害者などで、福祉サービス利用や日常的金銭管理等の援助が必要な場合、生活支援員が定期的に伺い、支援する事業。

医療的ケア

法律上に定義されている概念ではないが、一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為を指す。

医療的ケア児

経管栄養、気管切開、人工呼吸器など、日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児のこと。

[カ]

川口市社会福祉審議会

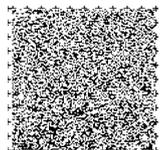
社会福祉法第7条第1項により、社会福祉に関する事項を調査審議するために都道府県・政令指定都市・中核市に設置される機関。

機能訓練

医療的リハビリテーションを終了した者を対象に、日常動作など日々の周辺環境への適応や、本人への動機づけ等を主な目的として、保健センターなどの公共施設を利用し実施するもの。

ギャンブル等依存症対策基本法

ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とした法律。



強度行動障害

直接的な他害（噛み付き、頭突き等）や、間接的な他害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等が「通常考えられない頻度と形式で出現している状態」を指す。

居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が困難な障害児に対する居宅を訪問して発達支援を提供するサービスのこと。

ケアマネジメント

生活ニーズに基づき、さまざまなサービスを一体的・総合的に提供できるよう、ケアプランを作成・調整すること。

ケースワーカー

精神や心身、社会的に問題を抱えるなどの理由により、地域で福祉サービスを必要としている人に社会福祉の視点から相談や助言を行い支援する専門職。

高次脳機能障害

病気や事故による脳の損傷により、注意力や集中力の低下、感情の抑制や簡単な動作がうまくできない、よく知っている道で迷うなどの症状が現れる障害。

合理的配慮

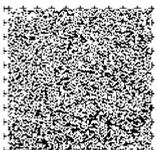
障害者権利条約第2条で、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。実質的な機会均等を確保するために必要で適切な変更及び調整がないことを、障害者権利条約では「差別」であるとしている。

子ども家庭福祉

従来の子どもは保護の対象であるという「児童福祉」の概念に「家庭」を取込み、子どもを権利の主体として捉え、尊重していく概念のこと。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域で困っている人や地域の困りごとを支援する専門職のこと。地域の人材や仕組み、公的・民間サービスや地域住民の援助などを組み合わせるなど、地域で支え合うための仕組みづくりの調整やコーディネートを担う。



[サ]

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）

視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とした法律。

児童福祉法

児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めた法律。

社会的障壁

日常生活や社会生活を送るうえで、障壁（利用しにくい施設・整備や制度、慣習や文化、観念など）となるもの。

重度障害者

重度身体障害者とは、身体障害者障害程度等級表の1級又は2級の障害を有する人、3級の障害を2つ以上重複している人を指す。重度知的障害者とは、知的障害者判定機関により知的障害者の程度が重いと判断された人を指す。

就労定着支援

一般就労に移行した人に、就労を伴う生活面の課題に対応するための支援を行う。

障害者基本法

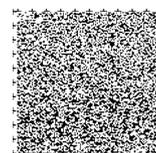
身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者の自立と社会・経済・文化、その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とした法律。

障害者権利条約

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約。

障害者雇用促進法

障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業の安定を図ることを目的とした法律。



障害者総合支援法

平成24年6月に制定、従来の障害者自立支援法を一部改正した法律である。障害者及び障害児等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等を総合的に行うこと、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としている。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的とした法律。

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第87条第1項及び児童福祉法第33条の19第1項の規定に基づき、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針を定めた指針。

障害保健福祉圏域

埼玉県では、交通事情、地域の繋がり、東京都心からの距離及び生活圈などを考慮して、福祉、保健、医療の連携を図る観点から、市町村より広域的な行政単位として県内を10地域に分けた「障害保健福祉圏域」を設定している。川口市は蕨市、戸田市とともに南部圏域に属している。

自立支援協議会

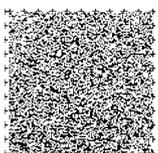
障害福祉に係る関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うための会議で、具体的には相談支援事業所の評価、困難事例の協議、障害福祉関係機関のネットワークづくり、障害福祉計画の進捗状況の評価などを行う。

自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う。

身体障害

身体障害者福祉法に規定された、視覚障害、聴覚または平衡機能の障害、音声機能、言語機能、またはそしゃく機能の障害、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活に著しい制限を受ける程度であると認められるもの。



精神障害

統合失調症、うつ病などの気分障害、薬物・アルコールなどの依存症、パニック障害、不安障害、てんかん、認知症等のため、精神や行動における特定の症状を呈することによって、機能的な障害を伴っている状態をいう。

また、精神障害のため生活のしづらさを抱えている方を精神障害者という。なお、精神障害者には発達障害や高次脳機能障害も含まれる。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された仕組み。

成年後見制度

民法に規定されている制度で、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力の不十分な人が、財産管理や身上監護についての契約などの法律行為について自己決定を行う際に一定の支援を必要とする場合には、その人らしく暮らしていくことができるよう保護し支援する制度。

成年後見制度の利用の促進に関する法律

認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資することにもかかわらず、成年後見制度が十分に利用されていないことから、その利用の促進についての基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めた法律。

成年後見制度法人後見支援事業

障害者総合支援法に位置づけられた地域生活支援事業の一つで、成年後見制度に基づく法人後見活動を支援するため、同事業を実施する団体を対象として研修や組織構築の支援、専門職による支援などを行う。

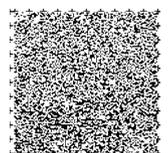
[夕]

地域移行

住まいを施設や病院から単に元の家庭に戻すことではなく、障害者が自ら選んだ住まいで安心して、自分らしい暮らしを実現すること。

地域生活支援拠点等

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。



地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として市町村が設置するもの。

知的障害

知能検査によって測定された知能指数が70までで、その障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、併せて日常生活に支障が生じているため、何らかの援助を必要とする状態をいう。

通級指導教室

言語障害、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の児童生徒に対して、一人一人の児童生徒の障害に応じた特別の指導を行う教室。児童生徒は、各教科の指導は主として通常の学級で受け、必要な時間を通級指導教室に通う。

特別支援学級

小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために置かれた学級。

特別支援学校

障害者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し、自立が図られること」を目的とした学校。なお、旧盲学校、旧聾学校、旧養護学校は、平成19年4月1日から「特別支援学校」となっている。

[ナ]

内部障害

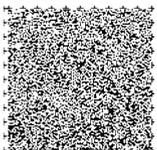
心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓など体の内部の機能障害をいう。

難病

原因が不明で、治療方法も未確立で、かつ後遺症を残すおそれがある病気をいう。経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成26年法律第50号）により、医療費助成制度の対象疾病とされた指定難病については、医療費の助成が受けられる。

日中サービス支援型指定共同生活援助

障害者の重度化・高齢化に対応するため、障害者が地域住民との交流が確保される地域の中で、家庭的な雰囲気の下で、共同生活を営む住まいの場。



[ハ]

発達障害

発達障害者支援法において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。

ピアサポート

同じような障害（立場や境遇、経験など）を抱えた人同士の支え合いを指す。

PDCAサイクル

Plan(計画)－Do(実行)－Check(点検)－Action(見直し)のサイクル。

福祉的就労

生産活動に参加することを目的として行う就労であり、労働法規が適用されないものを言う。ここでは賃金ではなく工賃が支払われ、法的には労働契約に基づく労働者として認められていない。

福祉避難所

高齢者や障害者、病弱者のうち、健康状態などへの特別の配慮もしくは介護を要する人が避難する二次避難所のことで、主に高齢者・障害者・児童福祉施設等が指定される。

ペアレント

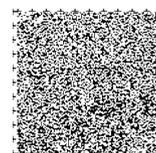
親など保護者のこと。

ペアレントトレーニング

保護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つ。

ペアレントプログラム

子どもや自分自身について「行動」で把握し、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的として、「行動で考える」「（叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを）ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標に向けて取り組む簡易的なプログラム。



ペアレントメンター

発達障害の子どもを育てた保護者が、相談支援に関する一定のトレーニングを受け、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などにグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行う。

放課後児童クラブ

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学1年生から6年生までの児童について、小学校等の施設を利用して生活や遊びの場を提供し、児童の健全な育成を行う。

補助犬

身体障害者の自立と社会参加に資するものとして、身体障害者補助犬法に基づき訓練・認定された盲導犬、介助犬、聴導犬の総称。

[マ]

免疫機能障害

ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能の障害をいう。

面的整備型

5つの居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を地域の複数の機関が分担して担う体制。

盲ろう者

視覚障害と聴覚障害を併せ持つ人のことをいう。

モニタリング

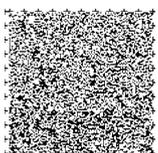
社会福祉援助の実践の過程で、その実行状況を監視し点検すること。援助実践の内容や効果、課題の達成はできているか、利用者は満足しているかなどを定期的に吟味し見直しをする。

[ラ]

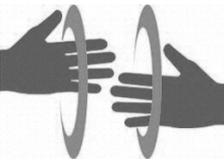
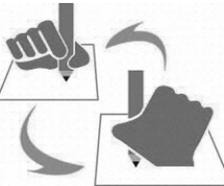
療育

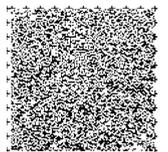
心身に障害のある児童（障害児）に対し、適切な治療等を行い、障害の治癒や軽減を図りながら教育すること。

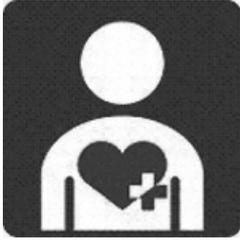
乳幼児期から学童期にかけては、基本的な生活習慣の確立、知的発達、運動発達、情緒の発達、社会性の発達など、人間の成長過程でも最も重要な時期であり、その早い段階で障害を早期発見し、早期療育を行うことが、軽減・治癒の効果が高いとされている。

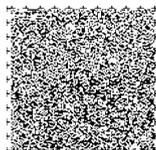


■ 障害者のシンボルマーク

シンボル マーク	(上段) マークの名称	マークの概要、使用方法など
	(下段) 関係団体・機関	
	障害者のための 国際シンボルマーク	<p>障害者が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す世界共通の国際シンボルマークです。マークの使用については、国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>なお、このマークは、すべての障害者を対象としたもので、特に車イスを利用する障害者を限定し使用されるものではありません。</p> <p>このマークの使用や著作権については、公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会が管理しています。</p>
	公益財団法人 日本障害者リハビリ テーション協会	
	盲人のための 国際シンボルマーク	<p>世界盲人連合（WBU）が定めた世界共通の国際シンボルマークです。WBUによれば、「このマークを手紙や雑誌の冒頭に、あるいは歩行用に自由に使用してよい。色はすべて青にしなければならない」としています。</p> <p>横断歩道で、このマークが付いた歩行者用信号ボタン見かけることがありますが、この信号機は視覚障害者が安全に渡れるよう、信号時間が長めに調整されています。</p>
	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会	
	聴覚障害者の シンボルマーク (国内：耳マーク)	<p>聴覚障害を示す耳が図案化されたもので、左記の会などが提唱しています。</p> <p>聴覚障害者は、障害そのものがわかりにくい、「声をかけたのに返事をしない」などと誤解されたり、不利益や危険にさらされたりするなど、社会生活の上で不安が数知れずあります。「聞こえない」ことが相手にわかれば、相手はそれなりに気配りをします。目の不自由な人の「白い杖」などと同様に、耳が不自由ですという自己表示が必要ということで考案され、預金通帳、年金証書等に貼って、呼び出しなど聞こえないことへの配慮を求めるといった場合に使用されています。</p>
	一般社団法人 全日本難聴者・中途 失聴者団体連合会	
	手話マーク	<p>全日本ろうあ連盟が作成したマークで、ろう者等から提示すると「手話で対応をお願いします」の意味、窓口等での掲示は「手話で対応します」「手話でコミュニケーションできる人がいます」等の意味になります。</p>
	一般財団法人 全日本ろうあ連盟	
	筆談マーク	<p>全日本ろうあ連盟が作成したマークで、筆談を必要としている人（ろう者等、音声言語障害者、知的障害者、外国人なども含む）が提示すると「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等での掲示は「筆談で対応します」等の意味になります。</p>
	一般財団法人 全日本ろうあ連盟	
	ヘルプマーク	<p>義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人がいます。</p> <p>ヘルプマークは、こうした人々が周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくするためのマークで、平成24年に東京都が作成しました。また、平成29年7月20日、JIS規格（日本工業規格）の図記号に追加され、全国共通のマークになりました。</p>
	東京都福祉保健局 障害者施策推進部 計画課 社会参加推進担当	



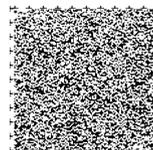
シンボル マーク	(上段) マークの名称	マークの概要、使用方法など
	(下段) 関係団体・機関	
	「ハート・プラス」マーク	<p>心臓疾患などの内部障害があることを示すシンボルマークで、左記の会が提唱しています。</p> <p>身体に「内部障害・内部疾患」というハンディキャップがあっても、外観からはわからないため、まだ社会に十分に理解されていません。電車の中や職場、スーパーなどいろいろな場所で、「辛い、しんどい」と声に出せず我慢している人がいます。そのような方々の存在を視覚的に示し、理解の第一歩とするため広く利用を呼びかけています。</p>
	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会	
	オストメイトマーク	<p>オストメイト（人工肛門保有者・人工膀胱保有者）を示すシンボルマークで、左記の会が提唱しています。オストメイト対応トイレであることを示すために、トイレの入口に表示するものです。</p> <p>なお、「オストメイト対応トイレ」とは、排泄物の処理、腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄などができる配慮がされているトイレです。</p>
	公益社団法人 日本オストミー協会	
	身体障害者補助犬 (ほじょけん) 啓発マーク	<p>補助犬を啓発するために、補助犬を受入れる店の入口などに貼るマークです。</p> <p>補助犬とは、身体障害者補助犬法で定められた「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」の3種類を言います。一般のペットとは異なり、他人に吠えないなど補助犬としての能力を認定された犬だけが「補助犬」と名乗れます。</p> <p>不特定多数の人が利用する施設（デパートや飲食店など）では、受入れが義務づけられています。この他にもさまざまなデザインのシールが、補助犬受入れの表示マークとして使われています。</p>
	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室	
	身体障害者標識 (身体障害者マーク)	<p>肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人は、その障害が自動車の運転に影響を及ぼす恐れがあるときは、この標識を表示して運転するよう努めなければなりません。なお、このマークを付けた車両への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。</p>
	警察庁交通局交通企画課	
	聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク)	<p>政令で定める程度の聴覚障害者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。政令に定められている程度の聴覚障害のあることを理由に免許に条件を付されている人は、このマークを必ず表示しなければなりません。なお、このマークを付けた車両への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。</p>
	警察庁交通局交通企画課	

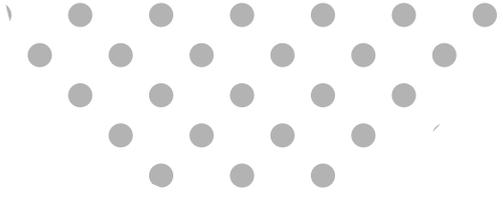


第6期 川口市障害者自立支援福祉計画
第2期 川口市障害児福祉計画
(令和3年度～令和5年度)

令和3年3月

発行 川口市
編集 川口市福祉部障害福祉課
〒332-8601
埼玉県川口市青木二丁目1番1号
TEL：048-258-1110（代表）
FAX：048-259-7943
川口市のホームページ
<http://www.city.kawaguchi.lg.jp/>





川口市

